

総務委員会資料

1 所管事務の調査（報告）

（1）「（仮称）川崎市民館・労働会館 管理運営計画（案）」について

資料 1 （仮称）川崎市民館・労働会館 管理運営計画（案）【概要版】

資料 2 （仮称）川崎市民館・労働会館 管理運営計画（案）

資料 3 「（仮称）川崎市民館・労働会館管理運営計画（案）」意見募集案内

参考資料1 市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）【概要版】

参考資料2 市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）

経済労働局

令和4年5月27日

第1章 目的、位置づけ

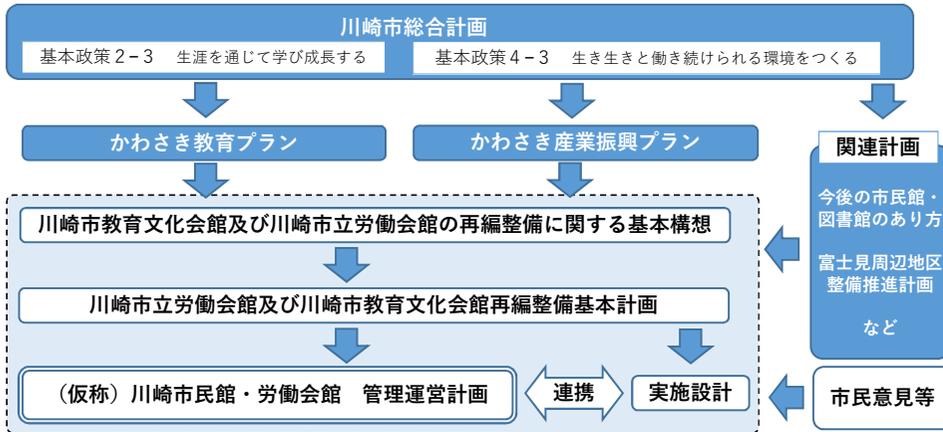
1 本計画策定の目的

- (仮称)川崎市民館・労働会館(以下「新施設」という。)は、川崎市教育文化会館(以下「教育文化会館」という。)と川崎市立労働会館(以下「労働会館」という。)の機能を、現在の労働会館施設の大規模な改修により再編整備するもので、令和3(2021)年1月に策定した「川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館再編整備基本計画」に基づき、「(仮称)川崎市民館・労働会館 管理運営計画」(以下「本計画」という。)を策定します。
- 本計画は、教育文化会館と労働会館が、それぞれこれまで行ってきた事業を継続するとともに、新施設を一体として運営していくため、事業サービスの内容や効率的・効果的な提供手法等に関する基本的な事項等を明らかにすることを目的としています。

2 これまでの検討の経緯

年 度	主な検討内容
平成20(2008)年3月	「富士見周辺地区整備基本計画」策定
平成30(2018)年3月	「川崎区における市民館機能のあり方について～再編整備の方向性～」策定
平成30(2018)年8～10月	「教育文化会館の移転に関する意見交換会(ワークショップ)」開催
平成31(2019)年3月	「川崎市教育文化会館及び川崎市立労働会館の再編整備に関する基本構想」策定
令和2(2020)年6～8月	「新施設に求める機能等の利用者アンケート、ヒアリング及び中高生との意見交換会」開催
令和3(2021)年1月	「川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館再編整備基本計画」策定
令和3(2021)年6～11月	サウンディング型市場調査実施 「あたらしい労働会館・教育文化会館を考えるワークショップ」開催
令和4(2022)年1月	「(仮称)川崎市民館・労働会館 管理運営計画に関する中間とりまとめ」策定

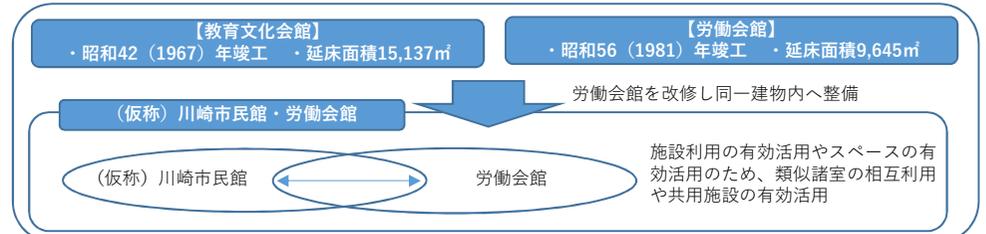
3 位置づけ



第2章 基本理念・役割

1 基本理念

- 平成31(2019)年3月に策定した「川崎市教育文化会館及び川崎市立労働会館の再編整備に関する基本構想」で掲げた再編整備の基本理念は、これからの管理運営においても本施設のめざすところであることから、引続き、新施設の基本理念とします。

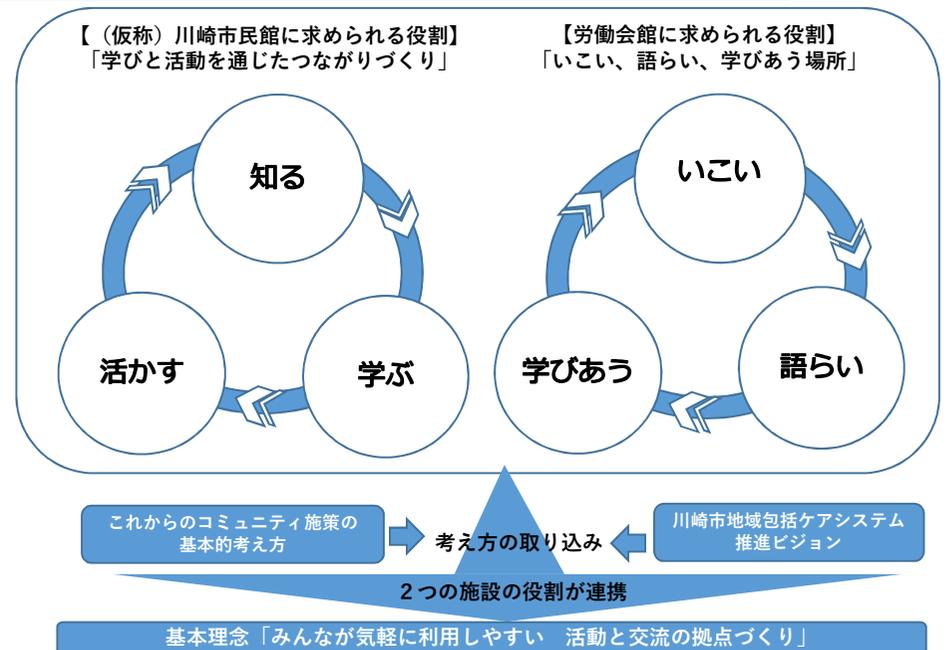


- さまざまな目的をもった多様な人々が、いつでも気軽に施設に集い、それぞれの活動を展開していくことができる場となることや、施設の一体化による新たな利用者同士の交流を促進させていくことで、誰もが使いやすい魅力ある施設となることをめざします。

みんなが気軽に利用しやすい 活動と交流の拠点づくり

2 新施設の役割

- (仮称)川崎市民館は、川崎区の市民館として、“市民自身が学び、その成果を地域での活動に活かすことで充実感を味わい、更なる学びにつなげる”という学びと活動の循環を推進し、「学びと活動を通じたつながりづくり」の役割を果たします。
- 労働会館は、労働組合その他諸団体の活動を支援するとともに、働く労働者の勤労意欲の向上のため、情報の収集・提供、学習・研修などの事業を実施し、労働組合その他諸団体の健全なる発達と労働者の勤労意欲を向上させる「いこい、語らい、学びあう場所」としての役割を果たします。
- (仮称)川崎市民館と労働会館が同一建物内に設置されていることのメリットを活かした事業・サービスを提供することにより、両施設で活動する団体・サークルの連携など利用者相互の新たな交流を促進し、利用者の活動の活性化を図っていきますが、両施設が集約されることで、人が多く集まることによる施設の賑わいや楽しさが生まれ、周辺のまちづくりにおいても、川崎区内や富士見公園における地域の拠点としての役割を果たします。



第3章 市民意見等の把握と整理

1 市民意見の把握

- (1)「あたらしい労働会館・教育文化会館を考えるワークショップ」の開催(令和3(2021)年7月～11月)
 ・新しい施設が、誰もが安全・安心して気軽に利用できる施設となるよう、事業・サービスや施設の利用ルールなどを考えるワークショップを開催しました。(延べ参加者数:90名 意見数:395件)
 第1回:既存の施設を学ぼう!～基本計画の振り返りと施設見学～(参加者数:27名)
 第2回:新施設や川崎区にふさわしい事業・サービスを考えよう!(参加者数:26名)
 第3回:幅広い利用に応えられるルールを考えよう!(参加者数:22名)
 第4回:どんな風に参加する?市民が参加しやすい仕組みを考えよう!(参加者数:15名)

ワークショップの様子



(2) オープンハウス型説明会

- ・「あたらしい労働会館・教育文化会館を考えるワークショップ」の結果を周知する取組として、川崎区の既存のイベントに出展し、オープンハウス型説明会を開催しました。
 ・パネルの展示やニュースレターの配布、ワークショップでいただいた主なアイデアへのシール投票、来場者からの質問・意見への対応を行いました。
 イベント名:「知ろう!学ぼう!かわさき企業市民交流Day」※川崎区のイベント
 日時:令和3(2021)年11月23日(火・祝)/場所:川崎ルフロン/来場者数:180人/シール投票数:279枚
 【参考(パネル展示)】
 教育文化会館 1階 エレベーター前(令和3(2021)年11月26日～12月24日) シール投票数268枚
 労働会館 1階 ロビー(令和3(2021)年11月26日～12月24日) シール投票数185枚

(3) 中間とりまとめ後の意見交換

- ア 社会教育委員会議(専門部会含む)への説明
 ・社会教育委員会議(令和3(2021)年2月4日)
 ・教育文化会館専門部会(令和3年(2021)年2月20日)
 イ 利用団体等への説明
 労働会館や教育文化会館の利用団体や町内会、学校などに対し、中間とりまとめを説明

2 市民意見の整理

●ワークショップ等を通じて把握した市民意見を、本計画の項目に沿って整理しました。

参考とした主な意見	本計画の項目
<p>【多様なイベント】 ・全館イベントなど、子育て関連のイベントを何かやってほしい。 ・子どもが体験できるイベントをやってほしい。 ・誰でも参加可能なサークル紹介イベントをやってほしい。</p> <p>【多世代交流】 ・色々な世代の方と関わりを持ちたい。 ・子どもが一人でいっても楽しめ、学び、知り合いができてそうな施設となつてほしい。 ・働く方による学生への授業(職業講和や職業体験)を実施してほしい。 (ホールでは音楽系、エンタメ系、料理室で料理人、体育室でフィットネス関連の人の話が聞けるようなイベント)</p> <p>【多文化交流】 ・国際的な友達と会う場所がほしい。 ・海外の人と交流したい。英語の勉強や、食文化を活かした国際交流をしたい。 ・海外の文化を知る機会と日本の文化を海外へ発信できる事業を実施してほしい。</p> <p>【地域交流】 ・新しい施設の取組と、富士見公園での活動につながりがほしい。 ・地域全体で連携して何かできるとよい。 ・地域の人たちと関わり、交流するという観点から、富士見公園のゴミ拾いや草むしりなどを主催してほしい。</p>	第4章 事業計画

参考とした主な意見	本計画の項目
<p>【休館日・開館時間】 ・休館日は固定の方がわかりやすい。土・日・祝日は開館にしてほしい。 ・月1回程度の休館日は必要。 ・現在の開館時間がよい。利用時間は全施設一律がよい。</p> <p>【利用方法等】 ・ホールとホール以外で申込時期を分けた方がよい。 ・ホールと同時に会議室も予約できるとよい。 ・1～2時間単位で利用できる部屋があると使いやすい。 ・飲食可能、お酒が飲める、懇親会で利用、ケータリングなどができるとよい。</p> <p>【ホール・ミニホール】 ・(ホール)楽屋の数を増やしてほしい。 ・(ホール)リハーサル室を単独利用したい。 ・(ホール)小さな子どもが親とステージを鑑賞できる多目的・親子観覧室の設置。 ・(ミニホール)講演会、演劇、演奏、落語会、各種祝典などに対応でき、楽屋を設ける。</p> <p>【多目的室・多目的利用】 ・防音など多目的機能に耐えられる設備がほしい。 ・様々な用途に活用できる複数の多目的な部屋がほしい。 ・可動式の仕切りで大きさが調整できる部屋があるとよい。</p> <p>【教養室等】 ・(体育室)鏡があるとダンスなどに活用できる。卓球や室内テニスができる。 ・(スタジオ)防音してほしい。鏡があるとよい。 ・(料理室)調理実習等で活用したい。子ども食堂と連携した利用ができるとよい。 ・(実習室)習字での利用ができるようにしてほしい。流し台があるとよい。 ・(和室)本格的な茶室になるとよい。オープンスペースと一体で使えとよい。 ・(市民ギャラリー)市民ギャラリー以外にも、壁面に作品を展示できるとよい。</p>	<p>2 休館日・開館時間</p> <p>3 施設の概要 (1)貸出施設</p> <p>資料編 施設の配置について</p>
<p>【オープンスペース】 ・予約なしで利用できるようにしてほしい。 ・1～2時間単位で専用利用できる仕組みがあるとよい。低額なら有料でもよい。 ・利用目的によって使い分けができるとよい(会話の可否、飲食の可否など)。 ・一定のルールは必要。 ・近くの諸室(和室など)と同時利用ができると活動の幅が広がる。</p> <p>【市民活動支援】 ・市民活動の拠点(打ち合わせしやすい空間・作業場所)となるようにしてほしい。 ・パソコンと印刷機を設置してほしい。 ・現在の市民活動コーナーのように、予約なしで使うことができる時間帯があるとよい。</p> <p>【図書コーナー】 ・専門家以外の市民でも立ち寄れるよう労働資料と一般図書が融合した場所にしてほしい。 ・誰もが入りやすいレイアウトで、出会いや賑わいを創出する場所にした。</p> <p>【児童室】 ・小さい子どもが安心して遊べるスペースがあるとよい。(ベビースペース・キッズトイレ・赤ちゃん用マット)</p>	<p>5 施設利用計画</p> <p>3 施設の概要 (2)オープン利用施設</p> <p>資料編 施設の配置について</p>
<p>【ロッカースペース】 ・色々なサイズのロッカーや用途に応じた利用形態があるとよい。 ・団体の活動支援のために、ロッカーは必要。施設利用団体の利用優先ロッカーの設置。 ・無料と有料ロッカーを設ける。</p> <p>【売店/飲食スペース】 ・1階にテーブルと椅子がある食事できる場所があるとよい。 ・売店では文房具を販売してほしい。</p> <p>【その他】 ・(駐輪場)出入口と自転車置き場を近くにしてほしい。駐輪場を充実させてほしい。 ・(便所)男女それぞれにバリアフリートイレを設置したい。 ・バリアフリー・ユニバーサルデザインを意識して設計してほしい。</p>	<p>3 施設の概要 (3)便益施設</p> <p>資料編 施設の配置について</p>
<p>・浸水対策をしっかりしてほしい。 ・津波時に1階が水没することを踏まえた対策が必要。</p>	4 災害時の対応
<p>・施設名を親しみやすい名称にする。 ・施設についての新聞のようなものを中学校に配ってほしい。 ・市民の活動や、施設でできることを発信してほしい。</p>	第6章 広報計画

3 サウンディング型市場調査の実施

●今後の事業・サービスの充実に向けて、民間事業者のノウハウや創意工夫を凝らした幅広いアイデアを募集するサウンディング型市場調査を実施しました。(新しい宮前市民館・図書館移転・整備と合同で実施)

(1) 説明会・現地見学会

- ・開催日 令和3(2021)年6月10日(木)
- ・開催場所 労働会館
- ・参加団体数 30団体

(2) 個別対話

- ・開催日 令和3(2021)年7月12日(月)から7月27日(火)まで
- ・開催場所 教育文化会館
- ・参加団体数 15団体
- <参加者の主な業種等>
施設運営事業者(生涯学習、図書館、スポーツ、文化、コンベンション)、NPO法人、公益財団法人など

(3) 主な提案内容

参考とした主な提案内容	本計画の項目
<ul style="list-style-type: none"> ・幼児からシニアまでの各種学級・講座の実施 ・社会人向け「資格・ビジネススキル講座」をはじめとする夜間・休日の講座数の増加、小中学生向けの講座の実施 ・大学などの高等教育機関と連携したリカレント教育講座の開設 ・企業との連携による就労支援など労働会館ならではの事業提供 ・地域資源を活かした交流・共創を生むような主催事業、市民参加型のプロジェクトの実施 ・地元で活躍する人材を中高生に紹介する事業など、子どもや学生でも勤労者と触れ合える事業等の実施 ・障害者・外国人・高齢者が参加できる学習や健康づくりの拠点、若い世代の団体も含めた地域交流の拠点 	第4章 事業計画
<ul style="list-style-type: none"> ・労働資料コーナーの労働図書だけでなく、市立図書館との連携により、市立図書館の一般図書を借りることができる仕組みの構築 ・オープンカフェ、昼食の提供、弁当の提供をはじめ、懇親会、パーティー等にも対応したレストラン機能を有したスペースの確保 	第5章 施設利用計画

第4章 事業計画

1 基本的な考え方

●「みんなが気軽に利用しやすい 活動と交流の拠点づくり」をめざし、求められる役割を踏まえ、市民意見を参考に3つの運営方針を定め、それらに沿って取組の方向性を整理しました。

運営方針	取組の方向性	主な取組
運営方針1 利用しやすい環境づくり 誰にとっても、気軽に立ち寄れる居心地がよい空間づくり、安全・安心な魅力ある空間づくり等の利用環境の向上を図るとともに、わかりやすい、魅力のある情報発信の取組を進める。	ア 施設利用の促進のための取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●オープンスペースを活用した交流イベント ●料理室などの教養室を活用した体験型の講座やイベントの実施 ●多目的・多機能な施設・設備や便益施設等の設置 ●公衆無線LANなどオンライン環境の整備
	イ 労働者を支援する取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●労働者への憩いや交流の場の提供 ●労働に関する情報発信
	ウ 戦略的な広報の取組の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●SNS等を活用した情報発信や広報 ●多様な媒体を活用した魅力的な地域情報や地域活動情報の発信

運営方針	取組の方向性	主な取組
運営方針2 多様なニーズに対応した学びと活動の支援 自発的・主体的な学びや活動への支援を基本としながら、学習機会や情報を提供する取組を進める。	ア あらゆる世代、労働者に向けた魅力ある取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●ライフステージに応じた多様な講座・教室等の充実 ●働く市民のキャリアアップや自己啓発を促進する取組 ●労働資料の収集、保存、提供等
	イ ICTを活用した新たな手法による事業・取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●講座・学習などのオンライン化やデータ配信 ●ICTを活用するための講座の実施や場の提供
	ウ 地域人材が活躍できる取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●地域人材の発掘とネットワーク構築 ●市民が持つ知識などを地域還元できる仕組みづくり ●市民活動を支援するための打合せ・作業スペース等の設置
運営方針3 参加と協働・連携による地域づくり 多様化・複雑化する地域課題の解決に向けて、富士見公園などの市民利用施設や地域人材・団体等の多様な主体と連携した取組を進める。	ア 施設間連携による取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●市民館、労働会館の枠を超えた事業やイベント ●交流に利用可能なオープンスペース、児童室の設置
	イ 公園等の利用と一体となった取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●公園や周辺施設と連動した交流イベント ●公園利用者も利用しやすいテラス、更衣室等の設置
	ウ 多様な主体と連携した取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●サークル、活動団体、企業、NPO法人などと連携したイベント ●まちの資源を活かしたイベント

第5章 施設利用計画

1 基本的な考え方

●これまでの施設利用者に加え、学生や公園利用者等の幅広い利用者層に対応できるよう、市民意見を踏まえ、多様なニーズに応じた利用方法を取り入れながら、教育文化会館と労働会館の利用ルールを一本化して、新施設の利便性の向上を図っていきます。

2 休館日・開館時間

●現在の教育文化会館と労働会館の休館日、開館時間等を基に設定します。

(1) 休館日

休館日は必要最低限の日数とします。年末年始のほか、施設や設備の保守点検などのため、定期的な休館日を設けます。

(2) 開館時間

開館時間は原則午前8時30分から午後9時30分までとし、館内施設の貸出・利用時間は、原則として午前9時から午後9時30分までとします。

	新施設	労働会館	教育文化会館	市民館・分館
休館日	年末年始(12/29~1/3) 定期的な休館日	年末年始(12/29~1/3) 施設点検日 (月1~2回程度)	毎月第3月曜日 年末年始(12/29~1/3)	
開館時間	午前8時30分~ 午後9時30分	午前8時30分~ 午後9時30分	午前8時30分~ 午後9時30分	午前9時~午後9時
館内施設の貸出・利用時間	午前9時~午後9時30分	午前9時~午後9時30分 ※交流室は午後9時まで ※労働資料室は午後5時まで	午前9時~午後9時30分 ※市民ギャラリーは 午後9時まで	午前9時~午後9時

3 施設の概要

●新施設に求められる役割を担えるよう、次のとおり利用に供する施設を配置します。
(「資料編 施設の配置について」参照)

区分	対象施設等 ※()は複数の部屋数
(1)貸出施設	【ホール】 ホール(楽屋(5)、リハーサル室含む)、ミニホール(楽屋含む) 【多目的室】 ルーム(11)、交流室 【教養室】 体育室(2)、スタジオ(4)、音楽室、和室(2)、料理室、実習室(2) 【その他】 市民ギャラリー、オンラインルーム
(2)オープン利用施設	オープンスペース、市民活動コーナー、児童室、図書コーナー
(3)便益施設	【屋内】 ロッカースペース、更衣室、売店/飲食スペース、 便所(多目的含む)、給湯室、調乳室・授乳室、救護室 【屋外】 駐車場、駐輪場、テラス、広場

(1) 貸出施設(利用者が申請(予約)することで、占有して利用することができる施設)

ア 利用方法(予約方法)

現在の教育文化会館・市民館の利用方法(予約方法)を原則とします。ただし、オンラインルームは、オープン利用施設の利用ルールと調整を図りながら利用方法を設定します。

■抽選による利用申込

- ・ホール : 利用する日が属する12か月前の初日に利用申込を行い、抽選後に予約
- ・ミニホール : 利用する日が属する6か月前の初日に利用申込を行い、抽選後に予約
- ・多目的室・教養室 : 利用日の4か月前の17日から23日までに抽選申込を行い、24日に抽選、25日以降に予約※「ふれあいネット」での利用申請を原則とします。
- ・市民ギャラリー : 例) 4月の第2木曜日に10~12月使用分の予約を開始

■先着順による利用申込

- ・全ての貸出施設: 抽選終了後、空いている施設については、先着順で予約を受け付けます。

※1ホール・ミニホールの申込では、抽選期間前でも他の施設を同時に申込できます。

※2利用申込期間よりも前の利用申請は、現在の教育文化会館及び労働会館における取扱いを基本とします。

イ 利用区分(貸出区分)

午前・午後・夜間の3区分や時間単位等、現在の教育文化会館及び労働会館の利用状況等を踏まえ、貸出施設ごとに使いやすい利用区分とします。

ウ 料金体系の考え方

施設として一本化した料金体系とします。受益者負担の原則により、利用者には適正かつ公平、公正な負担を求めることを基本とし、具体的な金額については、現在の教育文化会館及び労働会館の料金体系や、市内外の類似施設の利用料等を参考としながら、今後条例において位置付けます。

なお、減免措置は、現在の教育文化会館及び労働会館の減免措置の取扱いを基本に検討します。

エ 飲食の考え方

原則として、飲食を伴う利用(昼食会、懇親会など)を可能とします。

ただし、ケータリングやアルコールを伴う飲食(賀詞交歓会や会議後の懇親会など)は、事前に申請を行うなど、一定の手続きを前提とします。

(2) オープン利用施設(原則として、申請(予約)せずに個人でも無料で利用することができる施設)

ア 利用ルールの設定

利用者同士の新たな交流やつながりづくりのため、誰もが使いやすい利用ルールを開館までに設定します。

・利用方法、利用時間、会話や飲食が可能な場所(スペースの区分け)、物品販売の可否 など

イ 占有利用の考え方

占有利用を行う場合は申請(予約)によることとし、適正かつ公平、公正な負担を求めることを基本に検討します。
例: オープンスペースに隣接する施設(和室、料理室、実習室)と一体的に利用する場合

ウ 図書コーナーの考え方

図書等を配架するとともに、閲覧席を設置します。

図書等は、現労働会館の労働資料室の書籍・資料(労働資料)に加え、新たに一般図書や児童書等を配架し、貸出も行います。また、市立図書館との連携について検討します。

4 災害時の対応

●新施設としての業務継続計画(BCP)の作成など防災対策を実施するとともに、本市地域防災計画等において、次の防災機能を有する施設として位置付けます。あわせて、施設・設備面における防災対策を実施することで、安全・安心な施設利用を図ります。

防災機能

- 区災害ボランティアセンター : 災害時に災害ボランティアの受付や調整などを行う拠点
- 避難所補充施設 : 地域の実情に応じて緊急避難場所及び指定避難所を補充する施設
- 津波避難施設 : 津波警報等が発表された際に、避難者が一時的に避難・退避する施設
- 帰宅困難者用一時滞在施設 : 地震発生時に帰宅困難者を一時的に受入れる施設
- 川崎区の危機管理本部の代替施設: 川崎区役所(7階)に危機管理本部が設置できない場合等に代替となる施設

【参考: 施設・設備面における防災対策】

1 耐震対策

- ・構造躯体に鉄筋コンクリート造の耐震壁と鉄骨の耐震プレースの耐震要素を増やすとともに、耐力要素の偏りを解消して、所定の耐震強度を確保する。
- ・ホールの特定天井対策は、荷重負荷の軽減と音響性能の確保等を考慮した結果、天井材は吊らずに建物と天井を一体化する方法(準構造化)とする。

2 洪水・津波対策

- ・現在の駐車場に、想定浸水深(3メートル)以上の高さ(2階レベル)の設備置場を新設し、電気設備・空調設備・受水槽等を設置する。また、1階の書庫には、入口に防水扉を設置する。
- ・浸水後も施設の機能が維持できるように、事務室・設備監視室を2階に設置する。

3 トイレ対策

- ・現在の駐車場に広場を設け、マンホールトイレの設置場所とするとともに、施設内にマンホールトイレの上屋を備蓄する。

4 停電対策

- ・停電時においても防災機能を維持できるように、必要な電気容量を考慮した上で、72時間分の発電設備を設置する。
- ・再生可能エネルギーである太陽光発電設備を設置する。

第6章 広報計画

1 基本的な考え方

- 施設の認知度を高め、利用促進を図る施設広報と、事業への参加者等を増やすための事業広報のバランスのとれた広報活動を展開します。
- 世代により情報収集の手段が違うことに配慮し、設定した対象に届けるための適切な手法により広報活動を展開します(インターネットなどの情報提供ツールと紙媒体などとの併用など)。
- 施設情報の提供にとどまらない、市民や近隣商業施設等と連携した多様で幅広い視点により広報活動を展開します。

2 開館までの広報活動

(1) 愛称の募集

市民に愛着や親近感を持ってもらうとともに、施設の知名度の向上などをめざし、愛称を募集します。

(2) プレイベント

施設の広報の一環として、新施設への期待を高めるプレイベントを実施します。また、プレイベント等の実施により、開館前から市民が関わる取組や、関係団体等とのネットワークを構築するなど、開館後の事業実施体制の基礎を作ります。

【事業イメージ(例)】

- ・施設をオープン前に見学してもらう事前施設見学会
- ・労働会館クロージング記念事業
- ・教育文化会館クロージング記念事業
- ・市民企画事業(地域の事業や市民団体の活動で、新施設の「開館プレ事業」と位置づけ、冠をつける事業)
- ・市内学校等への働きかけと連携(アウトリーチなど)

(3) その他

広く市民に周知を図るため、ホームページの開設や施設パンフレットの作成など、さまざまな媒体を活用しながら認知度を高めます。

3 開館後の広報活動

具体的には、次のような媒体を組み合わせる効果的に展開します。

広報ツール	内容など
ホームページ	新施設で行う事業、利用団体の活動及び施設利用のルールなどについて情報を提供します。
新施設通信	新施設で行う事業や利用団体の活動などについて、定期的に紙媒体で情報を提供します。
SNS	若い世代向けに、オンタイムで、新施設で行う事業等の情報を提供します。
施設パンフレット	開館を告知し、施設概要の情報を提供します。
事業チラシ	新施設が行う各事業について、チラシを作成し、情報を提供します。
市広報誌	「かわさき市政だより」など市の広報媒体により、新施設で行う事業の情報を提供します。
デジタルサイネージ	新施設で行う事業の情報提供にとどまらず、富士見周辺地区施設の事業の情報や、利用団体の活動情報を提供する。

第7章 運営組織

1 基本的な考え方

- 労働会館は、多様化するニーズに、より効果的・効率的に対応するために、民間の能力を活用しつつ、サービスの向上を図るとともに経費の削減を図ることを目的として、平成18(2006)年4月から指定管理者が施設の管理をしています。また、(仮称)川崎市民館は、「市民館・図書館の管理・運営の考え方(案)」に基づき、指定管理者制度を導入することとします。
- 新施設は、複合施設である特性を十分に活かせるよう、施設の一体的な運営や利便性を確保する必要があります。このため、1つの指定管理者が施設全体の管理運営を行うこととし、指定管理の対象施設は、新施設と大師分館と田島分館とします。
- 利用者に親しまれるとともに市民館と労働会館の各機能を有効に活用していくためには、利用者ニーズを的確に把握することや、その運営への利用者の参画が欠かせないため、利用者と施設管理者等が日常的なコミュニケーションを図ることができるような仕組みを構築します。

2 指定管理者制度の導入にあたっての視点

- 指定管理者制度の導入にあたっては、以下の視点を念頭に進めます。
- ①社会教育振興・勤労者福祉の継続
 - ②施設運営の継続性の確保
 - ③市と指定管理者との意思疎通、業務履行状況確認のためのモニタリング
 - ④市職員及び指定管理者の人材育成
 - ⑤災害対策

3 市と指定管理者の役割分担

市と指定管理者でそれぞれの役割を担い、連携して事業を行います。基本方針や事業の方向性については市が定め、事業の運営等については指定管理者のノウハウやマンパワー等を活用し、取組を進めることとします。

(1) 施設管理業務

施設管理業務(貸館、施設維持管理等)については、指定管理者が中心に担うこととします。

(2) 社会教育振興事業・勤労者福祉事業

- 講座や労働学校の内容の決定に関しては、市が行います。その企画や内容検討においては、指定管理者の知見を活用します。講座や労働学校の運営に関しては、指定管理者が中心となって行います。
- 地域で活動する団体やボランティアの育成、協働・連携、その活躍の場の提供に関するについては、市と指定管理者が連携して行います。
- 社会教育関係団体及び労働組合その他諸団体の支援については、指定管理者と連携しながら、市が中心となって行います。

		市の所管	実施主体
事業の企画・実施	社会教育振興事業	川崎区(生涯学習支援課) 教育委員会事務局(生涯学習推進課)	指定管理者 <small>指導・監督 所管が連携して</small>
	勤労者福祉事業	経済労働局(労働雇用部)	
貸館、施設維持管理		川崎区(生涯学習支援課) 経済労働局(労働雇用部)	

4 管理運営主体の組織と業務内容

施設の一体的な運営や利便性を確保するため、施設管理者(指定管理者による管理運営主体)には、現行の状況を踏まえ、新施設の「経営」全体を統括する館長を置き、その下に「事業担当」、「貸館担当」、「図書コーナー担当」、「舞台技術担当」の4部門を設置することを想定しています。
なお、事業、貸館、オープン利用施設が一体となって展開されていくために、各部門が連携して運営します。

新施設 役職・担当	新施設の業務内容	参考：現行施設の状況	
		労働会館 役職・担当	教育文化会館 役職・担当
館長	施設の管理運営全体の統括	館長	館長
事業担当	事業の企画・実施、事業の広報、ウェブサイト・SNS等の運用管理	副館長 事業・貸館担当	社会教育振興担当
貸館担当	貸館受付、来館者対応、利用案内・パンフレット等の作成・配布		管理担当 ※総合管理運営業務は委託
図書コーナー担当	館内資料(労働資料、一般図書)の提供、市立図書館との連携	労働資料室担当	
舞台技術担当	舞台設備の操作・補助、舞台設備の点検管理	舞台技術担当	

5 管理運営主体に求めるもの

管理運営主体には、民間事業者の創意工夫を発揮し、新施設の設置目的を達成するために、以下のことが求められます。

(1) 地域の特性や実情に精通した専門性の高い人材の確保

新施設は、川崎区内や富士見公園における地域の拠点となるため、それぞれの担当において、専門性の高い人材を配置することが求められるとともに、市民の学習や身近な課題の解決に向けた支援を行うことのできる高度な専門知識を有し、地域の特性や実情に精通している人材を確保・育成することが求められます。

(2) 市民や地域との積極的な関係づくり

市民が主体的に地域社会に関わるために、市民が施設の事業や運営に関わる機会を設けることが求められます。新施設での活動により、「人と人が出会い」「交流する場をつくり」「活動を媒介とする新しいコミュニティ形成」がなされることをめざし、事業として、市民や地域との関係づくりに積極的に取り組むことが求められます。また、都心における総合公園にふさわしい富士見公園の再生と活性化のため、富士見公園施設（富士通スタジアムかわさきなど）や、カルッツかわさき（川崎市スポーツ・文化総合センター）の運営主体と連携して、事業や運営に取組むことが求められます。

(3) 利用者サービスの向上や効率的な運営に向けたノウハウ

施設利用者の声に耳を傾けるなど、きめ細かな対応によって運営面での質的向上が図られるよう、施設利用者とのコミュニケーションが求められます。

また、障がいのある人、高齢者、外国人など、誰もが垣根を感じることなく気軽に施設を訪れることができるよう、筆記、介助、通訳、車椅子への対応など、施設利用上の障壁を取り除くために必要な支援を行う能力が求められます。

(4) 長期的な視点による施設の維持管理

施設の長寿命化、コストの縮減を常に意識し、効率的な設備運転や予防保全の取組を行うことで、長く快適に施設を維持していく能力が求められます。

6 利用者が主体的に運営に関わる仕組みづくり

新施設が川崎区内や富士見公園における地域の拠点となるためには、利用者も「利用する」立場だけでなく、施設運営に関わっていくことが望ましいことから、利用ニーズの適切な把握に努めるものとし、利用者が主体的に運営に関わる仕組みづくりを行っていきます。

(1) (仮称) 利用者懇談会

労働会館で施設の管理運営の充実につなげていくため、利用者懇談会を設置していることを踏まえ、新施設に関心のあるさまざまな立場の方々が集まり、新施設の事業や運営のための意見をいただく場として、「(仮称)利用者懇談会」の設置を検討します。

(2) 社会教育委員会専門部会

市民館では、川崎市社会教育委員会議の市民館専門部会として、学校教育関係職員、社会教育関係団体からの推薦者、一般公募した市民委員、学識経験者等の様々な立場の委員が、各種事業の企画実施等の調査・研究を行っています。新施設では、引続き、社会教育委員会専門部会を設置します。

(3) 民間活用事業者選定評価委員会

選定評価委員会は、外部委員のみで組織し、施設の管理運営に関して専門的知識又は経験を有する者及び公認会計士又は税理士等のうちから選任します。指定管理者の評価にあたっては、指定管理者から所管課に提出される利用者満足度調査報告書等の提出書類を基に行いますので、指定管理者のセルフモニタリングでは、サービスの質の確認やサービスの改善のため利用者の意見や要望を収集する必要があります。

(2) 受益者負担の原則及び資産の有効活用

駐車場については、「施設駐車場の適正利用（有料化）の拡充の考え方」（平成28（2016）年7月）に基づき、新施設においては有料化を検討します。また、ロッカーについては、ロッカーを使用することや使用場所等の公平性の確保、責任をもった保管物の管理等の観点から、開館までに受益者負担のあり方も含めて利用ルール等について検討してまいります。

施設を利用する上で必要な物品や飲食物等の販売（自動販売機や売店）については、あらかじめ範囲を指定した上で、指定管理者の業務とし、収益を活用した施設への還元を指定管理者に求めるものとします。

(3) 民間の経営手法の導入

民間のもつ優れた経営ノウハウ、発想やネットワークを最大限に活かし、運営費・維持管理費・光熱水費の削減に努めます。

(4) 市の負担

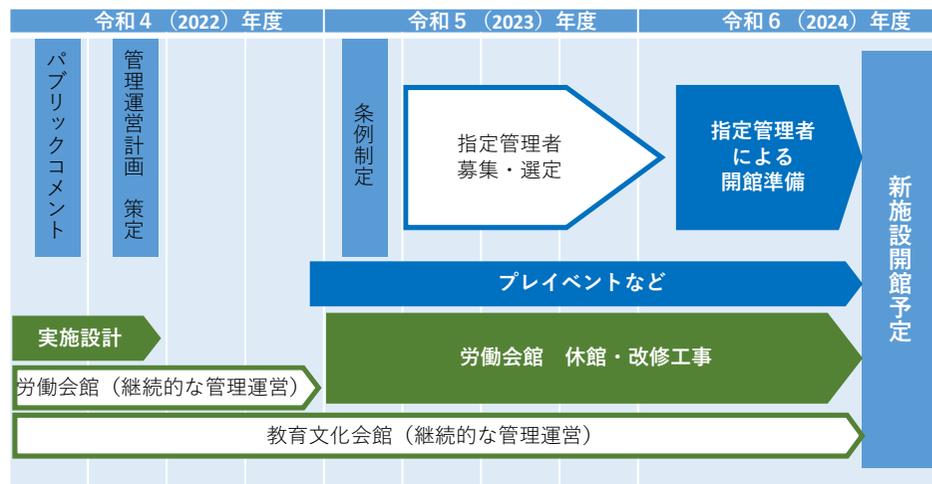
新施設の収支は、運営にかかる支出と運営による収入により構成されますが、社会教育振興及び勤労者福祉のため、運営にかかる支出が収入よりも大きくなることに対して、予算の範囲内で市が一定の経費を負担します。

【参考 収支構造】

支 出		収 入	
項 目	内 容	項 目	内 容
人件費	職員給与、福利厚生費など	利用料金収入	施設などの利用料金収入
運営費	旅費交通費、通信費、消耗品費、機器のリース代など	その他収入	自動販売機収入など
維持管理費	警備費、清掃費、設備保守点検費、修繕費など	指定管理料	市の経費負担
事業費	講座、研修、イベントなどの事業経費		
光熱水費	電気、水道、ガスなどの使用料		

第9章 今後のスケジュール

今後予定されている新施設開館までのスケジュールは以下のとおりです。
 令和6（2024）年度中の開館をめざし、施設整備面では、令和4（2022）年度中に実施設計を行い、令和5（2023）年度から改修工事に着手する計画となっています。
 管理運営に関しては、本計画の後、令和5（2023）年度に施設設置条例の制定を行い、その後、指定管理者の選定を行います。令和6（2024）年度から指定管理者による開館準備期間を経て、開館を迎える計画です。
 また、新施設の周知や機運醸成に向け、プレイベントを実施します。



第8章 運営収支

1 基本的な考え方

●指定管理者制度（利用料金制）を導入した上で、貸館事業を推進し、同時に計画的な施設管理を行い、民間事業者の経営的なノウハウを取入れた効果的な運営を行います。

2 収支構造とめざす運営

(1) 利用料金収入の向上

諸室の利用状況を踏まえた必要な諸室の再編整備や、諸室の多機能化・高機能化・可変性の確保により、利用率の改善に努め、利用料金収入の向上を図ります。

資料編 施設の配置について

1 施設配置の考え方

「みんなが気軽に利用しやすい 活動と交流の拠点づくり」の実現に向けて、多様なニーズや利用者の増加に対応するため、基本計画で整理した考え方を基に、スペースの再構築と有効活用を図りながら施設を配置します。

《基本的な考え方》

- 多様な活動に対応するため、様々な用途に使用できる汎用性が高いスペースと、専門的な用途に必要な機能を有するスペースを整備
- 利用状況等を踏まえた規模等の適正化や共用化
- 諸室の多機能化・高機能化・可変性の確保
- オープンスペース等の市民ニーズの高い新たなスペースの創出

《検討の視点》

- 利便性の向上や利用イメージを想定したハードとソフトの一体的な検討
- 市民意見(利用者アンケート、ワークショップ等)を踏まえた検討
- バリアフリーの確保や動きやすい動線の考慮

■施設の配置について

・施設配置の検討は、実施設計として行っているものですが、ソフト面とハード面の一体的な検討に必要な事項であることから、参考として本計画に図面等を掲載しています。

・実施設計では、工事を行うために必要となる各種図面や工事費算定用の積算書などを作成します。主要内容から順次確定させて、詳細な内容の検討に移行していきます。

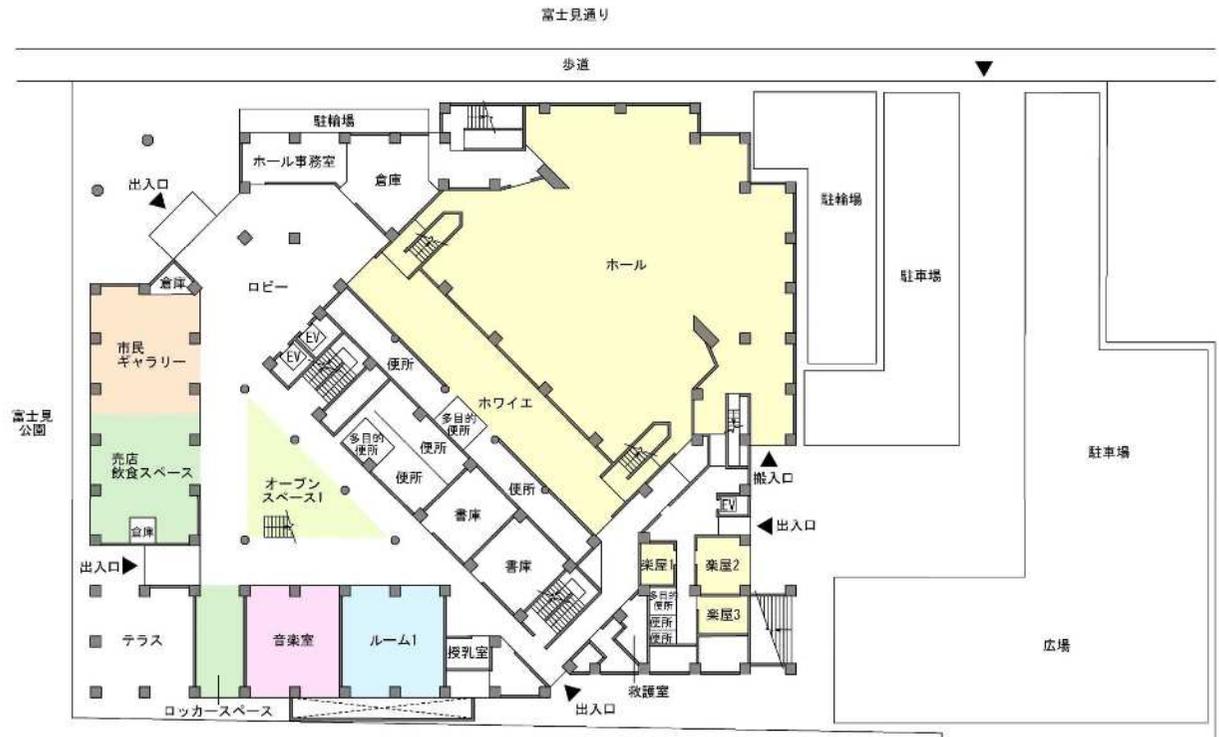
・令和4(2022)年度中の実施設計完成に向けて、今後、お示した施設配置を基に、内外装や諸室の付属備品、工事費算定、工事工程などを検討していきます。

2 施設配置



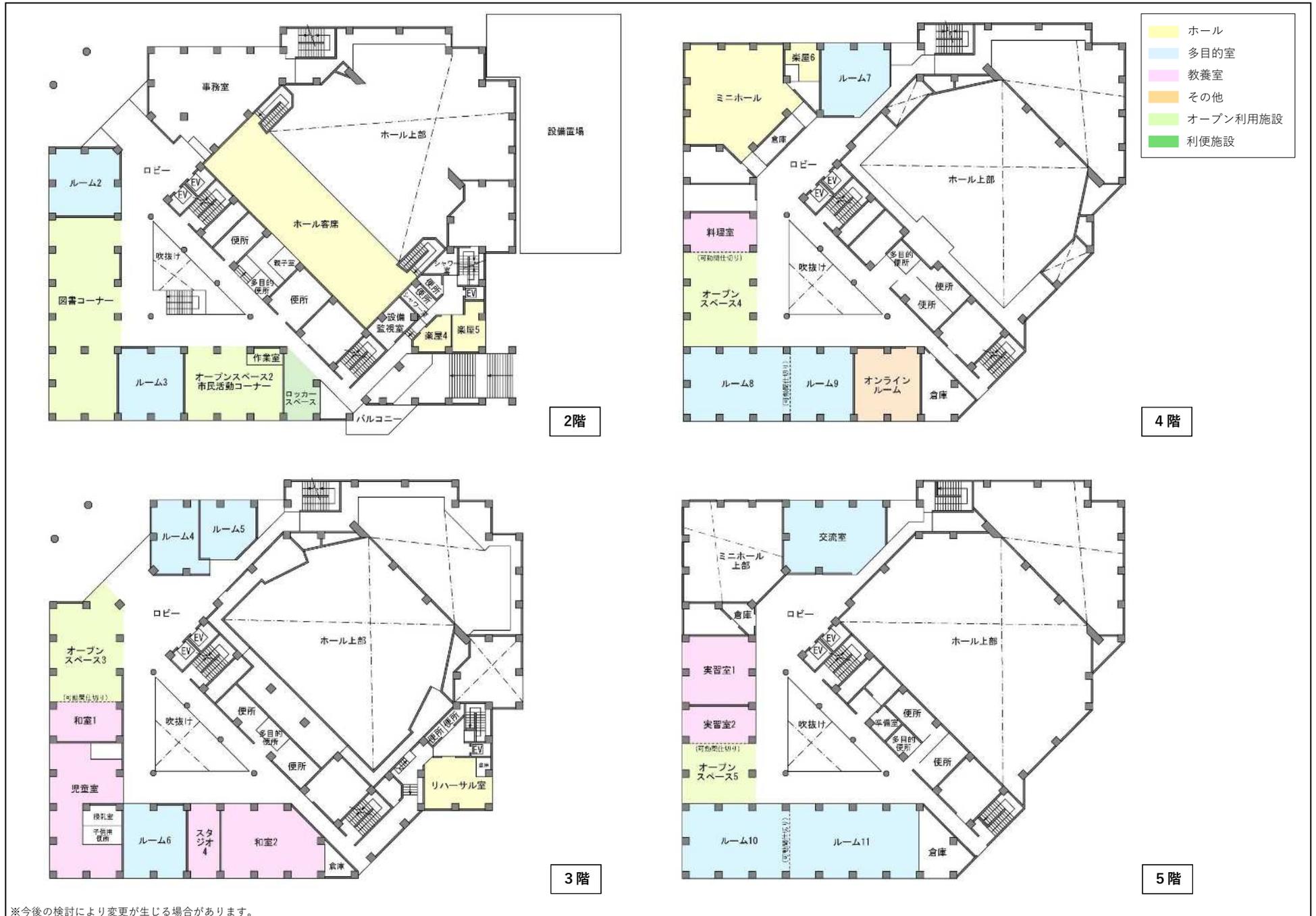
- ホール
- 多目的室
- 教養室
- その他
- オープン利用施設
- 利便施設

地下1階



1階・外構

※今後の検討により変更が生じる場合があります。



※今後の検討により変更が生じる場合があります。

3 施設の概要

室名	階数	想定定員 ※1	防音 ※2	概要	
ホール					
ホール	1~2階	670人	◎	プロセニウム式の舞台で、現ホールと同等以上の音響設備や照明機材を備えた多目的ホールです。 1階客席は可動席として2階客席下部に収納でき、1階は舞台部分を含めて全体を平土間として利用できます。 なお、車椅子席、親子席を設けるほか、難聴者用の補聴システムを導入します。 【利用想定】講演会、セミナー、音楽会、演劇、舞踊・ダンス等	
楽屋(5室)	1~2階	4~10人		ホール利用者用の楽屋です。 楽屋エリアには新たにエレベーターを設けるとともに、1階楽屋から舞台までの動線は段差のない経路を確保し、車椅子利用者等の円滑な移動を確保します。	
リハーサル室	3階	25人	◎	ホール利用者がリハーサル等で利用できます。 ホール利用者による予約がない場合には、一般貸出を行い、音楽や軽運動等で利用できます。 【利用想定】楽器演奏、合唱、ダンス、体操等	
ミニホール	4階	150人	◎	音響設備や映像設備を備えた多目的で利用できるミニホールです。 スタッピングチェア(積み重ねて収納することができる椅子)と可動式段床の床面を倉庫や壁面に収納することで、ミニホール全体を平土間として利用できます。 【利用想定】講演会、講座、セミナー、音楽会、演劇、舞踊等	
楽屋	4階	4人		ミニホール利用者用の楽屋です。	
多目的室					
ルーム(11室)	1~3	1~2階	各36人	長机・椅子等を配置した汎用性の高い部屋です。 防音性や防汚・防水性を備えた壁材・床材とすることで、一般的な会議や研修のほか、軽運動や工作などの様々な用途で利用できます。 また、ルーム8・9及びルーム10・11は、可動間仕切りを開放して、2つのルームを一体化して利用できます。 なお、ケータリングを想定し、ルーム10・11に近い位置に配膳用の準備室を設置します。 【利用想定】会議、懇親会、映像鑑賞、軽運動、工作、手芸等	
	4、5	3階	各18人		
	6		36人		
	7	4階	30人		
	8		72人		
	9		36人		
10	5階	72人			
11		90人			
交流室	5階	30人	○	会議机を設けてあり、重要な会議や懇談会などでの利用ができます。 【利用想定】会議、懇談会、賓客の控室等	
教養室					
体育室(2室)	1、2	B1階	各40人	◎	軽運動や音楽活動等で利用できます。 設置されている運動器具(卓球台など)や壁面の鏡を利用した活動ができます。 【利用想定】バレエ・ダンス、卓球、空手、ヨガ、楽器演奏、合唱等
スタジオ(4室)	1~3	B1階	8~16人	◎	楽器・音楽器材、壁面の鏡等を設けてあり、音楽活動や軽運動等で利用できます。 【利用想定】バンド練習、ピアノ練習、楽器演奏、合唱、ダンス等
	4	3階	12人		
音楽室	1階	40人		◎	ピアノ等の楽器の演奏や合唱などの音楽活動等で利用できます。 【利用想定】楽器演奏、合唱等
和室(2室)	1、2	3階	20~40人		炬や水屋等を設けた畳敷きの空間として、日本文化の学びや交流などの活動に利用できます。 和室1は、間仕切りを開放して隣接するオープンスペースと一体的に利用でき、和室で点てたお茶を振舞ったり、小規模な舞踊の発表等が考えられます。 【利用想定】茶道、華道・生け花、着付け、和裁、日本舞踊、ヨガ等
料理室	4階	20人			調理台や調理器具等を利用して料理をすることができます。 また、間仕切りを開放して隣接するオープンスペースと一体的に利用でき、調理した料理の試食や食のイベントでの活用等が考えられます。 【利用想定】料理、子ども食堂等
実習室(2室)	1、2	5階	10~24人	○	作業台や流し台等を設けてあり、工作や絵画、洋裁などの創作活動に利用できます。 また、実習室2は、間仕切りを開放して隣接するオープンスペースと一体的に利用でき、イベントでの活用等が考えられます。 【利用想定】工作、絵画、洋裁、陶芸、七宝焼等
その他					
オンラインルーム (※室内に打合せスペース・個人ブースを設置)	4階			○	少人数の打合せスペースや個人ブースを設置して、ICT(情報通信技術)を活用したオンライン会議の場などに利用できます。 【利用想定】オンライン会議、スタジオ配信、会議・打合せ、個人学習等
市民ギャラリー	1階	約90㎡			可動展示壁やスポットライトなどを備えた市民の作品展示の場です。 多くの方に作品等を見ていただけるよう、エントランス付近に配置します。 なお、市民ギャラリーとは別に、館内の壁面を利用して作品の展示ができるよう、ピクチャーレールやスポットライトの設置を検討します。 【利用想定】作品の展示等

室名	階数	防音 ※2	概要
オープンスペース (6か所)	B1 (B1階) 1 (1階) 2 (2階) 3 (3階) 4 (4階) 5 (5階)	各階	来館者が自由に無料で、打合せや相談、作業等に利用できるスペースとして設置します。 ◀各オープンスペースの特徴や利用想定▶ ・オープンスペースB1 ダンス利用を想定し、壁面に大きく鏡を設置します。 ・オープンスペース1 隣接する売店の飲食スペースにも利用できます。 ・オープンスペース2 市民活動コーナーの機能を付加します。 ・オープンスペース3~5 隣接する和室、料理室、実習室との一体的な利用が可能です(開館までに占有手続き・受益者負担のあり方等について検討していきます)。
市民活動コーナー(作業室含む) (※オープンスペース2に設置)	2階		オープンスペース2に川崎区の市民活動コーナーの機能を付加します。 オープンスペースの利用ルールと調整しながら、市民活動コーナーとして、打合せやグループワーク等に利用できるよう運営していきます。 また、隣接する作業室には、印刷機器等を設置し、登録制で利用できます。
図書コーナー(閲覧席含む)	2階		約1万2千冊の図書等を配架するとともに、閲覧席を設置します。 図書等は、現労働会館の労働資料室の書籍に加え、新たに一般図書や児童書等を配架し、貸出も行います。また、開館までに市立図書館との連携について検討していきます。 なお、書庫に収蔵された労働資料は、図書コーナーでの閲覧が可能です。
児童室 (授乳室・キッズトイレ含む)	3階	○	講座受講者等の託児・育児スペースや、来館者が自由に利用できる子育て支援スペースとして設置します。 主な利用対象を未就学児とし、室内には授乳室やキッズトイレを設けます。
ロッカースペース	1~2階		利用団体が活動に必要な物品を保管するためのロッカーを設置します。多様な活動内容に対応できるよう、複数のサイズを設置していきます。 また、ロッカーを使用することや使用場所等の公平性の確保、責任をもった保管物の管理等の観点から、開館までに受益者負担のあり方も含めて利用ルール等について検討していきます。
更衣室(男・女・多目的各1室)	B1階		体育室等の施設利用者や公園利用者の着替えの場として設置します。ロッカーを設置するほか、車椅子でも利用しやすい広さを設けます。
売店/飲食スペース	1階		食品や飲料、文房具等の販売を中心とした売店と、隣接して飲食スペースを設置します。食品は、弁当やおにぎり、パン、お菓子等を想定しています。
駐車場	屋外		施設利用者の駐車場です。車椅子利用者用や搬入車両用の駐車枠も設置します。 また、開館までに受益者負担のあり方等について検討していきます。
駐輪場	屋外		施設利用者の駐輪場です。自転車のほか、自動二輪車・原動機付自転車の駐輪枠も設置します。
その他の施設 ●多目的便所(各階) 車椅子利用者等が利用しやすい広さのトイレを設置し、オストメイト・介助用ベッド等を分散して設置します。 ●給湯室(各階) 湯茶等に利用できる給湯室を設置します。 ●調乳室・授乳室(1階・3階児童室内) ●救護室(1階) ●テラス(屋外) 施設利用者の相談や公園利用者の休憩等で利用できるよう、公園に面した位置に設置します。 ●広場(屋外) 屋外のオープンスペースです。災害時は、マンホールトイレの設置場所として利用します。			

※1：想定定員は、利用できる概ねの人数を示しています。一部、人数以外で表記している施設もあります。
 ※2：防音は、以下の性能を目安とします。
 ◎は、高い防音性能を有し、楽器等の利用が可能
 ○は、中程度の防音性能を有し、会議等のマイクや映像の音声は漏れにくい。
 ※3：室名、想定定員、概要は今後の検討により変更する場合があります。

(仮称) 川崎市民館・労働会館 管理運営計画
(案)

令和 4 (2022) 年 5 月
川 崎 市
川 崎 市 教 育 委 員 会

目次

第1章 目的、位置づけ.....	1
1 本計画策定の目的.....	1
2 これまでの検討の経緯.....	1
3 位置づけ	2
第2章 基本理念・役割.....	7
1 基本理念	7
2 新施設の役割	8
第3章 市民意見等の把握と整理	9
1 市民意見の把握	9
2 市民意見の整理	11
3 サウンディング型市場調査の実施	13
第4章 事業計画.....	14
1 基本的な考え方	14
2 運営方針と取組の方向性.....	15
第5章 施設利用計画	29
1 基本的な考え方	29
2 休館日・開館時間.....	29
3 施設の概要.....	30
4 災害時の対応.....	33
第6章 広報計画.....	35
1 基本的な考え方	35
2 開館までの広報活動	35
3 開館後の広報活動.....	36
第7章 運営組織.....	37
1 基本的な考え方	37
2 指定管理者制度導入にあたっての視点	37
3 市と指定管理者の役割分担	39
4 管理運営主体の組織と業務内容	40
5 管理運営主体に求めるもの	40

6	利用者が主体的に運営に関わる仕組みづくり	41
第8章	運営収支	42
1	基本的な考え方	42
2	収支構造とめざす運営	42
第9章	今後のスケジュール	43
資料編	施設の配置について	44
1	施設配置の考え方	44
2	施設配置	45
3	施設の概要	48

第1章 目的、位置づけ

1 本計画策定の目的

(仮称)川崎市民館・労働会館(以下「新施設」という。)は、川崎区における市民館の再編整備に伴い、労働会館の一部を改修し、同会館内に市民館機能を移転するものです。

令和3(2021)年1月に策定した「川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館再編整備基本計画」(以下「基本計画」という。)では、「両施設の機能の相乗効果を最大限発揮するために、諸室の多目的な利用を可能とする計画と併せて、富士見公園との連続性に配慮し、明確な区分を感じさせないゾーニングとすることにより、無意識に相互の利用者同士の交流が生まれる施設間の区分を感じさせないつくりとする」としています。

本計画は、教育文化会館と労働会館が、それぞれこれまで行ってきた事業を継続するとともに、新施設を一体として運営していくため、事業サービスの内容や効率的・効果的な提供手法等に関する基本的な事項等を明らかにするために策定するものです。

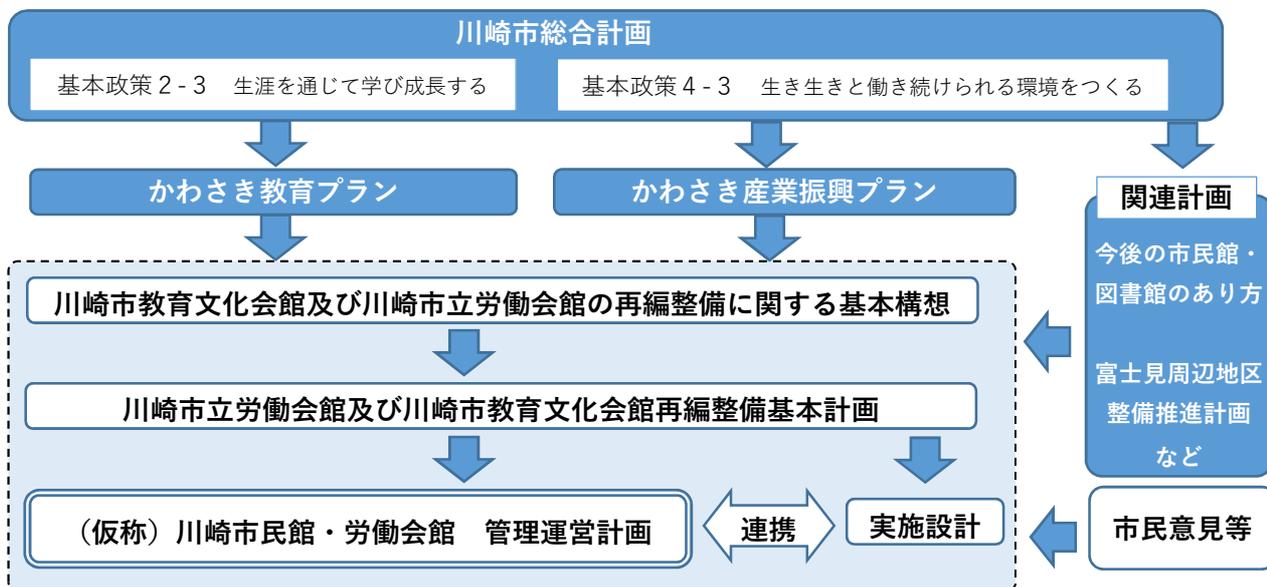
2 これまでの検討の経緯

新施設の整備について、これまで以下のとおり検討を行ってきました。

年 月	主な検討内容
平成20(2008)年3月	「富士見周辺地区整備基本計画」策定
平成30(2018)年3月	「川崎区における市民館機能のあり方について～再編整備の方向性～」策定
平成30(2018)年8～10月	「教育文化会館の移転に関する意見交換会(ワークショップ)」開催
平成31(2019)年3月	「川崎市教育文化会館及び川崎市立労働会館の再編整備に関する基本構想」策定
令和2(2020)年6～8月	「新施設に求める機能等の利用者アンケート、ヒアリング及び中高生との意見交換会」開催
令和3(2021)年1月	「川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館再編整備基本計画」策定
令和3(2021)年6～11月	サウンディング型市場調査実施 「あたらしい労働会館・教育文化会館を考えるワークショップ」開催
令和4(2022)年1月	「(仮称)川崎市民館・労働会館 管理運営計画に関する中間とりまとめ」策定

3 位置づけ

新施設の再整備は、川崎市総合計画をはじめとする行政計画に基づいて進めており、本計画の、行政計画における位置づけは以下のとおりとなります。



(1) 川崎市総合計画（平成 28（2016）年 3 月策定）

川崎市総合計画では、今後 30 年程度を展望した基本構想の中で、めざす都市像を「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」、まちづくりの基本目標を「安心のふるさとづくり」「力強い産業都市づくり」とし、政策体系として 5 つの基本政策が掲げられています。

政策の方向性を示した「基本計画」では、概ね 10 年間を対象として、基本政策を体系的に推進するために、23 の政策が掲げられています。

基本政策 2-3 生涯を通じて学び成長する

■施策 2-3-1 家庭・地域の教育力の向上

家庭での教育や子育てにとどまらず、さまざまな経験や知識、社会貢献の意欲を持つシニア世代をはじめとする地域の幅広い世代の市民や多様な大人との関わりの中で、子どもたちの学ぶ意欲の向上や豊かな人間性の育成を図ること、さまざまな世代がそれぞれの社会的役割を実感しながら、育ち合う地域づくりを進めるとしています。

■施策 2-3-2 自ら学び、活動するための支援

さまざまな市民団体などと連携しながら、市民が自ら学び、学んだ成果を地域づくりや市民活動に活かす生涯学習事業を展開し、これまでの地縁のコミュニティにとどまらず、「知縁」による新しい絆やコミュニティの創造と、地域を支える活動や市民主体の学習を担う人材を育成することとしています。また、市民の主体的な学びを支援するため生涯学習環境の充実を図るとしています。

基本政策 4-3 生き生きと働き続けられる環境をつくる

■施策 4-3-2 働きやすい環境づくり

勤労者がより豊かで充実した生活を送れるよう、福利厚生施策を推進し、勤労者福祉の向上を図るとし、その一環として労働会館の効果的・効率的な管理運営を推進することが挙げられています。

(2) かわさき産業振興プラン（平成 28（2016）年 3 月策定）

「川崎市総合計画」を上位計画とする産業振興に関わる分野横断的な計画であり、産業振興の理念として「多様な人材と産業が創り出す、活力と魅力にあふれるオープンイノベーション都市かわさき」を掲げています。労働会館は、この産業振興プランで定める 4 つの方針の一つである「多様な人材が活躍できる人材交流都市の構築」と、7 つの産業振興の重点項目の一つである「産業人材の確保と雇用への対応」において重要な役割を果たす施設となっています。

(3) 第 2 次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン（平成 27（2015）年 3 月策定）

「川崎市総合計画」を上位計画とする第 2 次川崎市教育振興基本計画では、基本政策Ⅶ「いきいきと学び、活動するための環境をつくる」に市民館で実施している社会教育振興事業を位置づけています。多様な学びの機会の提供による地域のつながりの創出や地域の生涯学習の担い手を育てる仕組みの構築、生涯学習をコーディネートする人材の育成に取り組むとともに、地域の多様な市民が集い、学び、つながり、学んだ成果を主体的に生き生きと地域づくりや市民活動に活かすことができるよう社会教育の推進や生涯学習環境の整備に取り組むこととしています。

(4) 主な関連計画等

ア 今後の市民館・図書館のあり方（令和 3（2021）年 3 月策定）

市の市民館・図書館が、地域の中でそれぞれの機能を最大限に発揮しながら、全市民が生涯を通じて学び続けることができるようにするため、未来を見据えた理念を掲げ、その役割を果たすための施設運営や施設整備の方向性を示しています。施設整備の方向性の中で、環境整備の主な取組として「川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館再編整備の推進」が掲げられています。

【理念】 人生 100 年時代の生涯学習社会の実現～生涯を通じた学びと成長～

【推進項目】 人づくり・つながりづくり・地域づくり

【求められる役割】 学びと活動を通じたつながりづくり

【今後のめざす方向性】

- 1 行きたくなる市民館・図書館～利用及び参加の更なる促進～
- 2 まちに飛び出す市民館・図書館～身近な地域に立脚した取組の推進～
- 3 地域の“チカラ”を育む市民館・図書館～地域資源や担い手づくりの推進～

【今後の市民館・図書館の施設整備の方向性】

環境整備の主な取組

- (1)川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館再編整備の推進

イ 市民館・図書館の管理・運営の考え方（令和4（2022）年8月策定予定）

「今後の市民館・図書館のあり方」で示されたとおり、市民からの多様なニーズへの確かつ柔軟に対応し、従来からの事業・サービス水準をしっかりと維持しつつ、新たな取組を展開していくために、「今後どのような管理・運営の手法が、その実現のために適しているのか」、「生涯学習推進の拠点として最も市民ニーズに沿った市民館・図書館であるためにどうしたらよいか」という視点に立ち効率的・効果的な管理運営手法を検討するものです。

ウ 富士見周辺地区整備推進計画（令和2（2020）年1月策定）

富士見周辺地区には、富士見公園を中心にさまざまな市民利用施設が集積しており、市民の憩いの場やスポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点となっていますが、公園本来の緑地や広場が少なく、施設の老朽化など問題もあり、都心における総合公園としての機能回復や、スポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点機能強化が求められています。

平成20年3月に策定した「富士見周辺地区整備基本計画」や平成23年3月に策定した「富士見周辺地区整備実施計画」までの内容を統合・再整備するとともに、状況にさまざまな変化が生じたことから、それまでの方向性を一部見直し、平成30年3月に「富士見周辺地区における公共施設再編の方向性」を取りまとめています。

それまでの各計画等の内容を統合・再整理するとともに、今後の再編整備の方針と概ね10年間のスケジュール等について、「富士見周辺地区整備推進計画」として策定しています。また、「富士見周辺地区整備基本計画」では、現在駐車場となっているエリアを、富士見公園の玄関口として整備することが計画されており、新施設の前は、富士見公園北側から富士見通り、プロムナードへ続く第2の玄関口となることから、富士見公園との調和を図り、連続性や一体となった利用も考慮しながら整備を進めることとしています。

エ 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン（平成27（2015）年3月策定）

本ビジョンは関連する個別計画の上位概念として位置づけられ、「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」を基本理念としています。

この基本理念を実現するための具体的な取組に向けた考え方のひとつとして、地域全体が互いの生活への理解を深め、共生の意識を醸成し、人々の多様な在り方を認め合える全員参加型の社会を築くことが必要であることとし、福祉的な視点をもった学校教育や社会教育の推進をその効果的な取組のひとつとしています。

また、様々な地域活動を通じて社会とのつながりを深めていくことは、住民一人ひとりが地域の中で、いきがいを持って暮らし続けていくためにも重要であるとしています。

川崎区では、誰でも気軽に立ち寄れる場づくりとしての「地域の縁側」活動により、地域交流・ふれあいの場づくりを推進するとともに、健康づくりボランティア等と協働した介護予防・健康づくりに取り組み、高齢者等が生き生きと暮らせるまちづくりを推進しています。

オ これからのコミュニティ施策の基本的考え方（平成31（2019）年3月策定）

基本的考え方では、超高齢化と人口減少社会の到来や地域コミュニティの希薄化等の暮らしを取巻く環境の変化等を踏まえ、「市民創発」による市民自治と多様な価値観を前提とした「寛容と互助」の都市型コミュニティの形成を基本理念として、地域のつながりづくり、多様な主体による地域づくりの新たな構築に取り組むこととしています。

市民館及び労働会館は、地域（小学校区など）レベルにおける、誰もが気軽に集い、多様なつながりを育む地域の居場所「まちのひろば」の形態のひとつとして挙げられ、より自由度の高い活用に向けては、地域での利用ルールの決定やその管理・運用への参加を促進するなど、公共施設の地域化に向けた取組の推進が必要とされています。

また、川崎区では、本考え方の基本理念を踏まえた「希望のシナリオ」の実現をめざし、地域の居場所「まちのひろば」と区域レベルのプラットフォーム「ソーシャルデザインセンター」の創出に向けた新たなしくみづくりを進めています。令和4年度からは、川崎区ソーシャルデザインセンターモデル事業を開始し、各市民団体においては「まちを良くするための相談」に対応する窓口機能と地域の「やってみたい」を応援するための支援機能等を、区役所においては、区民認知度向上に向けた広報等を担うことで、それぞれの役割を果たしながら、誰もが認められる持続可能な暮らしやすい地域づくりに取り組めます。なお、事業実施を通じて、多様な相談体制の検討やソーシャルデザインセンターが持つべき機能の検証を進めます。

川崎区ソーシャルデザインセンターモデル事業の主体イメージ図



※各市民団体は、①地域課題解決に資する得意分野、②区内の活動拠点、③地域課題の解決に向けた活動実績等を有する団体です。

(5)（仮称）川崎市民館・労働会館の再編整備に関する取組

ア 川崎市教育文化会館及び川崎市立労働会館の再編整備に関する基本構想

（平成31（2019）年3月策定）

基本構想の中で、整備理念を「みんなが気軽に利用しやすい 活動と交流の拠点づくり」とし、再整備の基本的考え方が5つの視点でまとめられています。本計画では、基本構想における理念や整備の視点を考慮し、管理運営の方向性を定めています。

【整備理念】

「みんなが気軽に利用しやすい 活動と交流の拠点づくり」

【整備の視点】

視点1：市民館と労働会館が同一建物内にあるメリットを生かす

視点2：市民が気軽に心地よく利用できる

視点3：限られたスペースを有効に使う

視点4：さまざまな活動を行いやすくする

視点5：施設をスムーズに運営する

イ 川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館再編整備基本計画（令和3（2021）年1月策定）

新施設の再整備に向け、前項の基本構想策定後の社会状況の変化等を踏まえ、施設整備や事業・サービスの考え方、検討の進め方等について取りまとめています。

事業・サービスの内容や効率的・効果的な提供手法などについては、管理運営計画を策定する中で、引続き、検討を進めていくこととしており、本計画では、この考え方を基に管理運営についての検討を行っています。

【施設整備方針】

- 安全・安心に長く使い続ける
- 空間や機能を融合し、交流につなげる
- さまざまな利用者を受け入れる
- 環境や公園のみどりと共生する

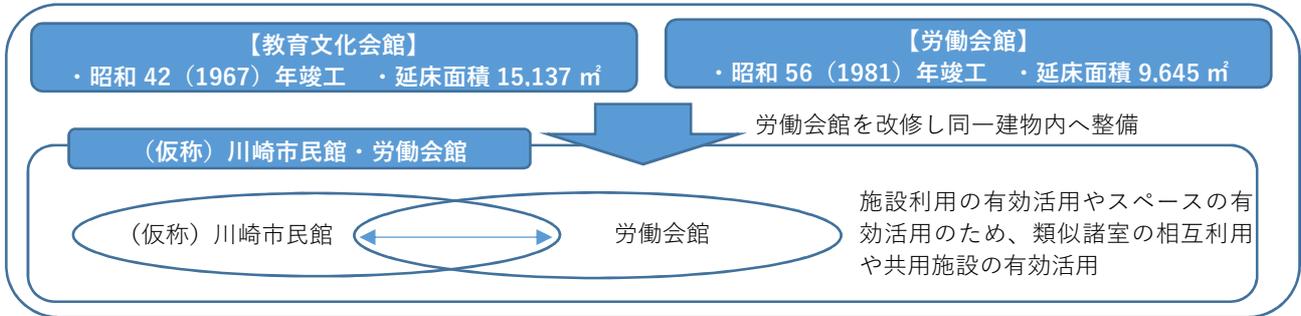
【事業・サービスの考え方】

- 1 従来の事業サービスの継続
- 2 同一建物内に設置されていることのメリットを活かした事業・サービスの推進
- 3 幅広い利用者層に対応した事業・サービスの推進
- 4 ICTを活用した事業・サービスの推進
- 5 地域の課題解決につながる事業・サービスの充実
- 6 効率的・効果的な事業・サービスの提供手法の検討

第2章 基本理念・役割

1 基本理念

新施設は、労働会館を改修し、教育文化会館を川崎区の市民館（以下「(仮称)川崎市民館」という。）として、同一建物内へ整備します。



川崎区の生涯学習施設である(仮称)川崎市民館を労働者のための福利厚生施設である労働会館内に移転させることで、市民の教養や勤労意欲の更なる向上が図られるとともに、各施設の利用者にとって、新たな活動を始めのきっかけや利用者相互の新たな交流の促進、利用者の活動が活性化することなどが期待されます。

平成31(2019)年3月に策定した「川崎市教育文化会館及び川崎市立労働会館の再編整備に関する基本構想」で掲げた再編整備の基本理念は、これからの管理運営においても本施設のめざすところであることから、引続き、新施設の基本理念とします。

みんなが気軽に利用しやすい 活動と交流の拠点づくり

さまざまな目的をもった多様な人々が、いつでも気軽に施設に集い、それぞれの活動を展開していくことができる場となることや、施設の一体化による新たな利用者同士の交流を促進させていくことで、誰もが使いやすい魅力ある施設となることをめざします。

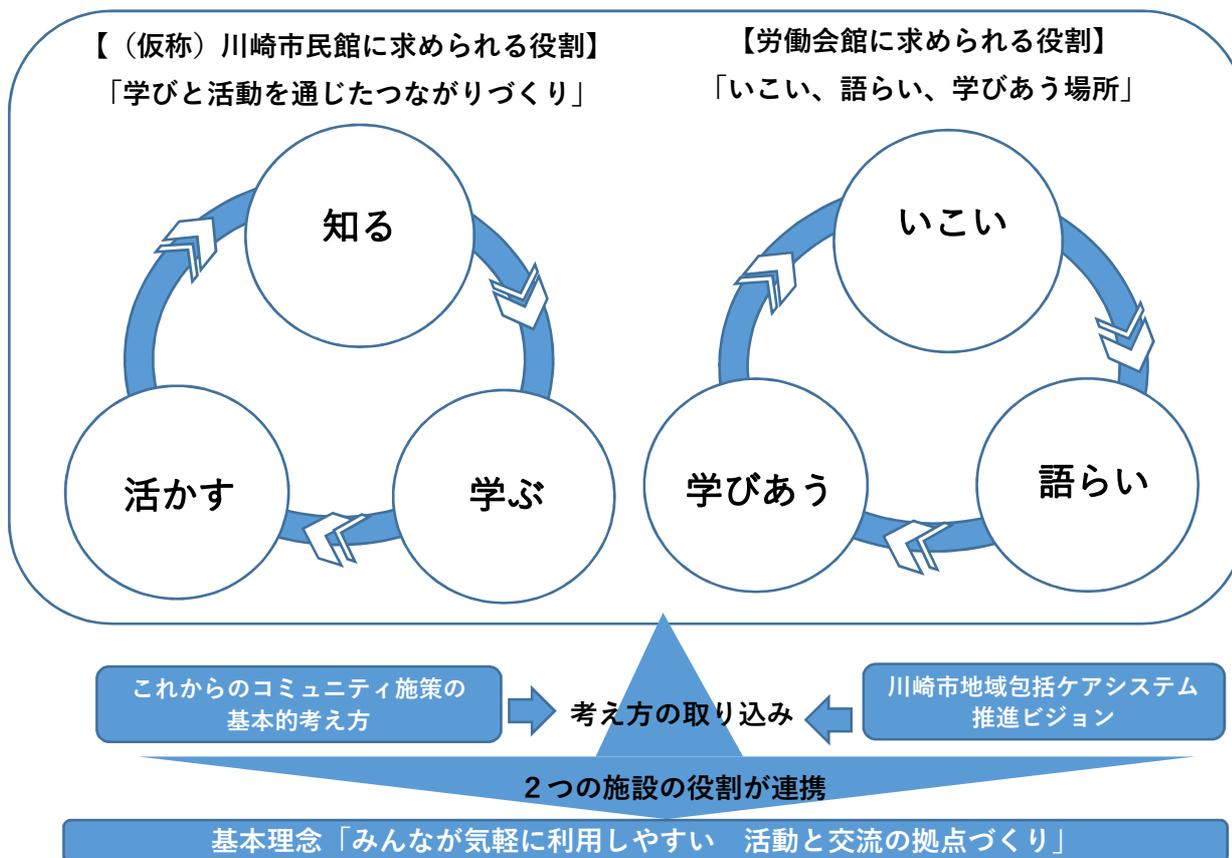
2 新施設の役割

(仮称)川崎市民館は、川崎区の市民館として、“市民自身が学び、その成果を地域での活動に活かすことで充実感を味わい、更なる学びにつなげる”という学びの循環を推進し、「学びと活動を通じたつながりづくり」の役割を果たします。

次に、労働会館は、労働組合その他諸団体の活動を支援するとともに、働く労働者の勤労意欲の向上のため、情報の収集・提供、学習・研修などの事業を実施し、労働組合その他諸団体の健全なる発達と労働者の勤労意欲を向上させる「いこい、語らい、学びあう場所」としての役割を果たします。

さらに、新施設では、(仮称)川崎市民館と労働会館が同一建物内に設置されていることのメリットを活かした事業・サービスを提供することにより、両施設で活動する団体・サークルの連携など利用者相互の新たな交流を促進し、利用者の活動の活性化を図っていきますが、両施設が集約されることで、より多くの人が集まり、そのことにより施設の賑わいや楽しさが生まれ、周辺のまちづくりにおいても、川崎区内や富士見公園における地域の拠点としての役割を果たします。

2つの施設が求められるそれぞれの役割を果たし、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」や「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」の考え方を取り込み、2つの施設が連携することにより、基本理念「みんなが気軽に利用しやすい 活動と交流の拠点づくり」を実現させます。



第3章 市民意見等の把握と整理

1 市民意見の把握

これまでの検討の経緯にも記載した通り、本施設の整備に向け、市民の意見を聴取する機会をこれまで複数回にわたり設けてきました。また、本計画の策定にあたっては、市民意見を聴取する機会を設けました。市民の皆様からいただいた意見は、本計画の参考としています。

(1) 「あたらしい労働会館・教育文化会館を考えるワークショップ」の開催（令和3（2021）年）

新施設が、誰もが安全・安心して気軽に利用できる施設となるよう、事業・サービスや施設の利用ルールなどを考えるワークショップを開催しました。

ワークショップには、延べ90人が参加し、395件の意見をいただきました。

回数	日時（R3）	検討テーマ	開催場所	参加者
第1回	7月3日（土） 10：00～12：00	既存の施設を学ぼう！ ～基本計画の振り返りと施設見学～	労働会館 教育文化会館	27名
第2回	9月18日（土） 10：00～12：00	新施設や川崎区にふさわしい事業・ サービスを考えよう！	労働会館 （オンラインを併用）	26名
第3回	10月2日（土） 10：00～12：00	幅広い利用に応えられるルールを考 えよう！	労働会館 （オンラインを併用）	22名
第4回	11月6日（土） 10：00～12：00	どんな風に参加する？市民が参加し やすい仕組みを考えよう！	労働会館	15名

ワークショップの様子



会場



リモート画面

(2) オープンハウス型説明会

「あたらしい労働会館・教育文化会館を考えるワークショップ」の結果を周知する取組として、川崎区の既存のイベントに出展し、オープンハウス型説明会を開催しました。パネル展示やニュースレターの配布、ワークショップでいただいた主なアイデアへのシール投票、来場者からの質問・意見への対応を行いました。

【開催概要】

イベント名：「知ろう！学ぼう！かわさき企業市民交流D a y」※川崎区のイベント

日時：令和3（2021）年11月23日（火・祝）

場所：川崎ルフロン1階イベントスペース

来場者数：180人

シール投票数：279人

「知ろう！学ぼう！かわさき企業市民交流D a y」の様子



【参考（パネル展示）】

教育文化会館と労働会館で、ワークショップでの主な意見を記載したパネルの展示等により、取組を周知しました。

●教育文化会館 1階 エレベーター前

（令和3（2021）年11月26日～12月24日） シール投票数 268枚

●労働会館 1階 ロビー

（令和3（2021）年11月26日～12月24日） シール投票数 185枚

(3) 中間とりまとめ後の意見交換

ア 社会教育委員会議（関連専門部会含む）への説明

委員会・部会名	説明年月
社会教育委員会議	令和3（2021）年2月4日
教育文化会館専門部会	令和3（2021）年2月20日

イ 利用団体等への説明

労働会館や教育文化会館の利用団体や町内会、学校などに対し、中間とりまとめの説明を行いました。

2 市民意見の整理

ワークショップ等を通じて把握した市民意見を、本計画の項目に沿って整理しました。
参考とした主な意見は以下の通りです。

参考とした主な意見	本計画の項目
<p>【多様なイベント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全館イベントなど、子育て関連のイベントを何かやってほしい。 ・子どもが体験できるイベントをやってほしい。 ・誰でも参加可能なサークル紹介イベントをやってほしい。 <p>【多世代交流】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・色々な世代の方と関わりを持ちたい。 ・子どもが一人で行っても楽しめ、学び、知り合いができそうな施設となってほしい。 ・働く方による学生への授業（職業講和や職業体験）を実施してほしい。 （ホールでは音楽系、エンタメ系、料理室で料理人、体育室でフィットネス関連の人の話が聞けるようなイベント） <p>【多文化交流】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際的な友達と会う場所がほしい。 ・海外の人と交流したい。英語の勉強や、食文化を活かした国際交流をしたい。 ・海外の文化を知る機会と日本の文化を海外へ発信できる事業を実施してほしい。 <p>【地域交流】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい施設の取組みと、富士見公園での活動につながりがほしい。 ・地域全体で連携して何かできるとよい。 ・地域の人たちと関わる、交流するという観点から、富士見公園のゴミ拾いや草むしりなどを主催してほしい。 	第4章 事業計画
<p>【休館日・開館時間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休館日は固定の方がわかりやすい。土・日・祝日は開館にしてほしい。 ・月1回程度の休館日は必要。 ・現在の開館時間がよい。利用時間は全施設一律がよい。 	2 休館日・開館時間
<p>【利用方法等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホールとホール以外で申込時期を分けた方がよい。 ・ホールと同時に会議室も予約できるとよい。 ・1～2時間単位で利用できる部屋があると使いやすい。 ・飲食可能、お酒が飲める、懇親会で利用、ケータリング等ができるとうよい。 <p>【ホール・ミニホール】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（ホール）楽屋の数を増やしてほしい。 ・（ホール）リハーサル室を単独利用したい。 ・（ホール）小さな子どもが親とステージを鑑賞できる多目的親子観覧室の設置。 ・（ミニホール）講演会、演劇、演奏、落語会、各種祝典などに対応でき、楽屋を設ける。 <p>【多目的室・多目的利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防音など多目的機能に耐えられる設備がほしい。 ・さまざまな用途に活用できる複数の多目的な部屋が欲しい。 ・可動式の仕切りで大きさが調整できる部屋があるとよい。 <p>【教養室等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（体育室）鏡があるとダンスなどに活用できる。卓球や室内テニスができる。 ・（スタジオ）防音にしてほしい。鏡があるとよい。 ・（料理室）調理実習等で活用したい。子ども食堂と連携した利用ができるとよい。 ・（実習室）習字での利用ができるようにしてほしい。流し台があるとよい。 ・（和室）本格的な茶室になるとよい。フリースペースと一体で使えるとよい。 ・（市民ギャラリー）市民ギャラリー以外にも、壁面に作品を展示できるとよい。 	第5章 施設利用計画 3 施設の概要 (1) 貸出施設 資料編 施設の配置について

参考とした主な意見	本計画の項目	
<p>【オープンスペース】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予約なしで利用できるようにしてほしい。 ・1～2時間単位で専用利用できる仕組みがあるとよい。低額なら有料でもよい。 ・利用目的によって使い分けができるとよい（会話の可否、飲食の可否など）。 ・一定のルールは必要。 ・近くの諸室（和室など）と同時利用ができると活動の幅が広がる。 <p>【市民活動支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動の拠点(打ち合わせしやすい空間・作業場所)となるようにしてほしい。 ・パソコンと印刷機を設置してほしい。 ・現在の市民活動コーナーのように、予約なしで使うことができる時間帯があるとよい。 <p>【図書コーナー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門家以外の市民でも立ち寄れるよう労働資料と一般図書が融合した場所にしてほしい。 ・誰もが入りやすいレイアウトで、出会いや賑わいを創出する場所にしたい。 <p>【児童室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小さい子どもが安心して遊べるスペースがあるとよい。 <p>(ベビースペース・キッズトイレ・赤ちゃん用マット)</p>	第5章 施設利用計画	<p>3 施設の概要 (2) オープン 利用施設 資料編 施設の配置について</p>
<p>【ロッカースペース】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・色々な大きさのロッカーや用途に応じた利用形態があるとよい。 ・団体の活動支援のために、ロッカーは必要。施設利用団体の利用優先ロッカーの設置。 ・無料と有料ロッカーを設ける。 <p>【売店/飲食スペース】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1階にテーブルと椅子がある食事できる場所があるとよい。 ・売店では文房具を販売してほしい。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(駐輪場)出入口と自転車置場を近くにしてほしい。駐輪場を充実させてほしい。 ・(便所) 男女それぞれにバリアフリートイレを設置したい。 ・バリアフリー・ユニバーサルデザインを意識して設計してほしい。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・浸水対策をしっかりとしてほしい。 ・津波時に1階が水没することを踏まえた対策が必要。 		<p>4 災害時の 対応</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・施設名を親しみやすい名称にする。 ・施設についての新聞のようなものを中学校に配ってほしい。 ・市民の活動や、施設でできることを発信してほしい。 		<p>第6章 広報計画</p>

3 サウンディング型市場調査の実施

今後の事業・サービスの充実に向けて、民間事業者のノウハウや創意工夫を凝らした幅広いアイデアを募集するサウンディング型市場調査を実施しました。(新しい宮前市民館・図書館移転・整備と合同で実施)

(1) 説明会・現地見学会

- ・開催日：令和3（2021）年6月10日（木）
- ・開催場所：労働会館
- ・参加団体数：30団体

(2) 個別対話

- ・開催日：令和3（2021）年7月12日（月）から7月27日（火）まで
- ・開催場所：教育文化会館
- ・参加団体数：15団体

< 参加団体の主な業種等（順不同） >

施設運営事業者（生涯学習、図書館、スポーツ、文化、コンベンション）、
NPO法人、公益財団法人など

(3) 主な提案内容

参考とした主な提案内容	本計画の項目
<ul style="list-style-type: none"> ・幼児からシニアまでの各種学級・講座の実施 ・社会人向け「資格・ビジネススキル講座」をはじめとする夜間・休日の講座数の増加、小中学生向けの講座の実施 ・大学などの高等教育機関と連携したりカレント教育講座の開設 ・企業との連携による就労支援など労働会館ならではの事業提供 ・地域資源を活かした交流・共創を生むような主催事業、市民参加型のプロジェクトの実施 ・地元で活躍する人材を中高生に紹介する事業など、子どもや学生でも勤労者と触れ合える事業等の実施 ・障がい者・外国人・高齢者が参加できる学習や健康づくりの拠点、若い世代の団体も含めた地域交流の拠点 	第4章 事業計画
<ul style="list-style-type: none"> ・労働資料コーナーの労働図書だけでなく、市立図書館との連携により、市立図書館の一般図書を借りることができる仕組みの構築 ・オープンカフェ、昼食の提供、弁当の提供をはじめ、懇親会、パーティー等にも対応したレストラン機能を有したスペースの確保 	第5章 施設利用計画

第4章 事業計画

1 基本的な考え方

「みんなが気軽に利用しやすい 活動と交流の拠点づくり」をめざし、求められる役割を踏まえ、市民意見を参考に3つの運営方針を定め、それらに沿って取組の方向性を整理しました。

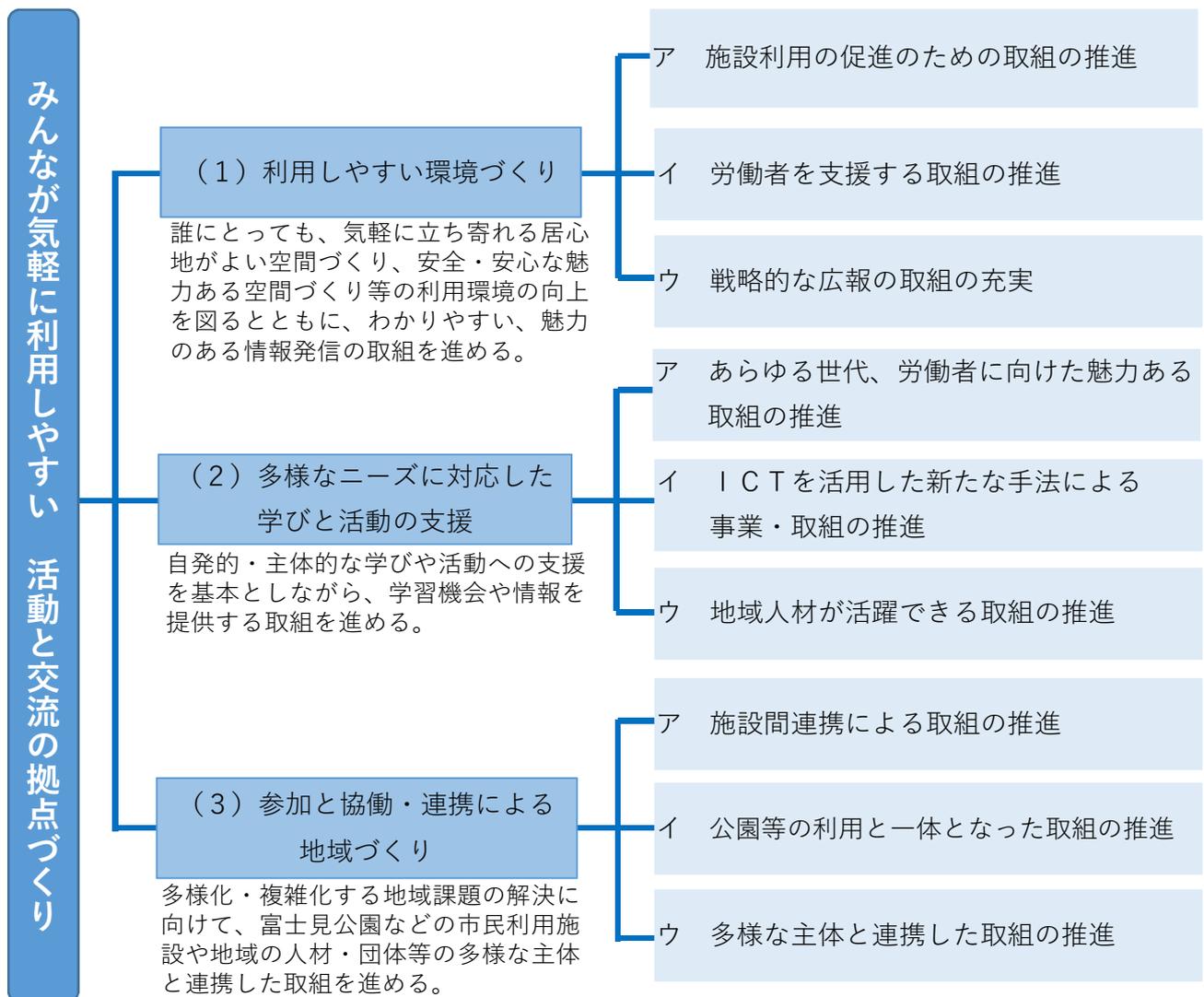
これらの運営方針、取組の方向性は、前項で記載した、市民の意見やサウンディング型市場調査での提案等を参考としています。

新施設では、これまで両施設が行ってきた事業の継続性を維持して実施するとともに、これらの運営方針、取組の方向性に則り、発展的に実施するほか、新たな事業にも取組みます。より多くの市民が気軽に施設を訪れ、施設を利用し、自らが活動を行うきっかけとなるような事業を提供することで、市民の活動と交流の拠点となるように計画します。

【基本理念】

【運営方針】

【取組の方向性】



2 運営方針と取組の方向性

次の3つを運営方針とし、それぞれに取組の方向性と、それに基づいた主な事業を紐づけていきます。

(1) 利用しやすい環境づくり

これまで両施設を利用してきた市民だけではなく、誰にとっても、気軽に立ち寄れる居心地がよい空間づくり、安全・安心な魅力ある空間づくり等の利用環境の向上を図るとともに、わかりやすい、魅力のある情報発信により、施設利用を促進する取組を進めます。

また、働く市民や労働組合、その他の団体が「いこい」「語らい」「学びあう」ための場を提供するとともに、労働に関する情報を発信することにより労働者を支援する取組を進めます。

ア 施設利用の促進のための取組の推進

市民が気軽に集える居場所となるよう、諸室や設備等の機能を有効に活用するとともに、オープンスペースを活用した交流イベントや市民館を知ってもらう体験講座の開催等の取組を進めます。

主な取組	取組の内容
○オープンスペースを活用した交流イベント	このまちに暮らす人や働く人などの活動と交流の場として、オープンスペースを設け、読書、学習、歓談、簡単な打合せなどが行えるような空間とするとともに、コミュニティ形成の場となることをめざして、利用者の交流を促すイベントを実施します。
○料理室などの教養室を活用した体験型の講座やイベントの実施	施設の利用促進のため、利用率の低い教養室を活かした学級・講座や気軽に参加できる体験型教室・イベントを実施します。
○多目的・多機能な施設・設備や便益施設等の設置	さまざまな団体・グループ活動の場として、多様な利用形態に柔軟に対応するため、防音・防振・防汚・防水性等を一定程度確保することにより、音楽、軽運動や創作活動への対応が可能となる多目的室など、多目的・多機能な施設・設備や便益施設等を設置します。
○公衆無線LANなどオンライン環境の整備	誰もが使いやすい施設となるよう、市民が気軽に心地よく利用できる施設をめざして、公衆無線LANなどオンライン環境を整備します。

《教育文化会館のオープンスペースを活用した取組》

キョウブンカフェ

令和元年度市民エンパワーメント研修「やろうよ！キョウブンカフェ！！」で「コミュニティカフェ事業」について学習し、講座終了後にはプレオープンとして開催した。令和2年度には、この講座の受講者で「キョウブンカフェ実行委員会」を組織し、本実施へ向けた話し合いを進めながら、2回のプレ開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止となった。



くえすとかふえ Pre☆ (かわさき区EST)

個別にボランティアなどの地域活動をしていたメンバー同士が、教育文化会館で交流したことをきっかけとして、「かわさき区EST」を結成した。令和3(2021)年12月に教育文化会館のイベントホール前のオープンスペースにおいて、気軽に訪れて自由に勉強できるほか一緒にゲームができるなど、訪れた人同士が仲良くなれるような空間を作るイベント「くえすとかふえ Pre☆」を開催した。



かわさき区ESTのメンバー

U25の皆さんへ

くえすとかふえ Pre☆

2021.12.25sat-26sun 13:00-17:00

かわさき EST

川崎市教育文化会館で若者コミュニティカフェを開催します！
遊び・勉強・友達づくり なんでもOK
少しの時間だけでも参加できます。
皆さんのご参加お待ちしております(*^▽^*)

日にち : 2021年12月25 - 26日
時間 : 開場13:15時 開演15:17時
場所 : 川崎市教育文化会館 イベントホール前
対象 : 定例・中学生～25歳 各12名 参加費 : 無料
申し込み : 12月10日(金)18時から電話またはホームページ(先着順)

※参加費は無料ですが、会場付近にコインロッカーを完備していただく場合があります。
閉会の際にお知らせする場合は、連絡先等に、参加費の支払いを希望する場合は、会場受付のスタッフへお問い合わせください。
主催 : 川崎市教育文化会館 共催 : 川崎市教育文化会館 協賛 : 川崎市教育文化会館 協賛 : 川崎市教育文化会館

イ 労働者を支援する取組の推進

市内労働者をはじめとする働く方々に対して、「いこい」・「語らい」・「学びあう」場を提供するとともに、労働に関する情報を発信することで、労働者の健康と職業生活を守り、勤労意欲の向上に資する取組を進めます。

主な取組	取組の内容
○労働者への憩いや交流の場の提供	原則として飲食を伴う利用（昼食会、懇親会など）が可能な貸出施設の提供などにより、勤労者同士の交流を促進しながら、文化、集会、憩い等を行う場を提供します。
○労働に関する情報発信	働く人々が労働に関する理解を深めるために、労働資料の収集、保存、提供等を行いながら、制度解説などの労働雇用関連情報を分かりやすく発信します。

《労働会館における「いこい」・「語らい」・「学びあう」場の提供の取組》

会館には、762人収容のホールをはじめ、会議室、特別会議室、研修室などや、アルコールを含む飲食が可能な交流室があり、他にも茶室、洋裁手芸室、和室などの諸室を設け、労働者の方々を支援している。



交流室

ウ 戦略的な広報の取組の充実

これまでの「館のたより」やチラシ、ホームページ等での広報に加え、世代により情報収集の手段が違うことに配慮し、SNSやメールマガジンなどの多様な広報媒体の活用を図るとともに、その内容の充実に向けて、施設の情報提供にとどまらない情報発信の取組を進めます。

主な取組	取組の内容
○SNS等を活用した情報発信や広報	ツイッターでは情報の拡散性とリアルタイム性を活かした話題を提供したり、Instagramでは画像や動画をメインとしたコンテンツで視覚的にメッセージを伝えたりするなど、SNSの活用を図るとともに、メールマガジンによるプッシュ型の情報発信など、広報の充実を図ります。
○多様な媒体を活用した魅力的な地域情報や地域活動情報の発信	地域での学びや活動の促進のため、デジタルサイネージ等を活用し、施設の情報提供にとどまらず、地域活動団体の情報を発信するなど内容の充実を図ります。

《他都市の広報の取組》大和市文化創造拠点シリウス 広報

大和市文化創造拠点シリウスの指定管理者やまとみらいでは、公式SNSアカウントとして、公式フェイスブックページを活用しているほか、やまと芸術文化ホールの公式Instagramページを活用している。

また、指定管理者やまとみらいの広報誌

「YAMATOMIRAI」を発行しているほか、生涯学習センターでは、主催講座の紹介、学習センターからのお知らせ、利用団体情報、学習室情報を届けるメールマガジンを月1回発行している。



《他都市の広報の取組》須賀川市民交流センターtette Instagramでの広報

施設広報の他、屋内遊び場「わいわいパーク」が満員の場合は、Instagramストーリー機能でお知らせしている。



(2) 多様なニーズに対応した学びと活動の支援

これまで教育文化会館や労働会館が行ってきた市民の自発的・主体的な学びや活動への支援を基本としながら、複合施設の利点を活かした、多様なニーズに対応した魅力ある事業、サービスを展開し、学習の機会や情報の提供を充実させることなどで、地域づくりに関われるような、人づくり、つながりづくりを支える施設となるための取組を進めます。

ア あらゆる世代、労働者に向けた魅力ある取組の推進

学生、働く世代、子育て世代、シニア世代など、あらゆる世代への学びの機会の提供に向け、市民の関心が高いテーマや気軽に受講しやすいテーマの講座等を開催するとともに、働く世代に向け、仕事に活かせる知識習得や自己啓発等のための講座開催などの取組を進めます。

主な取組	取組の内容
○ライフステージに応じた多様な講座・教室等の充実	ライフステージに応じた学級・講座の実施に際し、これまでの利用者に加え、学生や公園利用者等の幅広い利用者層に対応した事業の充実を図ります。
○働く市民のキャリアアップや自己啓発を促進する取組	労働学校をはじめとする労働に関する知識の習得や資格取得等を支援する研修会、講習会等を開催します。
○労働資料の収集、保存、提供等	市内における労働に関する専門的拠点となるために、労働関係資料、文献等を広く収集、保存、提供することにより、労働問題に関する調査、研究、学習等の活動を支援します。

《教育文化会館における学習機会の提供の取組》市民自治基礎学習事業

普遍的課題学習活動

平和・人権、男女共同参画社会、L G B Tなど、現代社会において市民生活を営む上で、年齢や性別にかかわらず、普遍的な課題を解決するため学習機会を提供している。

子育て・教育学習活動

子育て期に必要な諸課題に関して、ワークショップなどさまざまな参加型学習形態を取り入れ、親同士の学び合いと仲間づくりをめざして事業を実施している。



家庭・地域教育学級「はじめての子育て」

《労働会館の取組》 労働学校

過重労働問題やハラスメント、労働法や社会保障の関係、働くためのルールなど、職場で起きているさまざまな問題と働くためのルールについて、各分野の専門家が講義を行っている。

昭和29年に初開催し、令和3年度で68年目、開講数では、117期を迎える歴史と伝統のある学校で、その時々での課題や関心あるテーマを取り上げながら開催している。



《労働会館の取組》 労働資料室

労働資料室では、労使間の諸問題や勤労者の福祉の向上を図る調査・研究など労働問題について、勤労市民、経営者、研究者、一般市民のさまざまな活動に役立つ労働に関する図書をはじめ、雑誌、新聞、機関誌（紙）、各調査資料などを収蔵している。

① 労働に関する情報提供

市民、経営者、研究者に向けた労働に関する図書資料を分類整理し、勤労・一般市民の閲覧に供している。

② 資料の収集管理

学問的、社会的に貴重な労働に関する史・資料、文献等を広く収集し、保存、提供している。

③ 労働資料の利用相談

労働問題に関する調査、研究、学習等の活動の援助及び相談対応をしている。



< 収蔵資料 >

◆ 図書

労働法、各県・各企業の労働運動史など

◆ 資料

官公庁等の「労働」に関する調査報告など

◆ 雑誌

官公庁・労働専門機関などの機関誌など

イ ICTを活用した新たな手法による事業・取組の推進

主体的な学びの活動をより一層促進するため、「新しい生活様式」に対応した学習機会の提供に向け、場所や時間に捉われないよう、ICTを活用しながら、これまで来館し、受講していた学級・講座等について、オンラインにより実施する取組を進めます。

また、ICTスキルの習得は、生涯学習や社会活動の幅を拡げ、新しい交流を始めたりするきっかけとなるため、ICTを活用するための講座を実施するとともに、ICTを活用するための場を提供する取組を進めます。

主な取組	取組の内容
○講座・学習などのオンライン化やデータ配信	新しい生活様式への対応の一環として、一堂に会した学習活動だけでなく、動画配信による非来館型の学級・講座を実施するなど、市民の学習機会の充実を図ります。
○ICTを活用するための講座の実施や場の提供	ICTを活用した学びや交流に向けて、シニア向けのスマホ講座などのICTを活用するための講座を実施するとともに、ICTを活用したオンライン会議の場などに利用できるように少人数の打合せスペースや個人ブースを設置します。

《他都市のオンラインによる講座の取組》

大和市文化創造拠点シリウス「健康都市大学 子育て応援！オンライン講座」

大和市の将来都市像「健康都市 やまと」にふさわしい市民の学びの場として、「健康都市大学」をスタートした。

市民どうして学び合い、交流する場を創出することで、学びを通じた市民の新たな居場所づくりをめざすほか、全講座に共通の受講ポイントを導入し、学びの場をより楽しく魅力的なものにしている。

「子育て応援！オンライン講座」では、子育てに役立つ情報や、親子あそびの場の提供をしている。オンライン受講が初めての方には、簡単接続マニュアルを渡している。参加費は無料。1回ずつ申込が可能となっている。

大和市文化創造拠点シリウス 健康都市大学

子育て応援！ オンライン講座

参加無料1回ずつのお申込み

対象 乳幼児期のお子さまとその保護者 ※市内在住・在勤の方が優先となります

申込み 先着順。各回 定員10組

2/11(金)10:30~11:30
親子スキンシップとぐっすりまんまる抱っこ
母子整体師・ベビーヨガ講師 山本あゆみ先生
ベビーヨガと赤ちゃんがリラックスし、発音を促す抱っこについて、パパの参加も大歓迎！一緒にスキンシップを通して、心と体の成長を喜ばせよう。

3/11(金)10:30~11:30
子どもの前髪カット
子どもとママの簡単ヘアアレンジ
HONDA PREMIERE HAIR スタッフ
子どもの前髪カットのコツと、簡単なアレンジ方法をプロの美容師さんから教わります。ママだけの参加も可能です。

4/26(火)10:30~11:10
親子で楽しくリズム体操
キッズピクスイストラクター 佐藤美幸先生
みゆき先生と一緒に楽しく体操を動かそう！

4月から
金→火曜日に
お引越しします。
オンラインで聞きたいこと、
やってみたいことも募集中です！

申込み
2月分 1/21
3月分 2/11
4月分 3/11
いずれも金曜日
12:00~

窓口、電話、Webサイトから

お申込み方法は裏面をご覧ください▶

最新情報はホームページをご覧ください

〒247-0291 大和市文化創造拠点シリウス 第二取組部 / 大和市生涯学習センター <https://yamato-bunka.jp>

《教育文化会館のICTを活用した取組》

現代的課題学習事業「体験！タブレット ～はじめてのオンライン生活～」

情報端末に不慣れな高齢者を対象として、タブレット端末を使い、インターネットの閲覧やライン、ズーム等を体験しながら基本的な知識や操作について学ぶ講座を実施した。



ウ 地域人材が活躍できる取組の推進

地域人材の活躍に向けて、さまざまな人々や団体等が知識やスキルを高め、地域の担い手として積極的に地域づくりに関わるための取組を進めます。

主な取組	取組の内容
○地域人材の発掘とネットワーク構築	知識・技能を持つ地域人材を発掘し、川崎区内で活動する地域団体と区が協働で展開する事業と連携するなど、ネットワークを構築します。
○市民が持つ知識などを地域還元できる仕組みづくり	市民が学んだ知識を活かし、地域の活動の担い手となれるように支援しながら、市民が学びの成果を活かす場づくりとして、市民との協働や市民提案による事業などの充実を図ります。
○市民活動を支援するための打合せ・作業スペース等の設置	川崎区の市民活動コーナーとして、打合せやグループワークに利用できるように、オープンスペースに設置します。隣接する作業室には、印刷機等を設置し、登録制で利用できるようにします。

《教育文化会館の市民と協働で「学びの場」を創る取組》

市民自主学級・市民自主企画事業

地域課題や生活課題の解決に向け、市民が自分たちで企画提案し、教育文化会館と協働で学びの場を創っている。

平成30年度まで市民自主企画事業「自由研究攻略作戦」の当日運営ボランティアとして参加していた県立川崎高校ボランティア部のメンバーが、高校卒業を機に、「進め、自由研究隊」を組織して「進め、自由研究！」を企画提案し、実施している。そして、その一部メンバーが令和3年秋に立ち上げた「カワハル企画部」では、若者たちの学校外での発表の場づくりを目的に、中学生から22歳までの人から作品（形式を問わず展示ができる作品や、ダンスや演奏などのパフォーマンス映像）を集め、展示会「かわさき春の文化祭」を令和4年に実施した。



市民自主企画事業
「進め、自由研究！」
～おもしろ選挙体験～

市民エンパワーメント事業

「市民エンパワーメント研修」では、市民活動・ボランティア活動に関する学習機会を提供することにより、市民自らが考えながら生活・地域課題等に取り組むことができるように、市民全体の地域づくりを支援する学びを実施している。

市民エンパワーメント研修「やろうよ！キョウブンカフェ！！」でコミュニティカフェについて学び、プレ実施で運営を体験した。



市民エンパワーメント研修
「やろうよ！キョウブンカフェ！！」

《他都市のオープンスペースにある市民活動コーナー》

横浜市青葉区区民活動支援センター

オープンなスペースの中に、ミーティングコーナー、作業コーナー、ロッカー・連絡ボックス、相談・コーディネート窓口、情報コーナーが設えとしてある。

6人用テーブル2台、12人用テーブル1台があり、12人用テーブルのみ利用日の1ヶ月前から予約が可能で、市民活動・生涯学習活動の打合せで利用が可能となっている。

「まち活ギャラリー」では、活動で制作した作品を展示したり、活動を紹介しており、また、活動団体向けの講座や、交流会なども実施している。



(3) 参加と協働・連携による地域づくり

多様化・複雑化する地域課題の効果的な解決に向けて、新施設周辺の富士見公園を中心としたさまざまな市民利用施設や、地域の人材・団体等の多様な主体と連携した取組を進めます。

また、生涯学習施設である(仮称)川崎市民館と労働者のための福利厚生施設である労働会館が同一建物内に設置されていることのメリットを活かし、これまでの各施設の利用者が互いの活動や事業を知り、参加しあうなど、両施設で活動する団体・サークルの連携など利用者相互の新たな交流を促進することにより、両施設の垣根を超えた相乗効果を生み出し、利用者の活動がより一層活性化していくための取組を進めます。

ア 施設間連携による取組の推進

地域団体が、お互いの活動を知り、新たなつながりが生まれるよう、団体間の交流の取組などを進めます。

主な取組	取組の内容
○市民館、労働会館の枠を超えた事業やイベント	これまでの2つの施設の利用者がそれぞれの活動などを知り参加できる事業やイベントとして、利用団体の活動を知ることや、その場で体験できるイベントを実施するなど、施設利用者の活動の発表の場を提供します。
○交流に利用可能なオープンスペース、児童室の設置	市民の交流の機会をつくるため、来館者が自由に無料で、打合せや歓談、作業等に利用できるオープンスペースを設置します。また、子育て世代の新たなつながりが生まれる場としても活用できる子育て支援スペースとして児童室を設置します。

《労働会館の取組》 サンピアン感謝まつり

労働会館を拠点として文化・芸術・スポーツ・学習等の活動を行っている団体や自主事業講座の受講者により構成されたサークル等が、日頃の活動を発表し、市民の皆様に観覧していただく、交流の場として開催している。

当日は、施設と団体・サークルが連携し、活動発表会や作品展示、活動者が講師となって開催する体験教室などを実施している。



発表会



作品展示



体験教室

イ 公園等の利用と一体となった取組の推進

新施設は、富士見公園への入口ともなる場所に立地しています。新施設で活動を行う、事業に参加するといった方々の利用だけではなく、公園を訪れた市民が、休息や憩いの場として利用できるよう、誰もが利用しやすい空間とします。また、公園や周辺施設と連動したイベントを行うなど、地域全体での賑わいを作り出す取組を進めます。

主な取組	取組の内容
○公園や周辺施設と連動した交流イベント	地域全体での賑わいを作り出す取組を推進するため、富士見公園やカルッツかわさきなどの周辺施設と連動した交流イベントを実施します。
○公園利用者も利用しやすいテラス、更衣室等の設置	公園利用者との連続性・一体感を考慮し、富士見公園側に入口を設けるとともに、ギャラリー・売店・飲食スペース・テラスを配置します。また、公園利用者の利用も考慮し、地下に更衣室やロッカーを設置します。

《教育文化会館と富士見公園が連携した取組》

いきいきかわさき区提案事業

「子ども・若者居場所プロジェクト in 富士見公園」(パークチャレンジかわさき)

令和元～3年度のいきいきかわさき区提案事業で、川崎区地域教育会議が主催し、事業の実施にあたっては、教育文化会館と富士見公園南側(富士通スタジアム川崎ほか)の指定管理者が企画・運営に協力することにより、大人や子ども・若者みんなで富士見公園の緑に触れながら楽しい遊び場を作って遊ぶ機会を提供した。



ターザンロープ体験

《富士見公園における地域課題解決につながる取組》

富士通スタジアム川崎「夏祭り」

周辺町内会の人たちが、広い場所で「盆おどり」をしたいという要望がきっかけとなり、イベントで富士通スタジアム川崎「フィールド」を開放している。中央に「やぐら」を組み、「盆踊り」の会場としており、大型遊具や射的、ヨーヨーすくい等の縁日などの子どもも大人も楽しめるアトラクションを設置している。場外にはキッチンカーを設置するなど、富士通スタジアム川崎全体をお祭り会場にすることによって、周辺町内会を巻き込んだ「周辺住民に新たな交流の場」を提供し、富士見公園に更なる賑わいをもたらしている。

富士通スタジアム川崎「アオハル祭り」

地域の大人たちに楽しんでほしいと、「あの青春（アオハル）をもう一度」をテーマにしたイベントで、20店舗以上の屋台のほか、ステージイベントや大型アトラクション、スポーツ体験などが行われ、手作りアクセサリなどのワークショップも実施した。



フィールドでの盆踊り



ウ 多様な主体と連携した取組の推進

新施設の運営などのさまざまな場面において、地域で活動する研究会・サークルをはじめ、企業や大学、NPO法人、地域団体などの多様な主体と連携し、地域の課題解決につながる取組を進めます。

主な取組	取組の内容
○サークル、活動団体、企業、NPO法人などと連携したイベント	地域課題を把握・分析し、課題解決に寄与するため、サークルをはじめ、企業や大学、NPO法人など多様な主体と連携したイベントを実施します。
○まちの資源を活かしたイベント	地域の課題解決に取組む企業・地域団体等と連携し、地域の自然、歴史、文化、産業など、魅力ある地域資源を活用しながら、地域のさまざまな現場に向向いて学ぶ、参加・体験型のイベントを実施します。

《教育文化会館で実施した川崎区における多様な主体と連携した取組》

かわさき区子育てフェスタ

区内で活動する団体・個人が実行委員となり、企画や運営を行っている。

子育て支援者同士が繋がり、子育て中のご家族に支援者や活動内容を知ってもらい、各活動者が交流・連携しながら、一丸となって地域子育て支援の充実を図るイベントで、支援者同士が交流することにより、活動の幅をより広く深くしていく機会ともなっている。



イベントステージ



作品展示

第5章 施設利用計画

1 基本的な考え方

これまでの施設利用者に加え、学生や公園利用者等の幅広い利用者に対応できるよう、市民意見を踏まえ、多様なニーズに応じた利用方法を取り入れながら、教育文化会館と労働会館の利用ルールを一本化して、新施設の利便性の向上を図っていきます。

2 休館日・開館時間

現在の教育文化会館及び労働会館は長年、市民・団体・企業等の利用に供しています。引続き、これまでの利用者に配慮し、現在の両施設の休館日、開館時間を基に設定します。

(1) 休館日

より多くの市民に利用されるよう、休館日は必要最低限の日数とします。

具体的には、年末年始のほか、施設や設備の保守点検など安全に施設を利用するため、月1回程度の定期的な休館日を設けることとします。

(2) 開館時間

開館時間は、原則午前8時30分から午後9時30分までとし、館内施設の貸出や利用時間は原則として午前9時から午後9時30分までとします。

また、開館時間内は、施設利用申込などに対応する窓口業務を行います。

【休館日及び開館時間】

休館日	年末年始（12/29～1/3）及び定期的な休館日
開館時間	午前8時30分～午後9時30分
館内施設の貸出・使用時間	午前9時～午後9時30分

【参考：現行施設の状況】

	労働会館	教育文化会館	市民館・分館
休館日	年末年始（12/29～1/3） 施設点検日（月1～2回程度）	毎月第3月曜日 年末年始（12/29～1/3）	
開館時間	午前8時30分～ 午後9時30分	午前8時30分～ 午後9時30分	午前9時～ 午後9時
館内施設の貸出・利用時間	午前9時～午後9時30分 ※交流室は午後9時まで ※労働資料室は午後5時まで	午前9時～午後9時30分 ※市民ギャラリーは 午後9時まで	午前9時～ 午後9時

3 施設の概要

新施設に求められる役割を担えるよう、次のとおり利用に供する施設を配置します。

(「資料編 施設の配置について」参照)

区分	施設利用における考え方	対象施設等
(1) 貸出施設	利用者が申請（予約）することで、占有して利用することができる施設	【ホール】 ホール（楽屋（5室）、リハーサル室含む） ミニホール（楽屋含む） 【多目的室】 ルーム（11室）、交流室 【教養室】 体育室（2室）、スタジオ（4室）、音楽室、和室（2室）、料理室、実習室（2室） 【その他】 市民ギャラリー、オンラインルーム ※（ ）は部屋数
(2) オープン 利用施設	原則として、申請（予約）せずに個人でも無料で利用することができる施設	オープンスペース、市民活動コーナー、児童室、図書コーナー
(3) 便益施設	利用者の利便性の向上等を図るための施設	【屋内】 ロッカースペース、更衣室、売店/飲食スペース、便所（多目的含む）、給湯室、調乳室・授乳室、救護室 【屋外】 駐車場、駐輪場、テラス、広場

(1) 貸出施設

利用者が申請（予約）することで、占有して利用することができる施設です。

ア 利用方法（予約方法）

貸出施設を利用するための予約方法は、現在の教育文化会館・市民館の利用方法（予約方法）を原則とします。

ただし、オンラインルームは、オープン利用施設の利用ルールと調整を図りながら利用方法を設定します。

(ア) 抽選による利用申込

全ての貸出施設について、まずは抽選による利用申込を行います。

ホール	利用する日が属する12か月前の初日に利用申込を行い、利用申込が重複した場合には抽選を行います。抽選後に予約を受付けます。 ※付随する楽屋、その他の貸出施設を同時に利用する場合は、同時に予約を受付けます。
-----	--

ミニホール	利用する日が属する 6 か月前の初日に利用申込を行い、利用申込が重複した場合には抽選を行います。抽選後に予約を受付けます。 ※付随する楽屋、その他の諸室を同時に利用する場合は、同時に予約を受付けます。										
多目的室・ 教養室	利用日の 4 ヶ月前の 17 日から 23 日までに抽選申し込みを行い、24 日に抽選を行います。25 日以降に予約を受付けます。 ※「ふれあいネット」での利用申請を原則とします。										
市民ギャラリー	受付期間は使用時期により、以下とします。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用時期</th> <th>受付期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10月、11月、12月</td> <td>4月の第2木曜日</td> </tr> <tr> <td>1月、2月、3月</td> <td>7月の第2木曜日</td> </tr> <tr> <td>4月、5月、6月</td> <td>10月の第2木曜日</td> </tr> <tr> <td>7月、8月、9月</td> <td>1月の第2木曜日</td> </tr> </tbody> </table>	使用時期	受付期間	10月、11月、12月	4月の第2木曜日	1月、2月、3月	7月の第2木曜日	4月、5月、6月	10月の第2木曜日	7月、8月、9月	1月の第2木曜日
	使用時期	受付期間									
	10月、11月、12月	4月の第2木曜日									
	1月、2月、3月	7月の第2木曜日									
4月、5月、6月	10月の第2木曜日										
7月、8月、9月	1月の第2木曜日										

※1 ホール・ミニホールの申込では、抽選期間前でも他の施設を同時に申込できます。

※2 利用申込期間よりも前の利用申請は、現在の教育文化会館及び労働会館における取扱いを基本とします。

(イ) 先着順による利用申込

全ての貸出施設について、抽選終了後、空いている施設については、先着順で予約を受付けます。

イ 利用区分（貸出区分）

午前・午後・夜間の3区分や時間単位等、現在の教育文化会館及び労働会館の利用状況等を踏まえ、貸出施設ごとに使いやすい利用区分とします。

【参考：現行施設の状況】

		午前	午後	夜間	全日
教育文化会館		9時～12時	13時～17時	18時～ 21時30分	9時～ 21時30分
労働 会館	ホール	9時～ 11時30分	12時30分～ 16時30分	17時30分～ 21時30分	9時～ 21時30分
	ホール、 交流室以外	9時～12時	13時～17時	18時～ 21時30分	9時～ 21時30分
	交流室	昼間 9時～17時（2時間単位）		夜間 17時～21時（2時間単位）	
他区 の市 民館	ホール、 リハーサル 室	9時～ 11時30分	12時30分～ 16時30分	17時30分～ 21時	9時～21時
	会議室、 教養室	9時～12時	12時～17時	17時30分～ 21時	9時～21時

ウ 料金体系の考え方

施設として一本化した料金体系とします。受益者負担の原則により、利用者には適正かつ公平、公正な負担を求めることを基本とし、具体的な金額については、現在の教育文化会館及び労働会館の料金体系や、市内外の類似施設の利用料等を参考としながら、今後条例において位置付けます。

なお、減免措置は、現在の教育文化会館及び労働会館の減免措置の取扱いを基本に検討します。

エ 飲食の考え方

原則として、飲食を伴う利用（昼食会、懇親会など）を可能とします。

ただし、ケータリングやアルコールを伴う飲食（賀詞交歓会や会議後の懇親会など）は、事前に申請を行うなど、一定の手続きを前提とします。

(2) オープン利用施設

原則として、申請（予約）せずに個人でも無料で利用することができる施設です。

ア 利用ルールの設定

利用者同士の新たな交流やつながりづくりのため、誰もが使いやすい利用ルールを開館までに設定します。

例えば、利用方法、利用時間のほか、交流、歓談、打合せ等の場所として、会話や飲食を可能とする場所（スペースの区分け）や、物品の販売の可否などのルールを設定します。

イ 占有利用の考え方

占有利用を行う場合は、申請（予約）することとし、適正かつ公平、公正な負担を求めることを基本に検討します。

例えば、和室、料理室、実習室は、それぞれオープンスペースに隣接しており、一体的な利用が可能です。各室を利用する際に、併せて申請して予約することで、隣接するオープンスペースを占有利用することができます。

ウ 図書コーナーの考え方

図書等を配架するとともに、閲覧席を設置します。

図書等は、現労働会館の労働資料室の書籍・資料（労働資料）に加え、新たに一般図書や児童書等を配架し、貸出も行います。また、市立図書館との連携について検討します。

エ 市民活動コーナーの考え方

オープンスペースに川崎区の市民活動コーナーの機能を付加し、オープンスペースの利用ルールと調整しながら、市民活動コーナーとして、打合せやグループワーク等に利用できるよう運営していきます。また、隣接する作業室には、印刷機器等を設置し、登録制で利用できます。

オ 児童室の考え方

講座受講者等の託児・育児スペースや、来館者が自由に利用できる子育て支援スペースとして設置します。主な利用対象は未就学児とし、室内には授乳室やキッズトイレを設けます。

(3) 便益施設

利用者の利便性の向上等を図るための施設です。売店・飲食コーナー、調乳室・授乳室、更衣室などについては、新施設の利用者だけではなく、富士見公園の利用者をはじめ、富士見周辺地区を訪れた人も気軽に利用できるようにします。

4 災害時の対応

新施設としての業務継続計画（BCP）の作成や、令和元年東日本台風の教訓を踏まえた風水害対策など、各局区と連携した防災対策を実施するとともに、本市地域防災計画等において、次の防災機能を有する施設として位置付けます。あわせて、施設・設備面における防災対策を実施することで、安全・安心な施設利用を図ります。

【新施設が備える防災機能】

名 称	内 容
区災害ボランティアセンター	災害時に災害ボランティアの受付や調整などを行う拠点
避難所補完施設	地域の実情に応じて緊急避難場所及び指定避難所を補完する施設
津波避難施設	津波警報等が発表された際に、避難者が一時的に避難・退避する施設
帰宅困難者用一時滞在施設	地震発生時に帰宅困難者を一時的に受入れる施設
川崎区の危機管理本部の代替施設	川崎区役所（7階）に区本部が設置できない場合等に代替となる施設

【参考：現施設が備える防災機能】

施 設	名 称
労働会館	区災害ボランティアセンター、避難所補完施設
教育文化会館	区災害ボランティアセンター、避難所補完施設、 津波避難施設、帰宅困難者用一時滞在施設 川崎区の危機管理本部の代替施設

【参考：施設・設備面における防災対策】

1 耐震対策

- ・構造躯体に鉄筋コンクリート造の耐震壁と鉄骨の耐震ブレースの耐震要素を増やすとともに、耐力要素の偏りを解消して、所定の耐震強度を確保する。
- ・ホールの特定天井対策は、荷重負荷の軽減と音響性能の確保等を考慮した結果、天井材は吊らずに建物と天井を一体化する方法（準構造化）とする。

2 洪水・津波対策

- ・現在の駐車場に、想定浸水深（3メートル）以上の高さ（2階レベル）の設備置場を新設し、電気設備・空調設備・受水槽等を設置する。また、1階の書庫には、入口に防水扉を設置する。
- ・浸水後にも施設の機能が維持できるよう、事務室・設備監視室を2階に設置する。

3 トイレ対策

- ・現在の駐車場に広場を設け、マンホールトイレの設置場所とするとともに、施設内にマンホールトイレの上屋を備蓄する。

4 停電対策

- ・停電時においても防災機能を維持できるよう、必要な電気容量を考慮した上で、72時間分の発電設備を設置する。
- ・再生可能エネルギーである太陽光発電設備を設置する。

第6章 広報計画

1 基本的な考え方

新施設は、多くの市民が施設を訪れ、交流や活動の拠点となるよう、事業への参加者等を増やすための事業広報だけでなく、施設自体の魅力を伝え、施設の認知度を高め、利用促進を図る施設広報も行い、バランスよく広報活動を展開します。

多くの市民に利用してもらうために、より多様な世代の市民に情報を届けることが必要になります。世代により情報収集の手段が違うことに配慮し、設定した対象に届けるための適切な手法により広報活動を行います。例えば、若い世代対象にはインターネットなどの情報提供ツールを用い、高齢者層向けには紙媒体を活用することなどが考えられます。また双方を併用することで、より広範に情報を届けられるように考慮していきます。

また、新施設の情報を提供するだけにとどまらず、市民や近隣商業施設と連携した多様で幅広い視点により広報活動を展開するとともに、富士見公園や周辺施設等と連携し、相互に広報協力を行うことにも取り組みます。

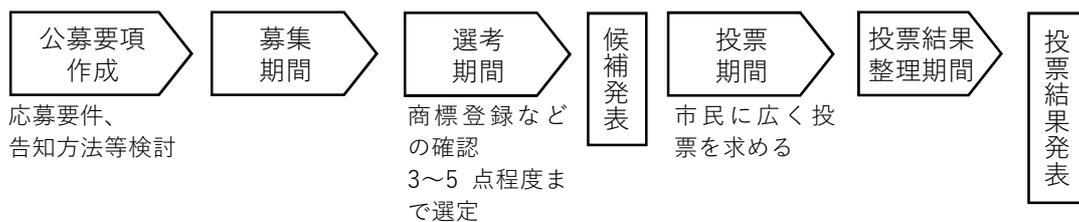
2 開館までの広報活動

新施設を広く市民に知ってもらい、開館した際には多くの方に利用してもらえるように、本計画策定後から開館までの期間を活用した広報活動を行います。

(1) 愛称の募集

市民に愛着や親近感を持ってもらうとともに、施設の知名度向上などをめざし、愛称を募集します。公募作品から数点を選定し、市民に広く投票を求めることとします。

【手続きイメージ】



(2) プレイベント

施設の広報の一環として、新施設への期待を高めるプレイベントを実施します。

また、プレイベント等の実施により、開館前から市民が関わる取組や、関係団体等とのネットワークを構築するなど、開館後の事業実施体制の基礎を作ります。

【事業イメージ（例）】

- ・施設をオープン前に見学してもらう事前施設見学会
- ・労働会館クロージング記念事業
- ・教育文化会館クロージング記念事業
- ・市民企画事業
(地域の事業や市民団体の活動で、新施設の「開館プレ事業」と位置づけ、冠をつける事業)
- ・市内学校等への働きかけと連携（アウトリーチなど）

(3) その他

広く市民に周知を図るため、ホームページの開設や施設パンフレットの作成など、さまざまな媒体を活用しながら認知度を高めます。

3 開館後の広報活動

開館後は、施設広報と事業広報をバランスよく、次のような媒体を組み合わせる効果的に展開します。

広報ツール	内容など
ホームページ	新施設で行う事業や利用団体の活動及び施設利用のルールなどについて情報を提供します。
新施設通信 (定期的発行)	新施設で行う事業や利用団体の活動などについて、定期的に紙媒体で情報を提供します。
SNS	若い世代向けに、オンタイムで、施設で行う事業等の情報を提供します。
施設パンフレット	開館を告知し、施設概要の情報を提供します。
事業チラシ	新施設が行う各事業について、募集チラシを作成し、より多くの多様な市民に参加してもらうための情報が行き届くようにします。
市広報誌	「かわさき市政だより」など市の広報媒体により、新施設で行う事業の情報をより広範に提供します。
デジタルサイネージ	新施設で行う事業の情報提供にとどまらず、富士見周辺地区施設の事業の情報や、利用団体の活動情報を提供します。

第7章 運営組織

1 基本的な考え方

労働会館は、多様化するニーズに、より効果的・効率的に対応するために、民間の能力を活用しつつ、サービスの向上を図るとともに経費の縮減を図ることを目的として、平成18(2006)年4月から指定管理者が施設の管理をしています。また、(仮称)川崎市民館は、「市民館・図書館の管理・運営の考え方(案)」に基づき、指定管理者制度を導入することとします。

新施設は、複合施設である特性を十分に活かせるよう、施設の一体的な運営や利便性を確保する必要があります。このため、1つの指定管理者が施設全体の管理運営を行うこととし、指定管理の対象施設は、新施設と大師分館と田島分館とします。

また、利用者に親しまれるとともに市民館と労働会館の各機能を有効に活用していくためには、利用者ニーズを的確に把握することや、その運営への利用者の参画が欠かせないため、利用者と施設管理者等が日常的なコミュニケーションを図ることができるような仕組みを構築します。

2 指定管理者制度導入にあたっての視点

新施設への指定管理者制度の導入にあたっては、以下の視点を念頭に進めます。

(1) 社会教育振興・勤労者福祉の継続

社会教育の振興については、社会教育法に則り、教育委員会がその責務を果たしていく必要があります。区役所においては、引続き、教育委員会の事業を補助執行する形で、指定管理者の知見やマンパワーを活用しつつも、市がしっかりとマネジメントを行い、すべての市民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際の生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めていく必要があります。

勤労者福祉事業については、労働会館の設置目的である労働組合その他諸団体の健全なる発達と労働者の勤労意欲の向上に資するため、引続き、経済労働局が主体となり、労働者のための研修会、講演会を開催するなど、その役割を果たしていく必要があります。新施設においても、指定管理者と連携し、労働学校や各種講座を開催することなどにより、効果的な勤労者福祉の取組を推進します。

(2) 施設運営の継続性の確保

指定管理者制度では、指定期間が定められているため、事業内容の蓄積や、施設の安定性確保(従事者の短期間雇用と低賃金等)といった課題が指摘されています。そのため市職員が指定管理者のマネジメント、モニタリングを行い、市がこれまで培ってきたサービスの経験等を喪失することなく、市が責任をもって事業者と一体となった運営を行うことが必要になります。

また、サービスの実施にあたり、事業者の経験や知識の少ない公的要素の強い業務については、市の指導の下、利用者サービスが向上できるように事業を推進し、市民団体やボランティア等とは指定管理者も関係を構築するとともに、市も主体的に関わりを継続し、地域人材の育成を行います。

さらに、指定管理者選定にあたって、従事者の適切な労働環境が保てるように確認するなど、利用者サービスが低下することなく、安定的なサービスが提供できるよう運営を行います。

(3) 市と指定管理者との意思疎通、業務履行状況確認のためのモニタリング

指定管理者制度は、市と指定管理者との適切なパートナーシップにより、官民双方の強みを活かしながら効果を十分に発揮できるよう、制度を運用していくことが重要です。指定管理者制度の運用にあたっては、お互いを対等なパートナーとして認め合い、コミュニケーションを図るとともに、協力して効率的・効果的な施設目的の達成をめざさなければなりません。

市が施設の業務をしっかりと把握し、指定管理者と意思疎通を図ることで、地域ニーズの把握を行うとともに、市の意向を踏まえた運営を行います。

また、市と指定管理者との定例的な会議の実施に加え、館長レベル、実務者レベルなどさまざまなレベルでの打合わせを随時行い、市が進める生涯学習施策や勤労者福祉施策の方向性の確認や利用者ニーズの把握を共有することで認識の共有を図り、これまで継続してきたサービスを停滞させず、新たに発展的な取組を行います。

さらに、市は仕様書に定める業務が確実に履行されているかを確認するために、指定管理者に報告書等の提出を求めて内容をチェックするとともに、施設の維持管理状況やサービスの質等の報告書だけでは確認できない事項については、実地調査やスタッフへのヒアリング等により確認します。

(4) 市職員及び指定管理者の人材育成

市職員においては、指定管理者のモニタリング、マネジメントを行うためのスキルを身に付ける必要があります。

特に、社会教育振興事業については、これからの社会教育を指定管理者とともに更に拡充し、区域全体で幅広く行うために、企画能力やコミュニケーションスキルなどの能力が、これまで以上に求められます。そのために市職員の人材育成をこれまで以上にしっかりと行う必要があります。また、指定管理者に対しては、市における社会教育の視点、これまで培ってきたノウハウ等を伝え、継承していく必要があります。そのためには指定管理者に対して、しっかりと指導を行う必要があります。

施設に関わる職員全てが社会教育・勤労者福祉やまちづくり・地域づくりに対する理解を深め、市職員と指定管理者が相互に高めあい、相乗効果による能力向上をめざします。

(5) 災害対策

新施設では、指定管理者による運営を行います。災害時に指定管理者は市が実施する災害対策に協力する必要があります。指定管理者制度導入施設には、災害時の利用者の安全確保を行うとともに、災害時には公的施設としての役割を果たしながら、本市の活動状況を踏まえた対応や、通常業務への復旧等、さまざまな業務が発生する可能性があり、事前の備えが求められます。

そこで、「指定管理者制度導入施設における災害対応に関する方針」（令和2（2020）年7月）に基づき、事前の備えをするとともに、施設に求められる災害対応を踏まえ、指定管理者と締結する協定書へ反映します。

3 市と指定管理者の役割分担

市と指定管理者でそれぞれの役割を担い、連携して事業を行います。基本方針や事業の方向性等については市が定め、事業の運営等については指定管理者のノウハウやマンパワー等を活用し、取組を進めることとします。

(1) 施設管理業務

施設管理業務（貸館、施設維持管理等）は、指定管理者が中心に担うこととします。

(2) 社会教育振興事業・勤労者福祉事業

○講座や労働学校の内容の決定に関しては、市が行います。その企画や内容検討においては、指定管理者の知見を活用します。講座や労働学校の運営に関しては、指定管理者が中心となって行います。

○地域で活動する団体やボランティアの育成、協働・連携、その活躍の場の提供に関することについては、市と指定管理者が連携して行います。

○社会教育関係団体及び労働組合その他諸団体の支援については、指定管理者と連携しながら、市が中心となって行います。

		市の所管	実施主体
事業の企画・実施	社会教育振興事業	川崎区(生涯学習支援課) 教育委員会事務局(生涯学習推進課)	指定管理者
	勤労者福祉事業	経済労働局(労働雇用部)	
貸館、施設維持管理		川崎区(生涯学習支援課) 経済労働局(労働雇用部)	

4 管理運営主体の組織と業務内容

施設の一体的な運営や利便性を確保するため、施設管理者（指定管理者による管理運営主体）には、現行の状況を踏まえ、新施設の「経営」全体を統括する館長を置き、その下に「事業担当」、「貸館担当」、「図書コーナー担当」、「舞台技術担当」の4部門を設置することを想定しています。

なお、事業、貸館、オープン利用施設が一体となって展開されていくために、各部門が連携して運営します。

【指定管理者の組織体制】

新施設 役職・担当	新施設の業務内容	参考：現行施設の状況	
館長	施設の管理運営全体の統括	労働会館 役職・担当	教育文化会館 役職・担当
事業担当	事業の企画・実施、事業の広報、ウェブサイト・SNS等の運用管理	館長	館長
貸館担当	貸館受付、来館者対応、利用案内・パンフレット等の作成・配布	副館長	社会教育振興担当
図書コーナー 担当	館内資料（労働資料、一般図書）の提供、市立図書館との連携	事業・貸館担当	管理担当 ※総合管理運営 業務は委託
舞台技術担当	舞台設備の操作・補助、舞台設備の点検管理	労働資料室担当	
		舞台技術担当	

5 管理運営主体に求めるもの

管理運営主体には、民間事業者の創意工夫を発揮し、新施設の設置目的を達成するために、以下のことが求められます。

(1) 地域の特性や実情に精通した専門性の高い人材の確保

新施設は、川崎区内や富士見公園における地域の拠点を担う施設であるため、それぞれの担当において、専門性の高い人材を配置することが求められるとともに、市民の学習や身近な課題の解決に向けた支援を行うことのできる高度な専門知識を有し、地域の特性や実情に精通している人材を確保・育成することが求められます。

(2) 市民や地域との積極的な関係づくり

市民が主体的に地域社会に関わるために、市民が施設の事業や運営に関わる機会を設けることが求められます。新施設での活動により、「人と人が出会い」「交流する場をつくり」「活動を媒介とする新しいコミュニティ形成」がなされることをめざし、事業として、市民や地域との関係づくりに積極的に取組むことが求められます。

また、都心における総合公園にふさわしい富士見公園の再生と活性化のため、富士見公園施設（富士通スタジアムかわさきなど）や、カルッツかわさき（川崎市スポーツ・文化総合センター）の運営主体と連携して、事業や運営に取組むことが求められます。

(3) 利用者サービスの向上や効率的な運営に向けたノウハウ

施設利用者の声に耳を傾けるなど、きめ細かな対応によって、運営面での質的向上が図られるよう、施設利用者とのコミュニケーションが求められます。

また、障がいのある人、高齢者、外国人など、誰もが垣根を感じることなく気軽に施設を訪れることができるよう、筆記、介助、通訳、車椅子への対応など、施設利用上の障壁を取り除くために必要な支援を行う能力が求められます。

(4) 長期的な視点による施設の維持管理

施設の長寿命化、コストの縮減を常に意識し、効率的な設備運転や予防保全の取組を行うことで、長く快適に施設を維持していく能力が求められます。

6 利用者が主体的に運営に関わる仕組みづくり

新施設が川崎区内や富士見公園における地域の拠点となるためには、利用者も「利用する」立場だけではなく、施設運営に関わっていくことが望ましいことから、利用ニーズの適切な把握に努めるものとし、利用者が主体的に運営に関わる仕組みづくりを行っていきます。

(1) (仮称) 利用者懇談会

労働会館では施設の管理運営の充実につなげていくため、利用者懇談会を設置しています。新施設に関心のあるさまざまな立場の方々が集まり、新施設の事業や運営のための意見をいただく場として、「(仮称) 利用者懇談会」の設置を検討します。

(2) 社会教育委員会議専門部会

市民館では、川崎市社会教育委員会議の市民館専門部会として、学校教育関係職員、社会教育関係団体からの推薦者、一般公募した市民委員、学識経験者等のさまざまな立場の委員が、各種事業の企画実施等の調査・研究を行っています。新施設では、引続き、社会教育委員会議専門部会を設置します。

(3) 民間活用事業者選定評価委員会

選定評価委員会は、外部委員のみで組織し、施設の管理運営に関して専門的知識又は経験を有する者及び公認会計士又は税理士等のうちから選任します。指定管理者の評価にあたっては、指定管理者から所管課に提出される利用者満足度調査報告書等の提出書類を基に行いますので、指定管理者のセルフモニタリングでは、サービスの質の確認やサービスの改善のため利用者の意見や要望を収集する必要があります。

第8章 運営収支

1 基本的な考え方

指定管理者制度（利用料金制）を導入した上で、貸館事業を推進し、同時に計画的な施設管理を行い、民間事業者の経営的なノウハウを取入れた効果的な運営を行います。

2 収支構造とめざす運営

(1) 利用料金収入の向上

諸室の利用状況を踏まえた必要な諸室の再編整備や、諸室の多機能化・高機能化・可変性の確保により、利用率の改善に努め、利用料金収入の向上を図ります。

(2) 受益者負担の原則及び資産の有効活用

駐車場については、「施設駐車場の適正利用（有料化）の拡充の考え方」（平成28（2016）年7月）に基づき、新施設においては有料化を検討します。また、ロッカーについては、ロッカーを使用することや使用場所等の公平性の確保、責任をもった保管物の管理等の観点から、開館までに受益者負担のあり方も含めて、利用ルール等について検討していきます。

施設を利用する上で必要な物品や飲食物等の販売（自動販売機や売店）については、あらかじめ範囲を指定した上で指定管理者の業務とし、収益を活用した施設への還元の提案を指定管理者に求めるものとします。

(3) 民間の経営手法の導入

民間のもつ優れた経営ノウハウ、発想やネットワークを最大限に活かし、運営費・維持管理費・光熱水費の削減に努めます。

(4) 市の負担

新施設の収支は、運営にかかる支出と運営による収入により構成されますが、社会教育振興及び勤労者福祉のため、運営にかかる支出が収入よりも大きくなることに対して、予算の範囲内で市が一定の経費を負担します。

【参考 収支構造】

支 出		収 入	
項 目	内 容	項 目	内 容
人件費	職員給与、福利厚生費など	利用料金収入	施設などの利用料金収入
運営費	旅費交通費、通信費、消耗品費、機器のリース代など	その他収入	自動販売機収入など
維持管理費	警備費、清掃費、設備保守点検費、修繕費など	指定管理料	市の経費負担
事業費	講座、研修、イベントなどの事業経費		
光熱水費	電気、水道、ガスなどの使用料		

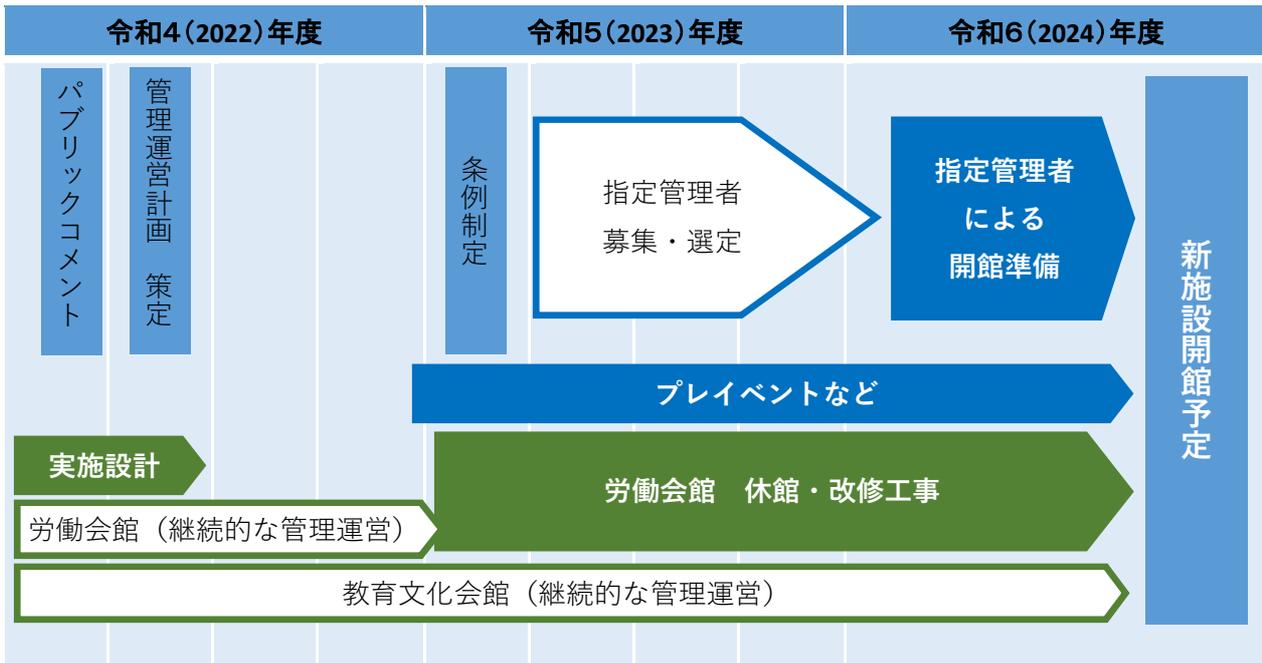
第9章 今後のスケジュール

今後予定されている新施設開館までのスケジュールは以下のとおりです。

令和6（2024）年度中の開館をめざし、施設整備面では、令和4（2022）年度中に実施設計を行い、令和5（2023）年度から改修工事に着手する計画となっています。

管理運営に関しては、本計画の後、令和5（2023）年度に施設設置条例の制定を行い、その後、指定管理者の選定を行います。令和6（2024）年度から指定管理者による開館準備期間を経て、開館を迎える計画です。

また、新施設の周知や機運醸成に向け、イベントを実施します。



資料編 施設の配置について

施設配置の検討は、実施設計として行っているものですが、ソフト面とハード面の一体的な検討に必要な事項であることから、参考として本計画に図面等を掲載しています。実施設計では、工事を行うために必要となる各種図面や工事費算定用の積算書などを作成します。主要内容から順次確定させて、詳細な内容の検討に移行していきます。令和4（2022）年度中の実実施設計完成に向けて、今後、お示しした施設配置を基に、内外装や諸室の付属備品、工事費算定、工事工程などを検討していきます。

1 施設配置の考え方

「みんなが気軽に利用しやすい 活動と交流の拠点づくり」の実現に向けて、多様なニーズや利用者の増加に対応するため、基本計画で整理した考え方を基に、スペースの再構築と有効活用を図りながら施設を配置します。

《基本的な考え方》

- ・多様な活動に対応するため、様々な用途に使用できる汎用性が高いスペースと、専門的な用途に必要な機能を有するスペースを整備
- ・利用状況等を踏まえた規模等の適正化や共用化
- ・諸室の多機能化・高機能化・可変性の確保
- ・オープンスペース等の市民ニーズの高い新たなスペースの創出

《検討の視点》

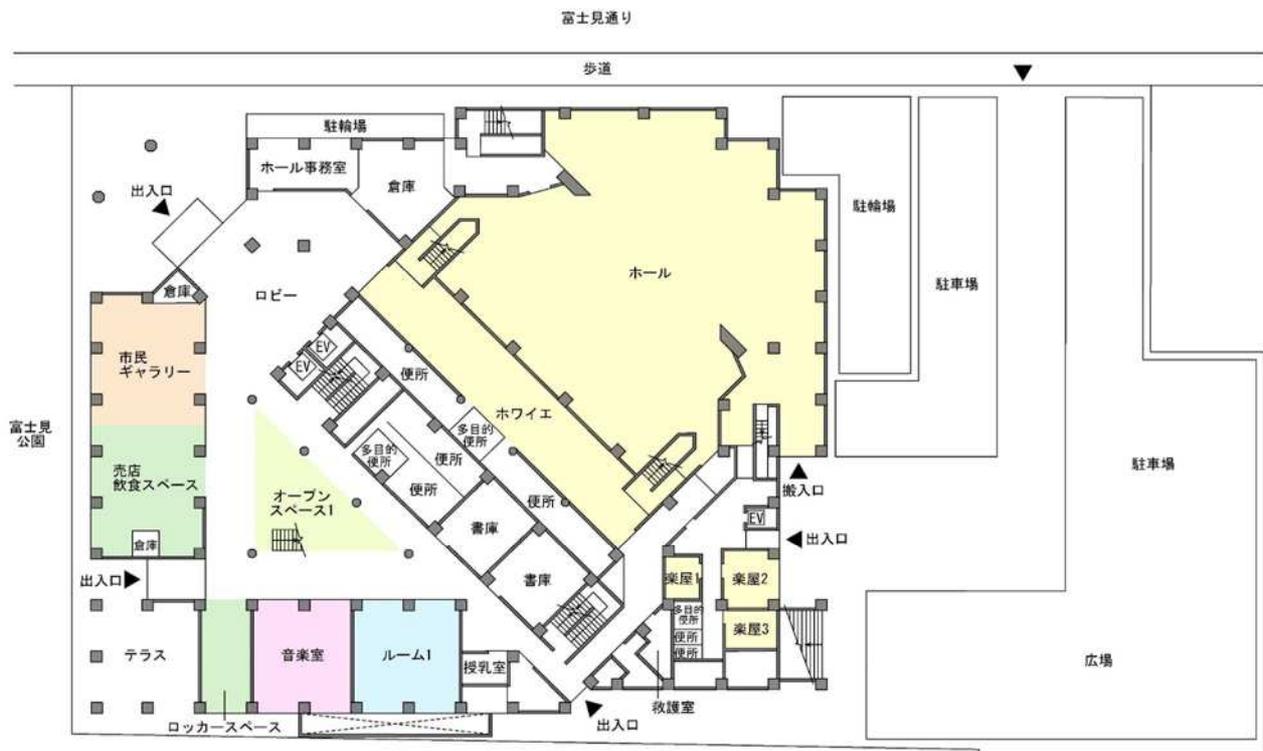
- ・利便性の向上や利用イメージを想定したハードとソフトの一体的な検討
- ・市民意見（利用者アンケート、ワークショップ等）を踏まえた検討
- ・バリアフリーの確保や動きやすい動線の考慮

2 施設配置

地下1階

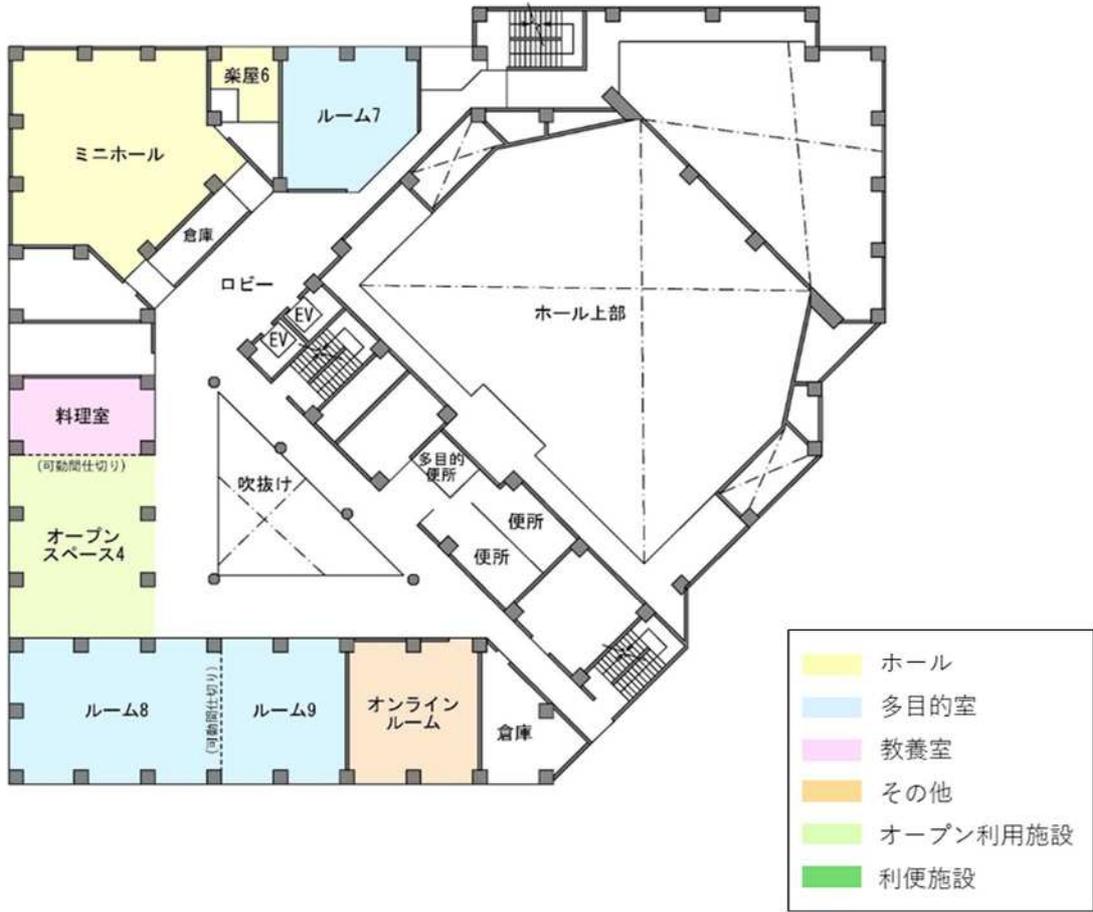


1階・外構

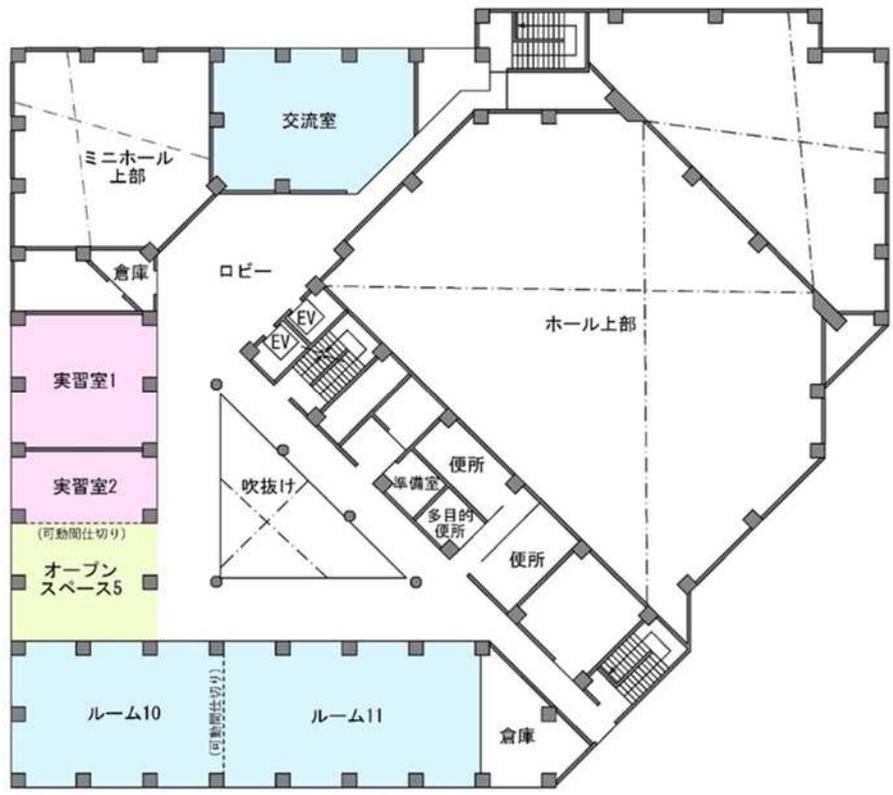


※今後の検討により変更が生じる場合があります。

4階



5階



※今後の検討により変更が生じる場合があります。

3 施設の概要

室名		階数	想定定員 ※1	防音 ※2	概要
ホール					
ホール		1~2階	670人	◎	プロセニウム式の舞台で、現ホールと同等以上の音響設備や照明機材を備えた多目的ホールです。 1階客席は可動席として2階客席下部に収納でき、1階は舞台部分を含めて全体を平土間として利用できます。 なお、車椅子席、親子席を設けるほか、難聴者用の補聴システムを導入します。 【利用想定】講演会、セミナー、音楽会、演劇、舞踊・ダンス等
楽屋（5室）		1~2階	4~10人		ホール利用者用の楽屋です。 楽屋エリアには新たにエレベーターを設けるとともに、1階楽屋から舞台までの動線は段差のない経路を確保し、車椅子使用者等の円滑な移動を確保します。
リハーサル室		3階	25人	◎	ホール利用者がリハーサル等で利用ができます。 ホール利用者による予約がない場合には、一般貸出を行い、音楽や軽運動等で利用できます。 【利用想定】楽器演奏、合唱、ダンス、体操等
ミニホール		4階	150人	◎	音響設備や映像設備を備えた多目的で利用できるミニホールです。 スタッキングチェア（積み重ねて収納することができる椅子）と可動式段床の床面を倉庫や壁面に収納することで、ミニホール全体を平土間として利用できます。 【利用想定】講演会、講座、セミナー、音楽会、演劇、舞踊等
楽屋		4階	4人		ミニホール利用者用の楽屋です。
多目的室					
ルーム（11室）	1~3	1~2階	各36人	○	長机・椅子等を配置した汎用性の高い部屋です。 防音性や防汚・防水性を備えた壁材・床材とすることで、一般的な会議や研修のほか、軽運動や工作などの様々な用途で利用できます。 また、ルーム8・9及びルーム10・11は、可動間仕切りを開放して、2つのルームを一体化して利用できます。 なお、ケータリングを想定し、ルーム10・11に近い位置に配膳用の準備室を設置します。 【利用想定】会議、懇親会、映像鑑賞、軽運動、工作、手芸等
	4、5	3階	各18人		
	6		36人		
	7	4階	30人		
	8		72人		
	9		36人		
	10	5階	72人		
11	90人				
交流室		5階	30人	○	会議机を設けてあり、重要な会議や懇談会などでの利用ができます。 【利用想定】会議、懇談会、賓客の控室等
教養室					
体育室（2室）	1、2	B1階	各40人	◎	軽運動や音楽活動等で利用できます。 設置されている運動器具（卓球台など）や壁面の鏡を利用した活動ができます。 【利用想定】バレエ・ダンス、卓球、空手、ヨガ、楽器演奏、合唱等
スタジオ（4室）	1~3	B1階	8~16人	◎	楽器・音楽器材、壁面の鏡等を設けてあり、音楽活動や軽運動等で利用できます。 【利用想定】バンド練習、ピアノ練習、楽器演奏、合唱、ダンス等
	4	3階	12人		
音楽室		1階	40人	◎	ピアノ等の楽器の演奏や合唱などの音楽活動等で利用できます。 【利用想定】楽器演奏、合唱等
和室（2室）	1、2	3階	20~40人		炬や水屋等を設けた畳敷きの空間として、日本文化の学びや交流などの活動に利用できます。 和室1は、間仕切りを開放して隣接するオープンスペースと一体的に利用でき、和室で点てたお茶を振舞ったり、小規模な舞踊の発表等が考えられます。 【利用想定】茶道、華道・生け花、着付け、和裁、日本舞踊、ヨガ等
料理室		4階	20人		調理台や調理器具等を利用して料理をすることができます。 また、間仕切りを開放して隣接するオープンスペースと一体的に利用でき、調理した料理の試食や食のイベントでの活用等が考えられます。 【利用想定】料理、子ども食堂等
実習室（2室）	1、2	5階	10~24人	○	作業台や流し台等を設けてあり、工作や絵画、洋裁などの創作活動に利用できます。 また、実習室2は、間仕切りを開放して隣接するオープンスペースと一体的に利用でき、イベントでの活用等が考えられます。 【利用想定】工作、絵画、洋裁、陶芸、七宝焼等
その他					
オンラインルーム （※室内に打合せスペース・個人ブースを設置）		4階	—	○	少人数の打合せスペースや個人ブースを設置して、ICT（情報通信技術）を活用したオンライン会議の場などに利用できます。 【利用想定】オンライン会議、スタジオ配信、会議・打合せ、個人学習等
市民ギャラリー		1階	約90㎡		可動展示壁やスポットライトなどを備えた市民の作品展示の場です。 多くの方に作品等を見ていただけるよう、エントランス付近に配置します。 なお、市民ギャラリーとは別に、館内の壁面を利用して作品の展示ができるよう、ピクチャーレールやスポットライトの設置を検討します。 【利用想定】作品の展示等

室名		階数	防音 ※2	概要
オープン利用施設	オープンスペース (6か所)	B1 (B1階) 1 (1階) 2 (2階) 3 (3階) 4 (4階) 5 (5階)	各階	来館者が自由に無料で、打合せや歓談、作業等に利用できるスペースとして設置します。 《各オープンスペースの特徴や利用想定》 ・オープンスペースB1 ダンス利用を想定し、壁面に大きく鏡を設置します。 ・オープンスペース1 隣接する売店の飲食スペースにも利用できます。 ・オープンスペース2 市民活動コーナーの機能を付加します。 ・オープンスペース3～5 隣接する和室、料理室、実習室との一体的な利用が可能です（開館までに占有手続き・受益者負担のあり方等について検討していきます）。
	市民活動コーナー（作業室含む） （※オープンスペース2に設置）	2階		オープンスペース2に川崎区の市民活動コーナーの機能を付加します。 オープンスペースの利用ルールと調整しながら、市民活動コーナーとして、打合せやグループワーク等に利用できるような運営していきます。 また、隣接する作業室には、印刷機器等を設置し、登録制で利用できます。
	図書コーナー（閲覧席含む）	2階		約1万2千冊の図書等を配架するとともに、閲覧席を設置します。 図書等は、現労働会館の労働資料室の書籍に加え、新たに一般図書や児童書等を配架し、貸出も行います。また、開館までに市立図書館との連携について検討していきます。 なお、書庫に収蔵された労働資料は、図書コーナーでの閲覧が可能です。
	児童室 （授乳室・キッズトイレ含む）	3階	○	講座受講者等の託児・育児スペースや、来館者が自由に利用できる子育て支援スペースとして設置します。 主な利用対象を未就学児とし、室内には授乳室やキッズトイレを設けます。
便 益 施 設	ロッカースペース	1～2階		利用団体が活動に必要な物品を保管するためのロッカーを設置します。多様な活動内容に対応できるよう、複数のサイズを設置していきます。 また、ロッカーを使用することや使用場所等の公平性の確保、責任をもった保管物の管理等の観点から、開館までに受益者負担のあり方も含めて利用ルール等について検討していきます。
	更衣室（男・女・多目的各1室）	B1階		体育室等の施設利用者や公園利用者の着替えの場として設置します。ロッカーを設置するほか、車椅子でも利用しやすい広さや設えにします。
	売店/飲食スペース	1階		食品や飲料、文房具等の販売を中心とした売店と、隣接して飲食スペースを設置します。食品は、弁当やおにぎり、パン、お菓子等を想定しています。
	駐車場	屋外		施設利用者の駐車場です。車椅子利用者用や搬入車両用の駐車枠も設置します。 また、開館までに受益者負担のあり方等について検討していきます。
	駐輪場	屋外		施設利用者の駐輪場です。自転車のほか、自動二輪車・原動機付自転車の駐輪枠も設置します。
	その他の施設 ●多目的便所（各階） 車椅子利用者等が利用しやすい広さのトイレを設置し、オストメイト・介助用ベッド等を分散して設置します。 ●給湯室（各階） 湯茶等に利用できる給湯室を設置します。 ●調乳室・授乳室（1階・3階児童室内） ●救護室（1階） ●テラス（屋外） 施設利用者の歓談や公園利用者の休憩等で利用できるよう、公園に面した位置に設置します。 ●広場（屋外） 屋外のオープンスペースです。災害時は、マンホールトイレの設置場所として利用します。			

※1：想定定員は、利用できる概ねの人数を示しています。一部、人数以外で表記している施設もあります。

※2：防音は、以下の性能を目安とします。

◎は、高い防音性能を有し、楽器等の利用が可能

○は、中程度の防音性能を有し、会議等のマイクや映像の音声漏れにくい。

※3：室名、想定定員、概要は今後の検討により変更する場合があります。

(仮称) 川崎市民館・労働会館 管理運営計画 (案)

令和 4 (2022) 年 5 月

川 崎 市

川 崎 市 教 育 委 員 会

経済労働局労働雇用部

TEL : 044-200-2271 Fax : 044-200-3598

E-mail : 28roudou@city.kawasaki.jp

教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課

TEL : 044-200-1806 Fax : 044-200-3950

E-mail : 88syogai@city.kawasaki.jp



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

「(仮称)川崎市民館・労働会館管理運営計画(案)」について 皆様の御意見をお寄せください

川崎市教育文化会館と川崎市立労働会館の機能を、現在の労働会館施設の大規模な改修により「(仮称)川崎市民館・労働会館」(以下「新施設」という。)として、再編整備する取組を進めています。

このたび、新施設の事業サービスの内容や効率的・効果的な提供手法等に関する基本的な事項等を明らかにする「(仮称)川崎市民館・労働会館管理運営計画(案)」を取りまとめましたので、広く市民の皆様から御意見を募集するパブリックコメントを実施いたします。ぜひ率直な御意見をお聞かせください。

1 募集期間

令和4年6月1日(水)から令和4年6月30日(木)まで

※郵送の場合は、当日消印有効です。

※持参の場合は、令和4年6月30日(木)午後5時15分までにお持ちください。

2 閲覧場所

- (1) 各区役所、支所、出張所(市政資料コーナー)
 - (2) かわさき情報プラザ(市役所第3庁舎2階)
 - (3) 教育文化会館・各市民館、各図書館、各市民館・図書館分館
 - (4) 教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習推進課(明治安田生命川崎ビル3階)
 - (5) サンプイアンかわさき(川崎市立労働会館)
 - (6) 経済労働局 労働雇用部(川崎フロンティアビル6階)
- ※川崎市公式ホームページからも御覧いただけます。

3 提出方法

御意見、氏名(団体の場合は、名称及び代表者の氏名)及び連絡先(電話番号、メールアドレス、又は住所)を明記の上、次のいずれかの方法で御提出ください。

(1) インターネット

川崎市ホームページのパブリックコメント専用ページから所定の方式により送信してください。

(<https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/0-Curr-10-20.html>)

(2) 郵送・持参

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地(明治安田生命川崎ビル3階)

川崎市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習推進課 宛て

(3) FAX

番号 044-200-3950

※ 電話や来庁による口頭での御意見は受付していませんので、御了承ください。

4 その他

- (1) 記載いただきました個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき、厳重に保護・管理されます。
- (2) お寄せいただいた御意見は、個人情報を除き類似の内容を整理又は要約した上で、御意見とそれに対する本市の考え方を取りまとめてホームページ上で公表する予定です。
- (3) 御意見に対する個別の回答はいたしませんので御了承ください。

5 問合せ先

(全般に関すること)

川崎市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課

電 話 044-200-1806

FAX 044-200-3950

(労働会館に関すること)

川崎市経済労働局労働雇用部

電 話 044-200-2271

FAX 044-200-3598

1 「市民館・図書館の管理・運営の考え方」策定の経緯

(1) 背景

- 共働き世帯やライフスタイルの変化から、働き方は多様化し、未婚・晩婚化の進行などから家族形態も変化しており、あらゆる世代を取巻く生活環境が大きく変化しています。
- インターネットやスマートフォンなどの急速な普及による情報化社会の進展や人の豊かさなどに対する価値観の多様化などから、人と人とのつながりや地域のつながりが変化しています。
- 甚大な自然災害や新型コロナウイルス感染症等の新しい感染症の発生など、自然環境の変化にあわせ、これまでの意識を変えることや新しい生活様式などに対する柔軟な対応が求められています。

(2) 市民館・図書館を取り巻く状況

- 超高齢社会の到来や人口減少、地域のつながりの希薄化など、社会状況が変化し、市民ニーズも多様化する中、本市の市民館・図書館においても、これらの変化に的確に対応していくことが求められています。
- 市民館・図書館では、市民の自発的・主体的な学びを支援するための学習の場や情報の提供等に取り組んできましたが、将来的な社会の大きな変化の中にあつて、市民の主体的な参加による持続可能な社会づくりや、地域づくりに向けて、これまで以上の役割を果たしていくことが期待されています。
- 市民館・図書館が、地域の中でそれぞれの機能を最大限に発揮しながら、全ての市民が生涯を通じて学び続けることができるよう、概ね10年後の未来を見据えた理念を掲げ、今後の市民館・図書館がその役割を果たしていくため、それぞれの施設運営や施設整備の方向性を示す「今後の市民館・図書館のあり方」を令和3年3月に策定いたしました。

(3) 今後の市民館・図書館のあり方

市民館・図書館の今後の管理・運営については、「今後の市民館・図書館のあり方」、第3章の5、第4章の5「管理・運営の方向性」において効率的・効果的な管理・運営手法を検討するとしています。

※「今後の市民館・図書館のあり方」抜粋

第3章の5 管理・運営の方向性（市民館）

- (1) イ 今後の管理・運営にあたっては、それぞれの施設形態や諸室の配置、設備の違いなどに応じた適切な維持管理を実施するとともに、求められる多様なニーズへの柔軟な対応や7区の地域特性に応じた事業・サービスの推進など、「今後の市民館の運営のあり方」を踏まえながら、効率的・効果的な管理・運営手法を検討していきます。

第4章の5 管理・運営の方向性（図書館）

- (1) イ 今後の管理・運営にあたっては、それぞれの施設形態や諸室の配置、設備の違いなどに応じた適切な維持管理を実施するとともに、より一層の全市民的な図書館サービスの充実や求められる多様なニーズへの柔軟な対応など、「今後の図書館の運営のあり方」を踏まえながら、効率的・効果的な管理・運営手法を検討していきます。

策定の趣旨

市民からの多様なニーズへの確かつ柔軟に対応し、従来からの事業・サービス水準をしっかりと維持しつつ、新たな取組を展開していくために、「今後どのような管理・運営の手法が、その実現のために適しているのか」、「生涯学習推進の拠点として最も市民ニーズに沿った市民館・図書館であるためにどうしたらよいのか」という視点に立ち効率的・効果的な管理運営手法を検討し、「市民館・図書館の管理・運営の考え方」を策定するものです。

2 今後の市民館・図書館の目指す方向性

(1) 生涯学習社会の実現に向け社会教育にいま求められているもの

本市の市民館・図書館は、それぞれの施設の持つ機能・強みを発揮しながら、学級・講座等の実施や学習資料の提供等により市民に学びの機会を提供してきました。

現在、市民館・図書館は、館内における教育機会の提供を中心に行っていますが、本来、地域全体における社会教育振興全般を担う存在であり、社会教育を通じ「人づくり」、「つながりづくり」、持続可能な「地域づくり」といったまちづくり施策の推進役としての機能が求められています。

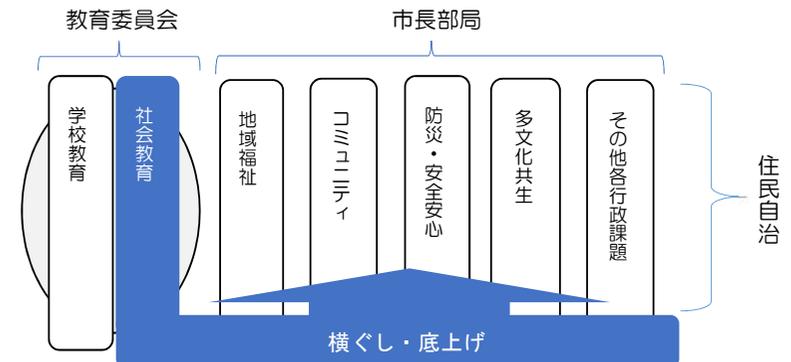
地域全体で、地域の抱える課題を解決し続けていくためには、地域活動や市民活動を豊かにしていくことが求められています。市民の皆様は、地域を自らの手で良くしたいという前向きな気持ちになれるきっかけを提供することが重要であり、このきっかけにあたる取組を、人々の自由で自発的な学習活動を支援する社会教育という分野では、「学び」と呼んでいます。こうした「学び」を社会のいたるところで多く展開し、豊かな地域づくりを支援する必要があります。

社会教育は、まちづくりや地域づくり、住民自治のベースとなるものであり、「学び」から市民の皆様等の活動を誘発し、また活動の中で「学び」が必要になるといった好循環を生むものと考えています。

(意識や行動の変容:スパイラルアップ)

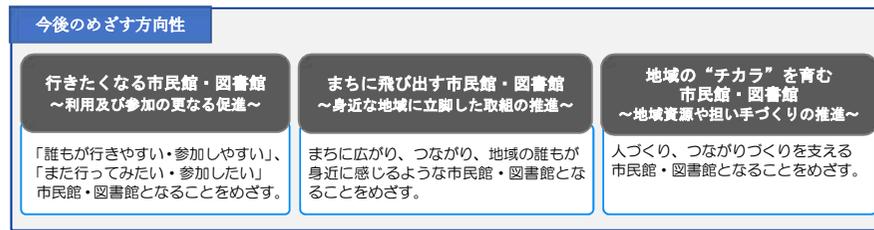


また、社会教育は、様々な行政施策に横ぐしを刺し、推進するための根底にあるものであり、「学び」の伴走を行い、市民協働を推進し、市民が地域社会の課題を自ら解決していく住民自治の底上げを行うものと考えています。



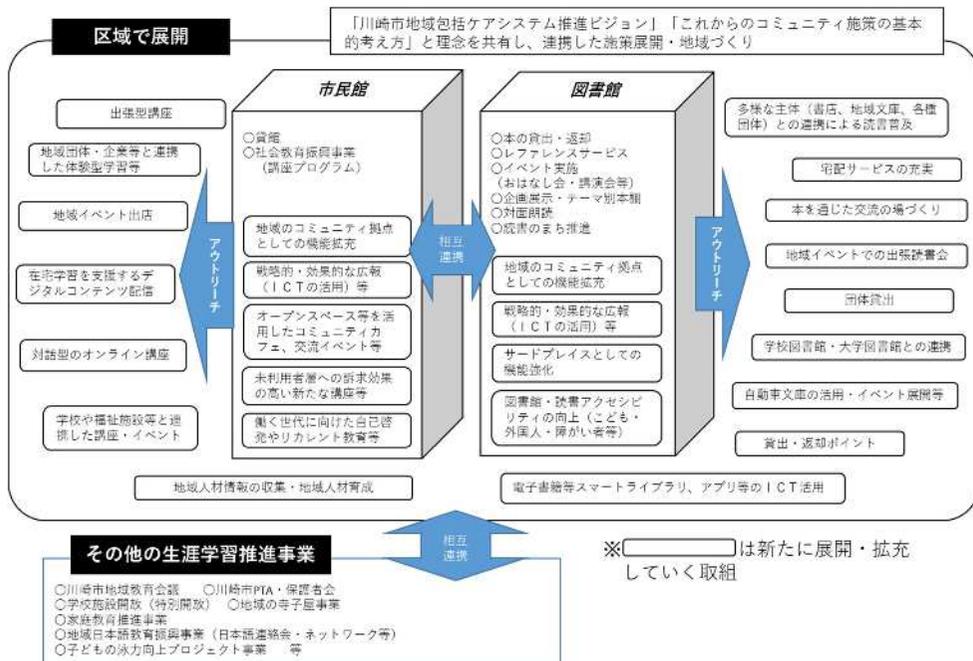
（２）「今後の市民館・図書館のあり方」で示す市民館・図書館像

「今後の市民館・図書館のあり方」において、市民館・図書館の、今後の目指す方向性を定めています。



- ・ 3つの方向性の実現に向け、ICT活用による情報発信やアウトリーチによる事業・サービス等、**新たな展開が求められています。**
- ・ 区役所においては、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」（平成27年3月）や「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」（平成31年3月）に基づく地域づくりに向けた事業展開をしており、**地域における生涯学習支援はこれらの取組みと連携して地域づくりを展開する必要性があります。**
- ・ 市の生涯学習施策全体において、貸館事業や社会教育振興事業に加え、地域教育会議、学校施設開放（特別開放）、地域の寺子屋事業等、**地域における多様な生涯学習活動を支援・コーディネートする公的な役割が増加**しています。

■今後の生涯学習推進施策イメージ



（３）市民館の現状・課題

●貸館事業の状況（受付・貸館・施設維持管理業務は民間活用（業務委託））

過去5年間（平成27～令和元年）の市民館の平均利用率は、ホールが約75%、会議室が約63%、音楽室や料理室等の教養室が約55%となっており、諸室の性質によって利用状況に差が出ています。また分館の平均利用率は50%を下回る状況です。

→ニーズの変化に対応した施設提供や情報発信、余剰スペースを活用した会話・ふれあいを楽しめる居場所づくりなどが必要

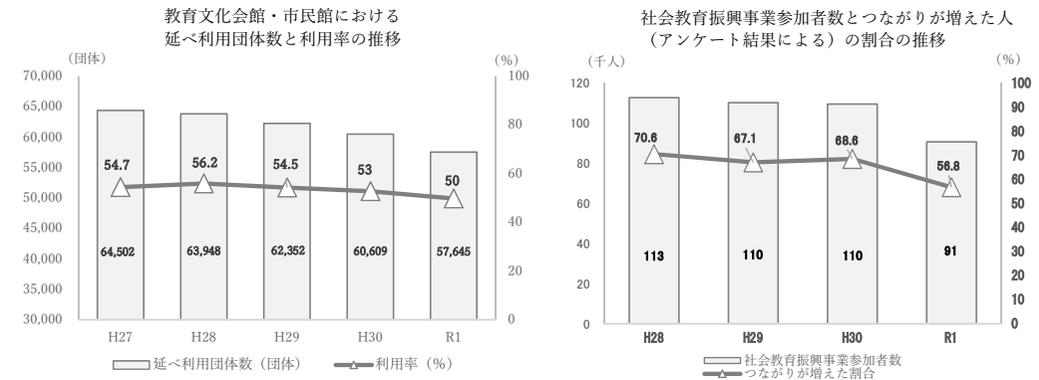
●社会教育振興事業の状況（館を中心とした社会教育振興事業は直営で実施）

過去5年間（平成27～令和元年）の事業への参加者数は、ほぼ横ばいの状況です。また事業の多くは市民館及び分館を拠点として実施しています。事業参加者の年代については、若い世代の参加が少なく、約半数が60歳代以上で、そのうち約25%が70歳代以上です。

→引き続き、シニアの活躍の場を提供するとともに、幅広い世代に向けた学習活動への動機づけやきっかけづくり等のエントリー機能が必要

→より参加しやすく魅力的な事業を行うとともに、**全ての世代を対象に、学習機会の充実を図る**ことが求められています。

→市民館及び分館を地域の生涯学習の拠点としながら、**これまで以上に地域の中に学びや活動の場を増やしていく必要**があります。



※教育委員会事務局調べ
※令和元（2019）年度は年度末に新型コロナウイルス感染症の影響あり

（４）市民館の課題解決に向けた考え方

現状・課題を踏まえ、その解決に向けては、幅広い世代や地域のニーズにきめ細かく迅速に対応しながら、様々な視点や豊富な事例を参考にしつつ、新たな発想や創意工夫等により、**魅力ある生涯学習支援施策の実施や、施設全体の効果的な利活用環境の実現を図ることのできる体制を構築**します。

また、区内全域をフィールドとして社会教育・生涯学習の振興を図りながら、まちづくりや地域福祉などの区役所の各部門と連携した**人づくり・つながりづくり**に向けたコーディネートやサポートできる体制を構築します。

（５）図書館の現状・課題

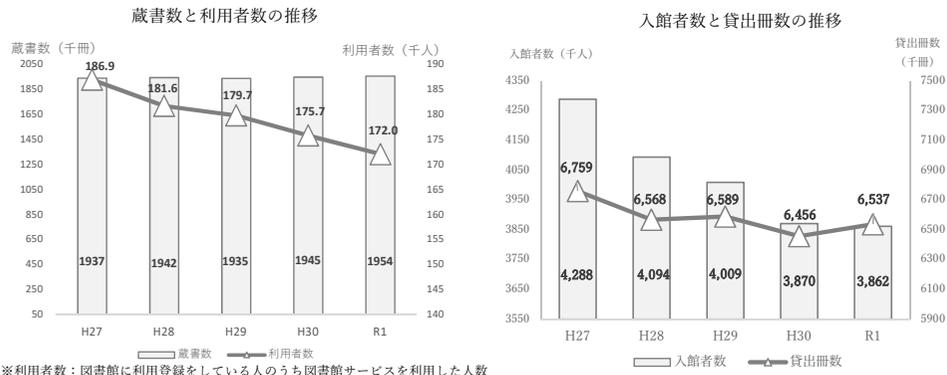
（選書、新規利用者登録、レファレンスサービスは直営、貸出し・返却カウンター、配架、予約巡回、書庫出納等は民間活用（業務委託））

●図書の出貸・閲覧スペースの提供

- ・利用者数、貸出人数、貸出冊数、入館者数ともに減少傾向です。
- ・図書館利用者アンケートでは、閲覧席の不足や老朽化した施設の改善等、居心地のよい環境を望む市民意見が寄せられています。
- 市立図書館を利用したことのある人は約6割という状況（令和元年度かわさき市民アンケート）のなかで図書館を多くの市民に利用していただくため、多様な来館目的に応じた居心地のよい施設環境づくりに向け、館内の限られた空間を有効活用し、スペースの使い方などの運営・利用ルールの見直し、魅力あるサービスや事業の展開による利用の促進が求められています。

●読書活動の充実

- ・各区の地区館及び分館を中心としながらも、自動車文庫による市内21ポイントでの貸出し・返却サービスや、市内10校との連携による学校図書館の地域開放事業のほか、地域団体等への団体貸出制度など、身近な場所への図書館サービスの展開を図っています。
- ・年齢や対象に応じた、おはなし会、企画展示や講演会等を実施しています。地域においては、民間の地域文庫や読み聞かせボランティア等の多様な主体による読書の広がりにつながる活動が行われているなど、図書・資料や読書に関わる様々な資源が存在しています。
- 資料や読書に関わる地域の様々な資源との連携を通じ、地域の中で広く図書館サービスを展開していくことが求められます。
- 従来の貸出事業・サービスに加え、本を通じた支援や交流の場づくりの推進、多様な主体との連携、地域資源を活かした読書普及活動の推進、他機関等との相互連携による相談支援・交流の取組の推進などによる多様なニーズへの対応が求められています。また、ICT等を活用した読書環境の充実等も必要です。



※利用者数：図書館に利用登録をしている人のうち図書館サービスを利用した人数

※教育委員会事務局調べ
 ※平成30(2018)年度は図書館システム機器更新のため全館2週間～1ヶ月間休館あり
 ※令和元(2019)年度は年度末に新型コロナウイルス感染症の影響あり

（６）図書館の課題解決に向けた考え方

現状・課題を踏まえ、その解決に向けては、幅広い世代や地域のニーズにきめ細かく迅速に対応しながら、様々な視点や豊富な事例を参考にしつつ、新たな発想や創意工夫等を図り、魅力ある施設利活用環境の実現を図る体制を構築します。

また、経験や年齢等のバランスを考慮しながら、専門性を有する市職員を安定的に配置するとともに、限られた資源を有効に活用しながら、読書普及・サービス、アウトリーチ、コミュニティ施策の推進など図書館活動の充実に向けた業務に取組むことのできる体制を構築します。

（７）市民館・図書館の管理・運営の方向性

「今後の市民館・図書館のあり方」における多様な市民ニーズに応えていくための事業サービスの実施、及び現状・課題を勘案し、令和4年1月の「中間とりまとめ」において、以下のとおり管理運営の方向性を定めました。

市民館・図書館の管理・運営の方向性

＜民間活力の更なる活用の検討＞

市全体の生涯学習支援施策の再構築を図り、市民館・図書館の従来からの事業サービスを引続き実施しつつ、「今後の市民館・図書館のあり方」に基づき、多様なニーズに対応する事業・サービス提供による施策の底上げを図り、生涯学習社会の実現を目指すため、市職員のマンパワーを補完し、市職員が企画や新たな取組に一層注力できる体制の構築に向けて、指定管理者制度や業務委託の拡充等の民間活力の更なる活用の検討を進める。

（民間活力の更なる活用にあたっての視点）

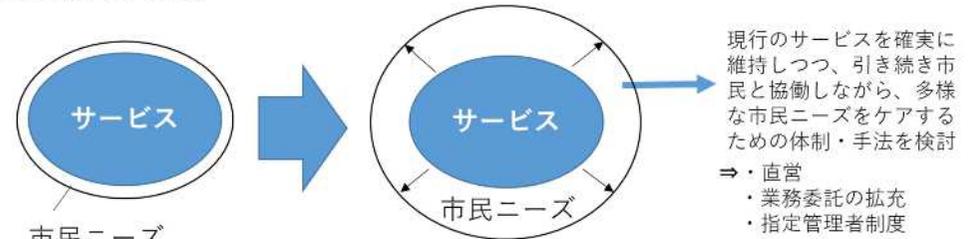
- ・市でやらなければいけないこと、民間の力を借りることでサービス向上ができる部分を切り分けし、各々の力が最大限発揮できるよう役割分担を行う。
- ・市と民間が連携を図りながら、多様な市民ニーズに的確に対応し、「今後の市民館・図書館のあり方」で示した事業・サービスを実現する。
- ・市が企画調整、マネジメントをしっかりと行い、民間事業者の業務内容等を確認できる体制づくりを行うとともに、達成すべき業務の水準を示すことにより、必要な事業・サービスを確実に担保する。
- ・市の役割を果たしていくために必要な人材育成を行う。

これまで

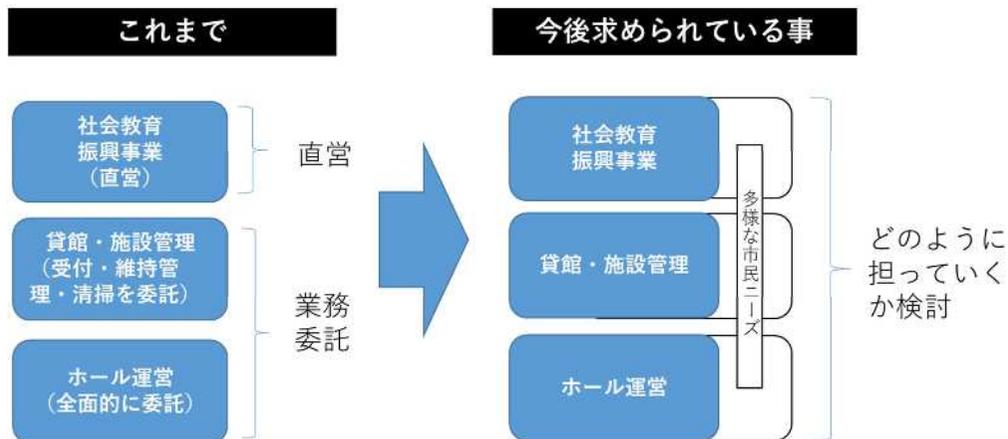
市民ニーズに対し、それに応じたサービスを、市民と連携しながら提供

現在の状況

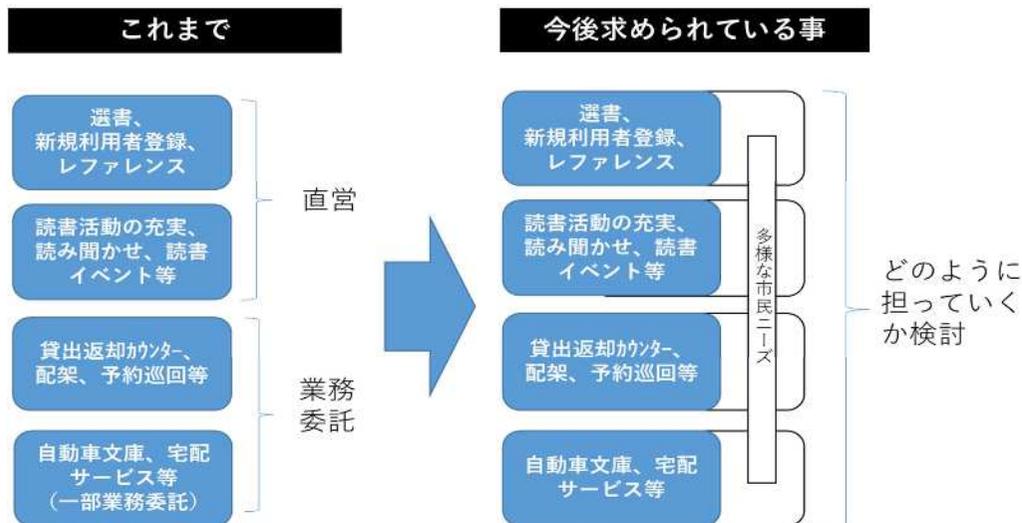
市民ニーズの広がり・多様化の状況があり、的確に対応していく必要がある。



(市民館)



(図書館)



3 管理・運営手法の検討

手法としては、本市のように直営を基本とし、一部、施設管理・窓口業務を中心に民間事業者等を活用した①「直営+業務委託」、現在直営で実施している部分に更に業務委託化を進める②「業務委託の拡充」、市民館の管理運営を一括して民間事業者等に任せる③「指定管理者制度」が考えられます。

3つのパターンについて比較検討を行いました。

(1) 他都市の状況

① 公民館等の民間活用状況

【全国の指定管理者制度導入の状況】

公民館(類似含む) 9.9%

生涯学習センター 32.5%

劇場・音楽堂等 58.8%

※教育委員会調べ(平成30年度社会教育統計を参照)

【政令指定都市の状況】

公民館：指定管理 設置している 13市のうち5市が導入済

業務委託 設置している 13市のうち9市が導入済

生涯学習センター：指定管理 設置している 14市のうち8市が導入済

業務委託 設置している 14市のうち5市が導入済

※教育委員会調べ(各市への照会による)

② 図書館の民間活用状況

【全国の指定管理者制度導入の状況】

図書館 18.9%

※教育委員会調べ(平成30年度社会教育統計を参照)

【政令指定都市の状況】

指定管理者：20市のうち10市が導入済、業務委託 14市が導入済

※教育委員会調べ(令和3年指定都市図書館長会議各都市統計資料等参照)

(2) 視察調査

他都市等の管理運営手法を参考にするため、下記の施設についての視察を実施しました。

<市民館関係>

- ・有馬・野川生涯学習支援施設：アリーノ(川崎市)
- ・九段生涯学習館(東京都千代田区)
- ・すみだ生涯学習センター：ユートリヤ(東京都墨田区)
- ・北区中央公園文化センター(東京都北区)
- ・柏市文化・交流複合施設：パレット柏(千葉県柏市)
- ・生涯学習複合施設：プラッツ習志野(千葉県習志野市) 等

<図書館関係>

- ・世田谷区立中央図書館(東京都世田谷区)
- ・江東区立東陽図書館(東京都江東区)
- ・さいたま市立大宮図書館(埼玉県さいたま市)
- ・船橋市西図書館、中央図書館(千葉県船橋市)
- ・生涯学習複合施設：プラッツ習志野(千葉県習志野市) 等

(3) 市民館における検討

3つの手法についてそれぞれの項目ごとに比較を行いました。

<比較表（市民館）>

		①直営+業務委託（現状）	②業務委託の拡充	③指定管理者制度
公共性の担保		市職員の配置により、公共性の担保は確保される。また、庁内内部局と連携がとりやすい。	管理業務については①と同様である。社会教育振興事業は、あくまで市が企画等を行う必要がある。また、庁内内部局とは、市の担当部局を通しての調整が必要になる。	最終的な権限は市に残すものの、公共性を保つためのチェックをしっかりと行う必要がある。また、庁内内部局とは、市の担当部局を通しての調整が必要になる。
専門性	(管理業務)	(管理業務) 委託業者への発注部分が多くなっており、技術職の配置も必須ではなくなっている。トラブル対応等は責任をもって市が行うことができる。	(管理業務) 既に委託化が進んでおり、拡充する余地は少ない。	(管理業務) 館長等は、業務要求水準書により他都市で実績のある経験者の配置が可能になる。
	(社会教育振興事業)	市職員の資格取得等知識の習得に努めているが、異動サイクルにより専門性確保が難しい場合がある。	(社会教育振興事業) 社会教育士等の有資格者の確保は難しい場合がある。	(社会教育振興事業) 業務要求水準書に示すことで専門性の高い人材の確保ができる。
	(管理業務)	ローテーション等で対応しているが、特に土日夜間等は不在のため、突発的な事案への対応は難しい場合がある。	(管理業務) 人員不足への対応は可能になるが、館長業務やマネジメントを任せるとはできないため、市職員の役割は変わらない。	(管理業務) 館長を含め指定管理者が行う。柔軟で弾力的な人員配置ができる。
	(社会教育振興事業)	地区館では土日は半数体制で夜間は不在になるため、その時間帯での業務は時間外勤務等での対応になる。	(社会教育振興事業) 人員が不足している部分への対応が可能になるが、補助的な位置づけになる。	(社会教育振興事業) 人員が不足している部分への対応が可能になり、事業実施自体を任せるとも可能になる。
	(管理業務)	これまで市職員が培った経験や知識が活用できる。	(管理業務) 既に委託化が進んでいるため①と同様である。	(管理業務) 委託化されている部分を指定管理化するのでその部分は変わらないが、館長業務等については他都市実績があったとしても、本市のやり方等を習得させるまで時間がかかる。
	(社会教育振興事業)	これまで市職員が培った経験や知識が活用できる。	(社会教育振興事業) 企画立案は市職員が行うため、①と同様である。	(社会教育振興事業) これまで市職員が培ってきた経験や知識の継続に課題があり、市と一緒に研修や勉強会を行うことで知識の習得を必要とする必要がある。
人員配置				
知識の継続				

		①直営+業務委託（現状）	②業務委託の拡充	③指定管理者制度
事業サービス	柔軟な利用時間 ※開館日 開館時間 時間延長	市職員の勤務形態によって、柔軟な勤務体制をとることが難しい場合がある。	人員を増やすことで対応できる部分もあるが、利用時間等については、市が決定するため①と同様である。	指定管理者からの提案によって、利用時間の延長等の対応も可能になる。
	貸館等 館内利用 サービス	全館横並びのサービスにしている。	ルールは市が決定するため従来どおりだが、人員配置が増えることでケアできる範囲は広がる。	指定管理者に一定の裁量があり、指定管理者が持つノウハウや人的資源の有効活用により、サービス向上が期待できる。
	施設 管理	市が担い、トラブル等についても責任を持って対応できる。	①と同様である。	指定管理者の館長のもとで実施するため、一定の裁量をもって任せられる一方、市の責任の所在を明確にしておく必要がある。
	ホール 運営	利用者調整、運用含め既にほぼ全て委託業者が実施している。	①と同様である。	委託業者が担っていた部分を指定管理者が行う。
	施設 修繕等	保守点検は委託、修繕は直営で執行している。	①と同様である。	小破修繕は指定管理者が担当、大きいものは市が行う。
	社会教育 振興事業	予算や要綱に基づく計画に則り実施している。	事業のチラシ作成やイベント時の人員配置等の人工として手伝ってもらうことができる。	必要な事業は市が指示しつつ、他都市等での実績を踏まえたノウハウ等を活用できる。
自主事業			指定管理者に一定の裁量があり、他都市で効果のあった講座や展示等、指定管理者が持つノウハウ等を活用できる。	
広報	市職員の創意工夫により広報を充実させている。	チラシ作成等の作業について、作業をまかせることができる。	手法やデザイン等、民間の強みを活かせる分野であり、ICT等の活用など他都市で効果のあった新たな取組の展開が期待できる。	
市民参画	ボランティアや市民団体と将来的な視野を持って関係構築が可能である。	市職員が基本的な関係構築を図るため①と同様である。	ボランティアや市民団体とは、指定管理者も関係づくりを行うが、引続き市が関係性を持つておく必要がある。	
予算	予算の 形態	単年度予算であるため、長期的な展望を立てにくい面がある。	①と同様である。	提案時に、指定管理期間全体の収支計画を提出させて、債務負担行為を設定し、複数年で予算を確保するため、長期的な視点で事業の組立てができる。
	収支 バランス	行政目的を実施するための利用実績等の成果指標はあるが、収入確保やコスト削減により収支バランスを取るといいう指標はない。	①と同様である。	利用料金制を導入することにより、指定管理者が収入を増やす努力を行うとともに、指定の継続につなげるため、費用対効果を踏まえた効率的な運営を行う傾向にある。

（４）図書館における検討

3つの手法についてそれぞれの項目ごとに比較を行いました。

<比較表（図書館）>

		①直営+業務委託（現状）	②業務委託拡充	③指定管理者制度
公共性の担保		市職員の配置により、公共性の担保は確保される。また庁内部局と連携がとりやすい。	あくまで市が企画等を担うため公共性の担保は確保される。	最終的な権限は市に残すものの、公共性を保つためのチェックをしっかりと行う必要がある。 また庁内部局とは、市の担当部局を通しての調整が必要になる。
人員体制	専門性	市職員の資格取得等知識の習得に努めているが、異動サイクルにより専門性確保が難しい場合がある。	図書館司書等の有資格者の確保は難しい場合がある。	業務要求水準示すことで専門性の高い人材の確保ができる。
	人員配置	ローテーション等で対応しているが、特に土日夜間等は人員が少ないため事業実施は難しい場合がある。	人員不足への対応は可能になるが、館長等に土日夜間等は人員が少ないため業務やマネジメントを任せるとはできないため、市職員の役割は変わらない。	館長を含め指定管理者が行う。柔軟で弾力的な人員配置ができる
	知識の継続	これまで市職員が培った経験や知識が活用できる。	企画立案は市職員が行うため、①と同様である。	これまで市職員が培ってきた経験や知識の継続に課題があり、市と一緒に研習や勉強会を行うことで知識の習得をする必要がある。
事業サービス	柔軟な利用時間 ※開館日 開館時間 時間延長	市職員の勤務形態によって、柔軟な勤務体制をとることが難しい場合がある。	人員を増やすことで対応できる部分もあるが、開館時間等については、市が決定するため①と同様である。	指定管理者となる団体から、利用時間の延長等の提案をされることが多く、対応できる可能性が高い。
	館内利用サービス	全館横並びのサービスにしている。	ルールは市が決定するため従来どおりだが、人員配置が増えることでケアできる範囲は広がる。	指定管理者に一定の裁量があり、指定管理者が持つノウハウや人的資源の有効活用により、サービス向上が期待できる。
	施設管理	市が担い、トラブル等についても責任を持って対応できる。	①と同様である。	指定管理者の館長のもとで実施するため、一定の裁量をもって任せられる一方、市の責任の所在が不明確になる懸念がある。
	施設修繕等	保守点検は委託、修繕は直営で執行している。	①と同様である。	少破修繕は指定管理者が担当、大きいものは市が行う。
	事業イベント等	図書館ごとに企画・実施している。	事業のチラシ作成やイベント時の人員配置等の人工として手伝ってもらうことができる。	必要な事業は市が指示しつつ、 他都市等での実績を踏まえたノウハウを活用できる。 また、課題に即応した柔軟な対応がしやすい面もある。
	自主事業			指定管理者から自主事業の提案をもらい、他都市で効果のあった取組や展示等、指定管理者が持つノウハウ等が活用できる。
広報	市職員の創意工夫により広報を充実させている。	チラシ作成等の作業について、作業をまかせることができる。	民間ならではの強みを活かせる分野であり、ICT等の活用など他都市で効果のあった新たな取組の展開が期待できる。	

		①直営+業務委託（現状）	②業務委託拡充	③指定管理者制度
市民参画		ボランティアや市民団体と将来的な視野を持って関係構築が可能である。	市職員が基本的な関係構築を図るため、①と同様である。	ボランティアや市民団体とは、指定管理者も関係づくりを行うが、引続き市が関係性を持つておく必要がある。
予算	予算の形態	単年度予算であるため、長期的な展望を立てにくい面がある。	①と同様である。	提案時に、指定管理期間全体の収支計画を提出させて、債務負担行為を設定し、複数年で予算を確保するため、長期的な視点で事業の組立てができる。
	収支バランス	行政目的を実施するための利用実績等の成果指標はあるが、コスト削減等により収支バランスを取るといった指標はない。	①と同様である。	指定の継続につなげるため、費用対効果を踏まえた効率的な運営を行う傾向にある。

（５）直営と民間活用手法（業務委託と指定管理者制度）の比較検討結果

直営での実施の場合、現在の限られた人的資源やノウハウでの対応では、多様なニーズへの対応やサービスの充実に向けて、**広がりのある事業・サービス展開を行うためには、難しさがあります。**

業務委託の拡充や指定管理者制度については、公共性の担保や、培ってきた知識の継続の部分に注意する必要があるものの、**人員体制や、事業サービス面においてメリットがあると**考えられます。

（６）業務委託と指定管理者制度の比較検討結果

業務委託の場合には、あくまで、定めた契約の範囲で業務を行うもので、各業務ごとに委託者を分ける必要があり、また**事業者のノウハウによる創意工夫を活用するという面は少なくなり、市の指示のもと業務を行う体制になります。**

指定管理者制度は、館長を含め人員配置や施設の維持管理など市民館業務を受託者に任せ、市が求める業務要求水準に基づき**事業者の発想と工夫により運営する体制**となりメリットがあると考えられます。

検討における結論

本市では、既に直営方式に加え業務委託による民間活用を行っています。多様なニーズへの対応やサービスの充実に向けての体制の構築にあたっては、現在の限られた人的資源やノウハウでの対応は難しく、また、業務委託の拡充においては、業務範囲や民間ノウハウの活用が限定されるため、多様なニーズへ柔軟に対応するには課題があります。

多様なニーズ・課題への対応に向け、民間事業者の発想や工夫、またノウハウ及びマンパワーを有効に活用し事業サービスをさらに進めていくため、これまでの本市が培ってきた知識や経験の継続や、公共性にしっかりと配慮したうえで、市民館及び図書館の新たな管理運営手法として、「指定管理者制度」の導入を行います。

4 指定管理者制度導入の効果

「今後の市民館・図書館のあり方」の3つの基本方針に示された具体的な取組を推進していくにあたって、**指定管理者のノウハウ・マンパワーを活用しながら進めていく**ことにより、従来からの市民館・図書館のサービスを底上げするとともに、**多様なニーズへの対応や未利用者へのアプローチを行い、館がより有効に活用されるとともに、利用満足度の向上が期待されます。**

また、民間事業者等のノウハウを活用するとともに、市職員のマンパワーを補完し、市職員が生涯学習支援事業をより地域の様々な場所で展開することで、地域での生涯学習支援事業を通じて「人づくり」、「つながりづくり」、「地域づくり」を促し、市民の地域活動の活性化につなげます。

生涯学習支援事業を通じた地域活動が活発に行われることによって、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」や「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく事業と相まって、地域の抱える課題に対して、市民協働で解決していくことにつながっていきます。

(1) 市民館における指定管理者制度を導入した場合の想定効果

事業・サービス展開の方向性	想定効果
市民が集う利用しやすい環境づくり <行きたくなる>	施設のオープンスペースを活用した施設利用の促進 他都市でのノウハウを踏まえた社会教育プログラムの充実 未利用者層への訴求効果の高い自主事業の推進 ICTを活用した積極的な情報発信
多様な市民ニーズに対応した学びの支援 <まちに飛び出す>	地域の身近な場所での学びの場づくり 図書館と連携した相乗効果による魅力ある取組の推進 新しい生活様式に対応したICTを活用した学びの提供
多様な主体の参加と協働・連携による地域づくり <地域の“チカラ”を育む>	ボランティア等の育成、多様な主体との協働・連携による市民創発の取組

(2) 図書館における指定管理者制度を導入した場合の想定効果

事業・サービス展開の方向性	想定効果
一人ひとりの市民が使いやすいしくみづくり <行きたくなる>	利用時間の拡充検討等、市民が利用しやすい環境づくり 様々な層へ向けた図書関連サービスの充実 (子ども、高齢者、外国人等多文化共生関連サービス) 利用者の関心にあわせた企画展示の充実 図書館未利用者を含めたあらゆる世代に向けた戦略的な情報発信
多様な利用ニーズに対応した読書支援 <まちに飛び出す>	他自治体でのノウハウやボランティア等との連携に基づく自主事業の推進 自動車文庫「たちばな号」を活用したアウトリーチの展開 読書アクセシビリティの向上に向けたICT等を活用した取組
地域や市民に役立つ図書館づくり <地域の“チカラ”を育む>	地域との連携強化による地域に根差した図書館に向けた取組 効率的・効果的なレファレンスの推進

5 指定管理者制度導入（市民館）にあたって

(1) 指定管理者制度導入にあたっての視点

指定管理者制度の導入にあたっては、以下の視点を念頭に進めてまいります。

- ①社会教育法に基づく社会教育振興の継続
- ②市民館運営の継続性の確保
- ③市と指定管理者との意思疎通
- ④市職員及び指定管理者の人材育成

(2) 市と指定管理者の役割分担

市民館では、これまでの市民館運営で培ってきた経験を活かし、効率的・効果的な市民館運営を引き続き実施するとともに、多様な主体や関係部署との連携を一層深め、多様なニーズへの対応や、区域全体で生涯学習施策を推進する必要があります。

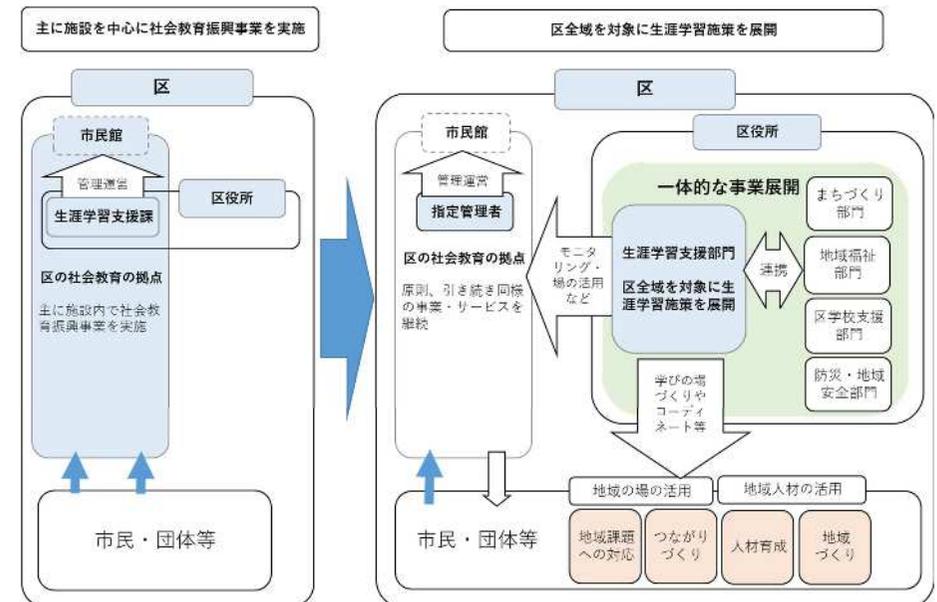
そこで、指定管理者制度を導入し、効率的・効果的な市民館運営とともに事業サービスの向上を図るため、**市がマネジメントを行うことを前提としつつ、市と指定管理者の役割分担を行い事業を推進**します。

- ①**現在、業務委託にて実施している施設管理業務（貸館、ホール運営、施設維持管理等）については、指定管理者が中心に担う**こととします。
- ②**社会教育振興事業については、市と指定管理者でそれぞれの役割を担い、連携して事業を行います。基本方針や事業の方向性等については市が定め、事業の運営等については指定管理者のノウハウやマンパワー等を活用し、取組を進めることとします。**
 - 講座内容の決定に関しては市が行う。その企画や内容検討においては、指定管理者の知見を活用する。講座の運営に関しては指定管理者が中心となる。講座の運営に関しては指定管理者が中心となる。
 - 地域で活動する団体やボランティアの育成、協働・連携、その活躍の場の提供に関するについては、市と指定管理者が連携して行う。
 - 生涯学習施策の推進における社会教育関係団体の支援については、指定管理者と連携しながら、市が中心となる。
 - 運営に関わる審議会等については市が行う。

(3) 区における生涯学習支援部門

従来からのニーズに応えつつ、新たな事業・サービスの提供を展開するために、館の運営や社会教育振興事業について、指定管理者に一部まかせることで、市職員のマンパワーを補完し、市職員は本来取組むべき、企画や新たな打ち出しに注力していきます。

区の生涯学習支援部門については、区役所のまちづくり部門、地域福祉部門等と連携し、アウトリーチや地域づくりを進めてまいります。



（４）指定管理者制度の導入形態

①一部館、②全館への指定管理者制度導入を比較検討し、区全域における社会教育振興や地域づくりを強化していくという目的遂行、及び統一性を持った生涯学習支援施策の推進のために、②を基本として指定管理者制度の導入を進めます。

①一部館に指定管理者制度導入

一部を指定管理者とする場合、直営館が残り、指定管理者制度の効果を見極めながら直営館とともに事業が進められます。一方、全所的に統一性をもって、生涯学習支援部門が、区のまちづくり部門や地域福祉部門と連携し、区全域における社会教育振興や地域づくりを強化していくという目的遂行にあたっては、難しさが残ります。

②全館に指定管理者制度導入

全館を指定管理者とする場合、統一性を持った生涯学習支援施策の推進が図られます。市の経験や業務知識の継承に注意を払う必要がありますが、生涯学習支援部門は引続き存在し、指定管理者への指導・評価が可能です。また、社会教育振興事業についても、マネジメントは市が担い、民間のノウハウを活用しながら進めていくことが可能になります。

結論

区生涯学習支援部門の役割や位置づけを整理し、マネジメント・モニタリングができる体制を構築したうえで、市民館全館に「指定管理者制度」を導入します。

6 指定管理者制度導入（図書館）にあたって

（１）指定管理者制度導入にあたっての視点

指定管理者制度の導入にあたっては、以下の視点を念頭に進めてまいります。

- ①社会教育法に基づく社会教育振興の継続
- ②選書・蔵書の中立性の確保
- ③効率的・効果的なレファレンスサービスの実施
- ④図書館運営の継続性の確保
- ⑤市と指定管理者との意思疎通
- ⑥市職員及び指定管理者の人材育成
- ⑦地域の図書資源を活用した多様な主体との連携

（２）市と指定管理者の役割分担

図書館では、これまでの図書館運営で培ってきた経験に加え、他部署での知識や経験などを活かして、地域事情を踏まえながら、区域全体で生涯学習施策を推進する機能と、図書館の専門性等を有効に活用して、利用者サービスを向上させる機能が必要となっています。

そこで、指定管理者制度を導入し、効率的・効果的な図書館運営とともに事業サービスの向上を図るために、市がマネジメントを行うことを前提としつつ、市と指定管理者の役割分担を行い、事業を推進します。

- ①現在、業務委託にて実施している貸出・返却カウンター、配架、書庫出納、図書装備、巡回車受入、施設管理等については、指定管理者が中心に担うこととします。
- ②その他の業務については、市と指定管理者でそれぞれの役割を担い、連携して実施します。基本方針や事業の方向性等については市が定め、事業の運営等については指定管理者のノウハウやマンパワー等を活用し、取組を進めることとします。

- ③資料選定・購入・除籍業務等、図書資料の収集・保存に関することの決定については、市が行う。
- ④生涯学習施策の推進における地域団体や学校等との連携については、指定管理者と連携しながら、市が中心となって行う。
- ⑤運営に関わる審議会等については市が行う。

（３）指定管理者制度の導入形態

①全館に指定管理者制度導入、②中央館的機能を持つ中原図書館は直営とし、その他の館に指定管理者制度導入、③中原図書館は直営、及び直営館と指定管理館が1対1のモニタリング体制をとれるよう中原図書館以外にも直営館を置き、その他の館に指定管理者制度導入の3パターンを地域との連携や専門性の観点から比較検討し、図書館知識の継続性を保ち、マネジメントを考慮しながらも民間ノウハウを活用するため、③を基本として指定管理者制度の導入を進めます。なお、社会状況や環境変化を踏まえ、適宜、導入形態について検討を行います。※中原図書館は図書館ネットワークの取りまとめとしての中央館的機能を備えた館として位置づけている。

①全館に指定管理者制度導入

全館を指定管理者とする場合、市において図書館職員が不在となり、指定管理者への指導・評価や市職員の培った経験等の継承が困難となります。また、中立性が求められる選書方法が課題となるほか、図書館事業の把握が出来なくなる可能性があり、図書館施策の企画立案能力低下などが懸念されます。市に図書館機能を残さない全図書館への指定管理者制度導入は、培ってきた経験等を継承できない恐れがあります。

②中央館的機能を持つ中原図書館は直営とし、その他の館に指定管理者制度導入

中原図書館に市職員を集約させた場合は、直営館として指定管理者の業務内容を確認し、指導・評価が可能です。また、指定管理者との連携により、市職員として新しい知識等の習得も期待でき、中央館的機能の強化とともに、民間ノウハウを活用した地区館の運営が可能と考えられます。

一方で、図書館が「知と情報の拠点」として図書を通じた地域づくりを行うために、指定管理業者と市職員が一体となり、学校や地域ボランティアと密接に連携することが必要ですが、中原図書館のみでは地域との顔の見える関係性づくりや日々の密接な連携が難しく、地域ニーズの把握や課題解決が難しくなります。また、図書の選書ノウハウや図書館運営等、今まで培ってきた図書館運営の公共性・継続性の担保が不可欠ですが、中原図書館のみでは体制上の課題が残ります。

③中原図書館は直営、及び直営館と指定管理館が1対1のモニタリング体制をとれるよう中原図書館以外にも直営館を置き、その他の館に指定管理者制度導入

中原図書館が図書館全体のマネジメントを行い、中原図書館以外の直営館が指定管理者の業務内容を確認することで、適切な指導・評価ができると考えられます。

市と指定管理者との連携により、相互の情報共有やマネジメントを適切に機能させることで、直営館と指定管理館が相互に高めあい、市職員として新しい知識等の習得による中央館的機能の強化を図るとともに、図書館運営の公共性・継続性を担保しながら、民間ノウハウを活用した地区館の運営が可能と考えられます。

また、地域の図書資源の有効活用、図書を通じた地域づくり、地域の学校やボランティア等の多様な主体との連携・交流、地域ニーズ等の的確な把握等を効果的に行うには、地域との顔の見える関係性づくりや日々の密接な連携が必要です。

そのため、市と指定管理者が一体となり、地域の特色や近似性を踏まえた連携が可能となる、隣接区における直営館と指定管理館の1対1でのモニタリング体制が、望ましいと考えます。

結論

図書館業務のノウハウを市がしっかりと保持し、指定管理者導入館のマネジメント及びモニタリングを行うことができる体制として、中央館的機能を持つ中原図書館とモニタリング館としての直営館を置き、地域の近似性等を踏まえた隣接区における直営館と指定管理者館をセットにすることで、迅速かつ確に管理・監督できる体制を構築し、地域の中で頼れる「知と情報の拠点」を目指します。なお、今後の社会状況や環境変化を踏まえ、適宜、導入形態については検討を行ってまいります。

7 指定管理者制度導入のスケジュール

（市民館）

指定管理者制度導入のスケジュールは、対象施設が多いため、指定管理者制度導入に伴う事務負担や受託側の事業者の状況を考慮する必要があります。

また、市民館は現在老朽化が進んでおり、移転や大規模改修の検討を進めている館もあります。その間、施設自体が利用できなくなる場合もあり、そういった状況を勘案し進めることとします。移転や工事等の予定がない地区館については、指定管理者制度の導入を進めます。

プラザ・分館につきましては、親館である地区館の状況にあわせ、指定管理者制度の導入を進めることとします。

※プラザ：市民館分館・図書館分館の複合施設（田島、大師、日吉、橘）

- 教育文化会館及び田島分館、大師分館は、教育文化会館の移転後に指定管理者制度の導入を進めます。（令和6年度後半）
- 中原市民館、高津市民館、橘分館は、指定管理者制度の導入を進めます。（令和7年度）
- 多摩市民館、麻生市民館、岡上分館は、指定管理者制度の導入を進めます。（令和8年度）
- 改修工事・移転のある幸市民館及び宮前市民館、及び同区内の日吉分館、菅生分館は、工事・移転終了後に指定管理者制度の導入を進めます。

市民館	導入時期
教育文化会館	令和6（2024）年度後半
田島分館（プラザ田島）	令和6（2024）年度後半
大師分館（プラザ大師）	令和6（2024）年度後半
幸市民館	市民館の改修工事後
日吉分館（プラザ日吉）	市民館の改修工事後
中原市民館	令和7（2025）年度
高津市民館	令和7（2025）年度
橘分館（プラザ橘）	令和7（2025）年度
宮前市民館	市民館の移転後
菅生分館	市民館の移転後
多摩市民館	令和8（2026）年度
麻生市民館	令和8（2026）年度
岡上分館	令和8（2026）年度

（図書館）

図書館の管理運営については、市民館と共同で指定管理化することで、社会教育施設同士の連携による相乗効果が図られることから、地区館においては文化センターを指定管理導入館として進めることとします。

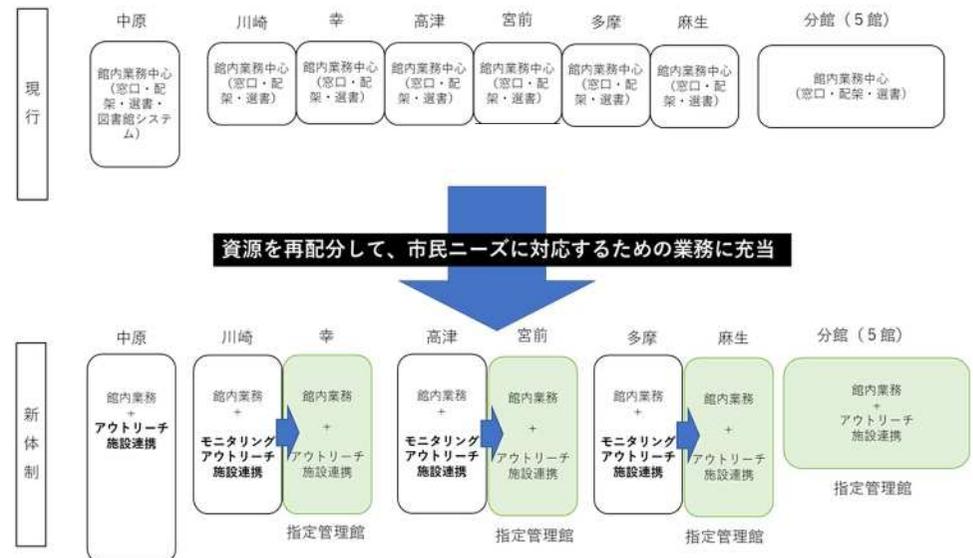
プラザにおいては、市民館機能の指定管理者制度の導入にあわせ、図書館機能についても進めることとします。分館については、親館の図書館の導入にあわせ進めることとします。

※文化センター：市民館と図書館の複合施設（幸、宮前、麻生）

- 田島分館・大師分館は、教育文化会館の移転後に、市民館機能と同時に指定管理者制度の導入を進めます。（令和6年度後半）
- 橘分館は、市民館機能と同時に指定管理者制度の導入を進めます。（令和7年度）
- 文化センターである麻生図書館は、麻生市民館と同時に指定管理者制度の導入を進めます。また同区内の柿生分館も同時に導入を進めます。（令和8年度）
- その他の文化センターである宮前図書館、幸図書館及び同区内の日吉分館は、移転・工事終了後に指定管理者制度の導入を進めます。

図書館	導入時期
川崎図書館【直営館】	—
田島分館（プラザ田島）	令和6（2024）年度後半
大師分館（プラザ大師）	令和6（2024）年度後半
幸図書館	図書館の改修工事後
日吉分館（プラザ日吉）	図書館の改修工事後
中原図書館【直営館】	—
高津図書館【直営館】	—
橘分館（プラザ橘）	令和7（2025）年度
宮前図書館	図書館の移転後
多摩図書館【直営館】	—
麻生図書館	令和8（2026）年度
柿生分館	令和8（2026）年度

<図書館指定管理者導入再編イメージ>



市民館・図書館の管理・運営の考え方
(案)

令和 4 (2022) 年 5 月

川崎市教育委員会

目次

1	「市民館・図書館の管理・運営の考え方」策定の経緯	1
2	今後の市民館・図書館の目指す方向性	3
	(1) 生涯学習社会の実現に向け社会教育にいま求められているもの	3
	(2) 「今後の市民館・図書館のあり方」で示す市民館・図書館像	5
	(3) 市民館の現状・課題	6
	(4) 市民館の課題解決に向けた考え方	7
	(5) 図書館の現状・課題	7
	(6) 図書館の課題解決に向けた考え方	8
	(7) 市民館・図書館の管理・運営の方向性	9
3	管理・運営手法の検討	11
	(1) 他都市の状況	11
	(2) 視察調査	15
	(3) 市民館における検討	15
	(4) 図書館における検討	21
	(5) 直営と民間活用手法（業務委託と指定管理者制度）の比較検討結果	25
	(6) 業務委託と指定管理者制度の比較検討結果	25
4	指定管理者制度導入の効果	27
	(1) 市民館における指定管理者制度を導入した場合の想定効果	27
	(2) 図書館における指定管理者制度を導入した場合の想定効果	37
5	指定管理者制度導入（市民館）にあたって	46
	(1) 指定管理者制度導入にあたっての視点	46
	(2) 市と指定管理者の役割分担	47
	(3) 区における生涯学習支援部門	48
	(4) 指定管理者制度の導入形態	49
6	指定管理者制度導入（図書館）にあたって	51
	(1) 指定管理者制度導入にあたっての視点	51
	(2) 市と指定管理者の役割分担	53
	(3) 指定管理者制度の導入形態	54
7	指定管理者制度導入のスケジュール	57
	資料編	59

1 「市民館・図書館の管理・運営の考え方」策定の経緯

策定の背景といたしまして、共働き世帯やライフスタイルの変化から、働き方は多様化し、未婚・晩婚化の進行などから家族形態も変化しており、あらゆる世代を取巻く生活環境が大きく変化しています。また、インターネットやスマートフォンなどの急速な普及による情報化社会の進展や人の豊かさなどに対する価値観の多様化などから、人と人とのつながりや地域のつながりが変化しています。更に、甚大な自然災害や新型コロナウイルス感染症等の新しい感染症の発生など、自然環境の変化にあわせ、これまでの意識を変えることや新しい生活様式などに対する柔軟な対応が求められているところです。

超高齢社会の到来や人口減少、地域のつながりの希薄化など、社会状況が変化し、市民ニーズも多様化する中、本市の市民館・図書館においても、これらの変化に的確に対応していくことが求められています。

市民館・図書館では、市民の自発的・主体的な学びを支援するための学習の場や情報の提供等に取り組んできましたが、将来的な社会の大きな変化の中にあって、市民の主体的な参加による持続可能な社会づくりや、地域づくりに向けて、これまで以上の役割を果たしていくことが期待されています。

こうしたことから、市民館・図書館が、地域の中でそれぞれの機能を最大限に発揮しながら、全ての市民が生涯を通じて学び続けることができるよう、概ね10年後の未来を見据えた理念を掲げ、今後の市民館・図書館がその役割を果たしていくため、それぞれの施設運営や施設整備の方向性を示す「今後の市民館・図書館のあり方」を令和3年3月に策定いたしました。

市民館・図書館の今後の管理・運営については、「今後の市民館・図書館のあり方」において、第3章の5、第4章の5「管理・運営の方向性」において下記のように示しています。

※「今後の市民館・図書館のあり方」抜粋

第3章の5 管理・運営の方向性（市民館）

(1) 市民館の管理・運営

ア 今後の市民館の管理・運営の検討

本市では、公民館と文化会館の2つの機能を持つ都市型の施設として各区に1館の市民館と地域に密着した6館の分館を設置・運営しています。

今後の市民館については、これらの施設を核として、社会教育を通じた「人づくり」「つながりづくり」の機能を最大限に発揮しながら、持続可能な「地域づくり」



に向け、学校も含めた身近な地域のさまざまな施設や団体等と、より協働・連携できる体制づくりを検討していきます。

イ 効率的・効果的な管理・運営手法の検討

現在の市民館は、窓口業務、清掃業務などの管理業務や、ホール運営業務などの専門知識の必要な業務を民間に委託しています。

今後の管理・運営にあたっては、それぞれの施設形態や諸室の配置、設備の違いなどに応じた適切な維持管理を実施するとともに、求められる多様なニーズへの柔軟な対応や7区の地域特性に応じた事業・サービスの推進など、「今後の市民館の運営のあり方」を踏まえながら、効率的・効果的な管理・運営手法を検討していきます。

第4章の5 管理・運営の方向性（図書館）

(1) 図書館の管理・運営

ア 今後の図書館の管理・運営の検討

本市の図書館は、各区に1館の地区館、分館5館と閲覧所1館に加え、自動車文庫を市内巡回することにより、全市的な図書館サービスを展開しています。

今後の図書館については、これらの施設を核として全市的な図書館サービスの向上のため、図書館ネットワーク機能の強化を図るとともに、読書を通じた「人づくり」や図書館という場づくりを通じた住民相互の「つながりづくり」の機能を最大限に発揮しながら、持続可能な「地域づくり」に向け、学校も含めた身近な地域のさまざまな施設や団体等と、より協働・連携できる体制づくりを検討していきます。

イ 効率的・効果的な管理・運営手法の検討

現在の図書館は、貸出・返却カウンター業務や配架業務などを民間に委託しています。

今後の管理・運営にあたっては、それぞれの施設形態や諸室の配置、設備の違いなどに応じた適切な維持管理を実施するとともに、より一層の全市的な図書館サービスの充実や求められる多様なニーズへの柔軟な対応など、「今後の図書館の運営のあり方」を踏まえながら、効率的・効果的な管理・運営手法を検討していきます。

このように「今後の市民館・図書館のあり方」で示された通り、市民からの多様なニーズへの確かつ柔軟に対応し、従来からの事業・サービス水準をしっかりと維持しつつ、新たな取組を展開していくために、「今後どのような管理・運営の手法が、その実現のために適しているのか」、「生涯学習推進の拠点として最も市民ニーズに沿った市民館・図書館であるためにどうしたらよいのか」という視点に立ち効率的・効果的な管理運営手法を検討するものです。

2 今後の市民館・図書館の目指す方向性

(1) 生涯学習社会の実現に向け社会教育にいま求められているもの

文部科学省の諮問機関である中央教育審議会では、平成30(2018)年12月21日の第120回総会において、「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について(答申)」を取りまとめています。

平成30(2018)年12月 文部科学省中央教育審議会答申

「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」

- 地域における社会教育には、一人一人の生涯にわたる学びを支援し、住民相互のつながりの形成を促進することに加え、地域の持続的発展を支える取組に資することがより一層期待されています。
- 公民館や図書館などの社会教育施設には、地域活性化・まちづくりの拠点、地域の防災拠点などとしての役割も強く期待されるようになっており、住民参加による課題解決や地域づくりの担い手の育成に向けて、住民の学習と活動を支援する機能を一層強化することが求められています。

【今後の公民館に求められる役割】

公民館は、社会教育法に規定される目的を達成するため、地域の学習拠点として、地域住民の学習ニーズに対応した講座、講演会、展示会等を実施しています。

今後の公民館には、これまで培ってきた地域との関係を活かしながら、地域の実態に応じた学習と活動を結びつけ、地域づくりにつなげる新しい地域の拠点を目指していくことが望まれています。

【今後の図書館に求められる役割】

図書館は、図書館法に規定される目的を達成するため、図書等の貸出し、読書会、レファレンスサービス等を実施しています。

今後の図書館には、知識基盤社会における知識・情報の拠点として、公文書館等との連携による資料の充実を図るとともに、市民生活のあらゆる分野に係る関係機関との連携の下、利用者及び住民の要望や社会の要請に応えるための運営の充実を図ることが望まれています。

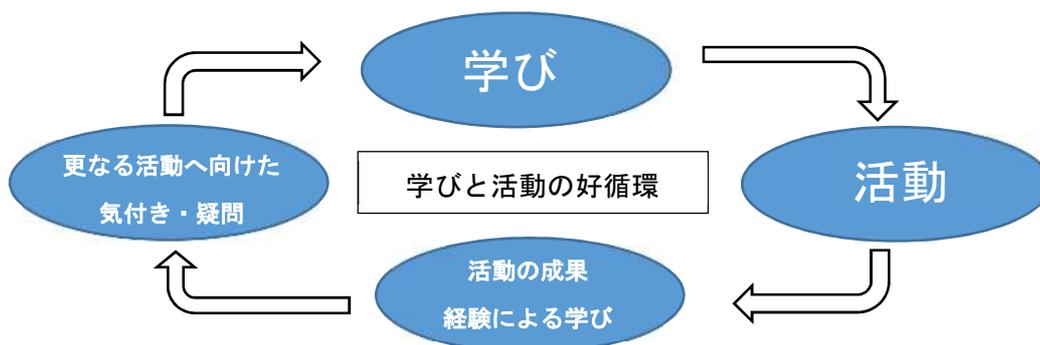
本市の市民館・図書館は、それぞれの施設の持つ機能・強みを発揮しながら、学級・講座等の実施や学習資料の提供等により市民に学びの機会を提供してきました。

現在、市民館・図書館は、館内における教育機会の提供を中心に行っていますが、本来、地域全体における社会教育振興全般を担う存在であり、社会教育を通じ「人づくり」、「つながりづくり」、持続可能な「地域づくり」といったまちづくり施策の推進役としての機能が求められています。

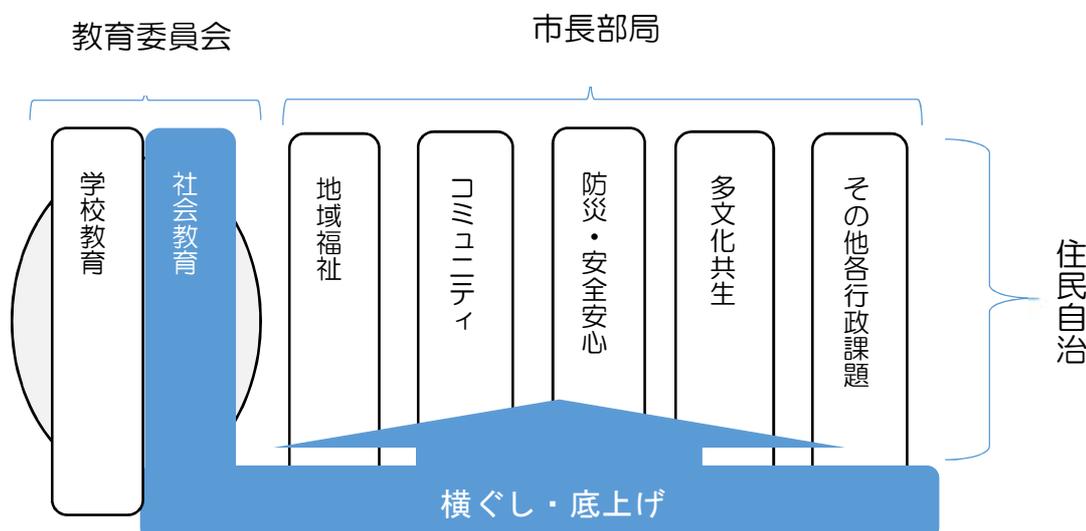
地域全体で、地域の抱える課題を解決し続けていくためには、地域活動や市民活動を豊かにしていくことが求められています。市民の皆様は、地域を自らの手で良くしたいという前向きな気持ちになれるきっかけを提供することが重要であり、このきっかけにあたる取組を、人々の自由で自発的な学習活動を支援する社会教育という分野では、「学び」と呼んでいます。こうした「学び」を社会のいたるところで多く展開し、豊かな地域づくりを支援する必要があります。

社会教育は、まちづくりや地域づくり、住民自治のベースとなるものであり、「学び」から市民の皆様等の活動を誘発し、また活動の中で「学び」が必要になるといった好循環を生むものであると考えています。

(意識や行動の変容:スパイラルアップ)

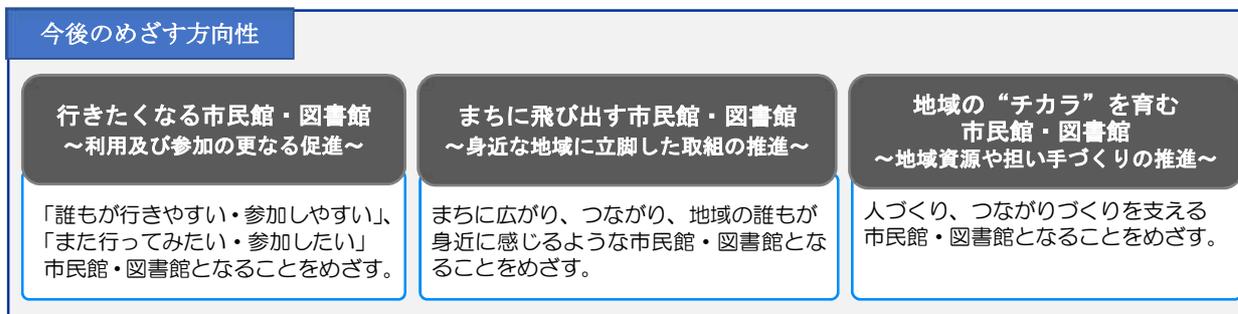


また、社会教育は、様々な行政施策に横ぐしを刺し、推進するための根底にあるものであり、「学び」の伴走を行い、市民協働を推進し、市民が地域社会の課題を自ら解決していく住民自治の底上げを行うものであると考えています。



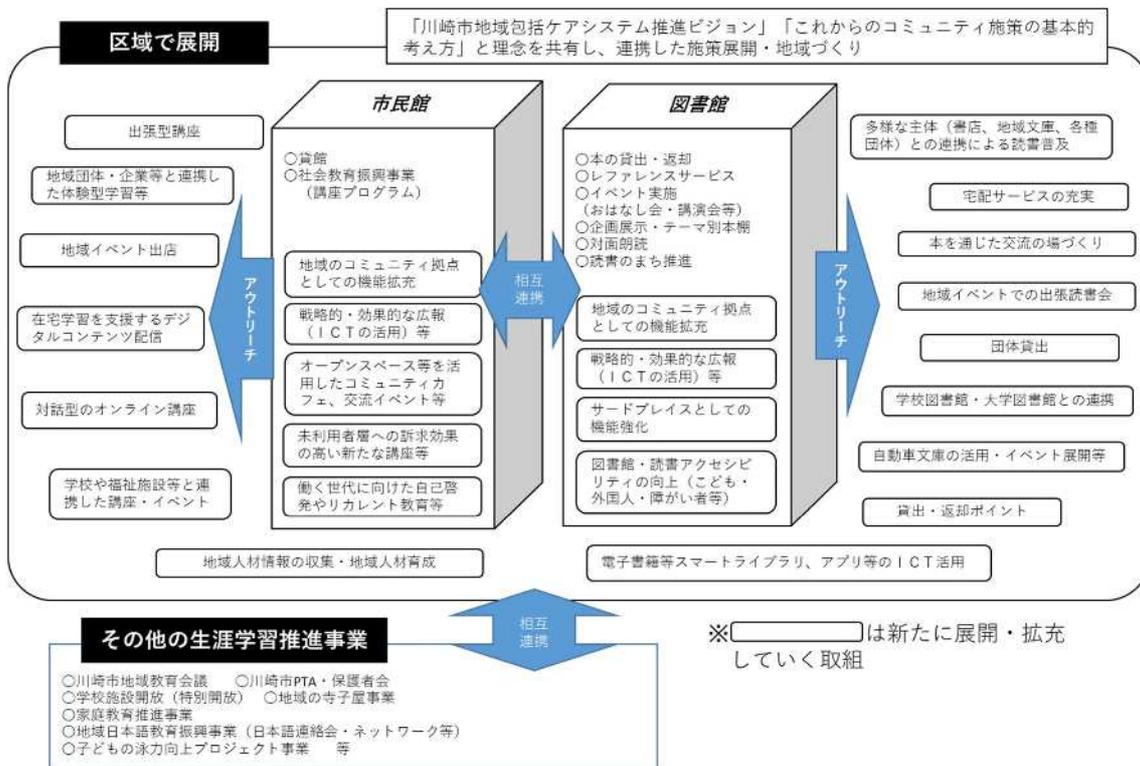
(2) 「今後の市民館・図書館のあり方」で示す市民館・図書館像

「今後の市民館・図書館のあり方」において、市民館・図書館の、今後のめざす方向性を定めています。



- ・ 3つの方向性の実現に向け、ICT活用による情報発信やアウトリーチによる事業・サービス等、新たな展開が求められています。
- ・ 区役所においては、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」（平成27年3月）や「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」（平成31年3月）に基づく地域づくりに向けた事業展開をしており、地域における生涯学習支援はこれらの取組みと連携して地域づくりを展開する必要があります。
- ・ 市の生涯学習施策全体において、貸館事業や社会教育振興事業に加え、地域教育会議、学校施設開放（特別開放）、地域の寺子屋事業等、地域における多様な生涯学習活動を支援・コーディネートする公的な役割が増加しています。

■今後の生涯学習推進施策イメージ



(3) 市民館の現状・課題

市民館の業務は、貸館事業と社会教育振興事業の2つを柱としています。

●貸館事業の状況（受付・貸館・施設維持管理業務は民間活用（業務委託））

過去5年間（平成27～令和元年）の市民館の平均利用率は、ホールが約75%、会議室が約63%、音楽室や料理室等の教養室が約55%となっており、諸室の性質によって利用状況に差が出ています。また分館の平均利用率は50%を下回る状況です。

→ニーズの変化に対応した施設提供や情報発信、余剰スペースを活用した会話・ふれあいを楽しめる居場所づくりなどが必要です。

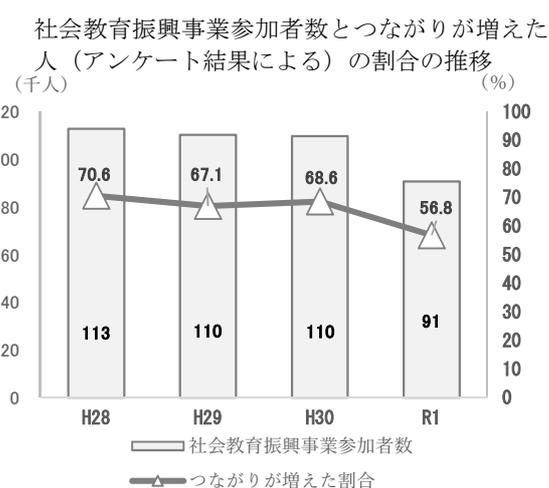
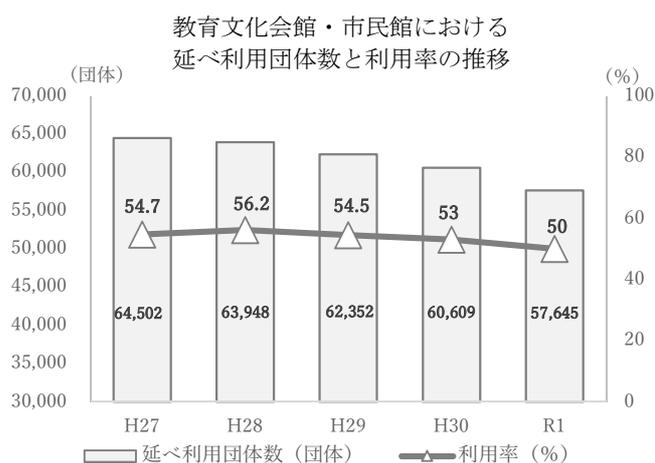
●社会教育振興事業の状況（館を中心とした社会教育振興事業は直営で実施）

過去5年間（平成27～令和元年）の事業への参加者数は、ほぼ横ばいの状況です。また事業の多くは市民館及び分館を拠点として実施しています。事業参加者の年代については、若い世代の参加が少なく、約半数が60歳代以上で、そのうち約25%が70歳代以上です。

→引き続き、シニアの活躍の場を提供するとともに、幅広い世代に向けた学習活動への動機づけやきっかけづくり等のエン트리機能が必要です。

→より参加しやすく魅力的な事業を行うとともに、全ての世代を対象に、学習機会の充実を図ることが求められています。

→市民館及び分館を地域の生涯学習の拠点としながら、これまで以上に地域の中に学びや活動の場を増やしていく必要があります。



※教育委員会事務局調べ

※令和元（2019）年度は年度末に新型コロナウイルス感染症の影響あり

(4) 市民館の課題解決に向けた考え方

現状・課題を踏まえ、その解決に向けては、幅広い世代や地域のニーズにきめ細かく迅速に対応しながら、様々な視点や豊富な事例を参考にしつつ、新たな発想や創意工夫等により、魅力ある生涯学習支援施策の実施や、施設全体の効果的な利活用環境の実現を図ることのできる体制を構築します。

また、区内全域をフィールドとして社会教育・生涯学習の振興を図りながら、まちづくりや地域福祉などの区役所の各部門と連携した人づくり・つながりづくりに向けたコーディネートやサポートできる体制を構築します。

(5) 図書館の現状・課題

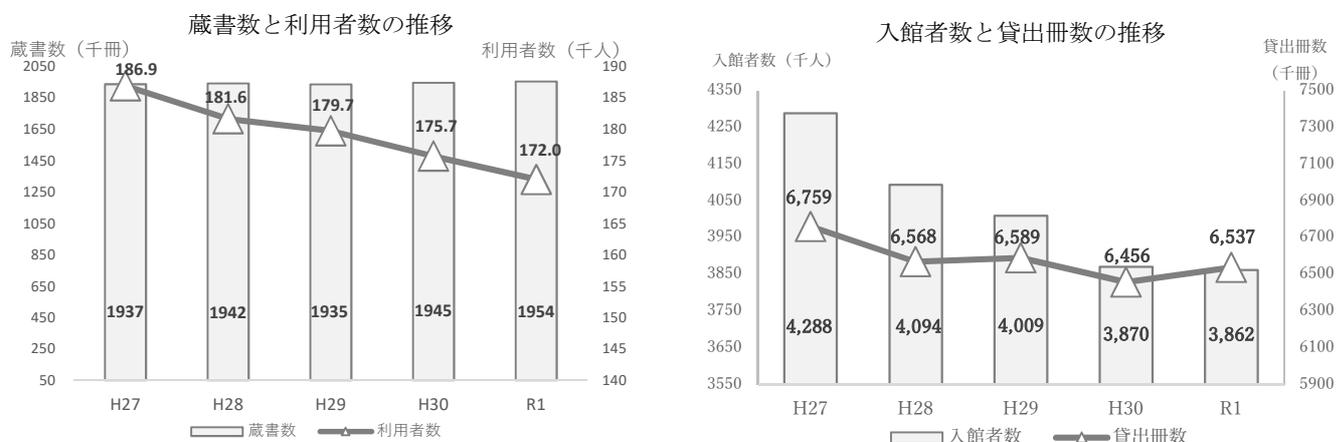
図書館の主な業務としては次のとおりです。

(選書、新規利用者登録、レファレンスサービスは直営、貸出し・返却カウンター、配架、予約巡回、書庫出納等は民間活用(業務委託))

● 図書の貸出・閲覧スペースの提供

令和元(2019)年度末の図書館における蔵書数は1,954,287冊、約87万タイトル。図書館における年間貸出冊数は、平成21(2009)年度以降、10年連続で600万冊を超えているものの、利用者数、貸出人数、貸出冊数、入館者数ともに減少傾向です。図書館利用者アンケートでは、閲覧席の不足や老朽化した施設の改善等、居心地のよい環境を望む市民意見が寄せられています。

→令和元(2019)年度かわさき市民アンケートでは、市立図書館を利用したことがある人は約6割という状況のなかで図書館を多くの市民に利用していただくため、多様な来館目的に応じた居心地のよい施設環境づくりに向け、館内の限られた空間を有効活用し、スペースの使い方などの運営・利用ルールの見直し、魅力あるサービスや事業の展開による利用の促進が求められています。



※利用者数：図書館に利用登録をしている人のうち図書館サービスを利用した人数

※教育委員会事務局調べ

※平成30(2018)年度は図書館システム機器更新のため全館2週間～1ヶ月間休館あり

※令和元(2019)年度は年度末に新型コロナウイルス感染症の影響あり

●図書・資料の収集、整理、保存

図書館における蔵書数は、ここ5年（平成27～令和元年）で約2万冊増加、タイトル数は毎年約1万タイトルずつ増加しています。図書館では、障がいの有無や年齢、国籍などにかかわらず、市民の幅広い読書要求に応えるため、図書、雑誌・新聞等の逐次刊行物、地域資料、CDなど多様な資料の収集を行っています。

→より多くの市民に資料を活用いただけるよう、市立図書館全体として、多様な蔵書構築を図るための環境整備とともに、将来にわたり継続的に資料を収集・保存・提供していくことが求められます。

●レファレンスサービス・読書相談

レファレンスとは資料や情報を求めている人と適切な情報源を市職員が手助けをして結びつけるサービスです。図書館では、市民の学習活動、課題解決を支援していくため、レファレンスサービスを実施しています。また情報提供サービスとして館内にパソコンを設置し、インターネットや新聞社等のデータベースにアクセスできる環境を整備しています。

●読書活動の充実

各区の地区館及び分館を中心としながらも、自動車文庫による市内21ポイントでの貸出・返却サービスや、市内10校との連携による学校図書館の地域開放事業のほか、地域団体等への団体貸出制度など、身近な場所への図書館サービスの展開を図っています。また、年齢や対象に応じた、おはなし会、企画展示や講演会等を実施しています。地域においては、民間の地域文庫や読み聞かせボランティア等の多様な主体による読書の広がりにつながる活動が行われているなど、図書・資料や読書に関わる様々な資源が存在しています。

→資料や読書に関わる地域の様々な資源との連携を通じ、地域の中で広く図書館サービスを展開していくことが求められます。

→従来の貸出事業・サービスに加え、本を通じた支援や交流の場づくりの推進、多様な主体との連携、地域資源を活かした読書普及活動の推進、他機関等との相互連携による相談支援・交流の取組の推進などによる多様なニーズへの対応が求められています。またICT等を活用した読書環境の充実等も必要です。

(6) 図書館の課題解決に向けた考え方

現状・課題を踏まえ、その解決に向けては、幅広い世代や地域のニーズにきめ細かく迅速に対応しながら、様々な視点や豊富な事例を参考にしつつ、新たな発想や創意工夫等を図り、魅力ある施設利活用環境の実現を図る体制を構築します。

また、経験や年齢等のバランスを考慮しながら、専門性を有する市職員を安定的に配置す

るとともに、限られた資源を有効に活用しながら、読書普及・サービス、アウトリーチ、コミュニティ施策の推進など図書館活動の充実に向けた業務に取り組むことのできる体制を構築します。

(7) 市民館・図書館の管理・運営の方向性

「今後の市民館・図書館のあり方」における多様な市民ニーズに応じていくための事業サービスの実施、及び現状・課題を勘案し、令和4年1月の「中間とりまとめ」において、以下のとおり管理運営の方向性を決めました。

市民館・図書館の管理・運営の方向性

<民間活力の更なる活用の検討>

市全体の生涯学習支援施策の再構築を図り、市民館・図書館の従来からの事業サービスを引続き実施しつつ、「今後の市民館・図書館のあり方」に基づき、多様なニーズに対応する事業・サービス提供による施策の底上げを図り、生涯学習社会の実現を目指すため、市職員のマンパワーを補完し、市職員が企画や新たな取組に一層注力できる体制の構築に向けて、指定管理者制度や業務委託の拡充等の民間活力の更なる活用の検討を進める。

(民間活力の更なる活用にあたっての視点)

- ・市でやらなければいけないこと、民間の力を借りることでサービス向上ができる部分を切り分けし、各々の力が最大限発揮できるよう役割分担を行う。
- ・市と民間が連携を図りながら、多様な市民ニーズに的確に対応し、「今後の市民館・図書館のあり方」で示した事業・サービスを実現する。
- ・市が企画調整、マネジメントをしっかりと行い、民間事業者の業務内容等を確認できる体制づくりを行うとともに、達成すべき業務の水準を示すことにより、必要な事業・サービスを確実に担保する。
- ・市の役割を果たしていくために必要な人材育成を行う。

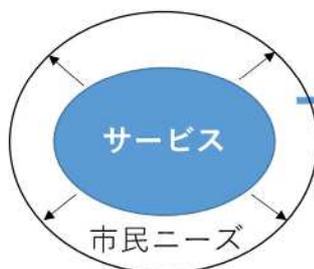
これまで

市民ニーズに対し、それに応じたサービスを、市民と連携しながら提供



現在の状況

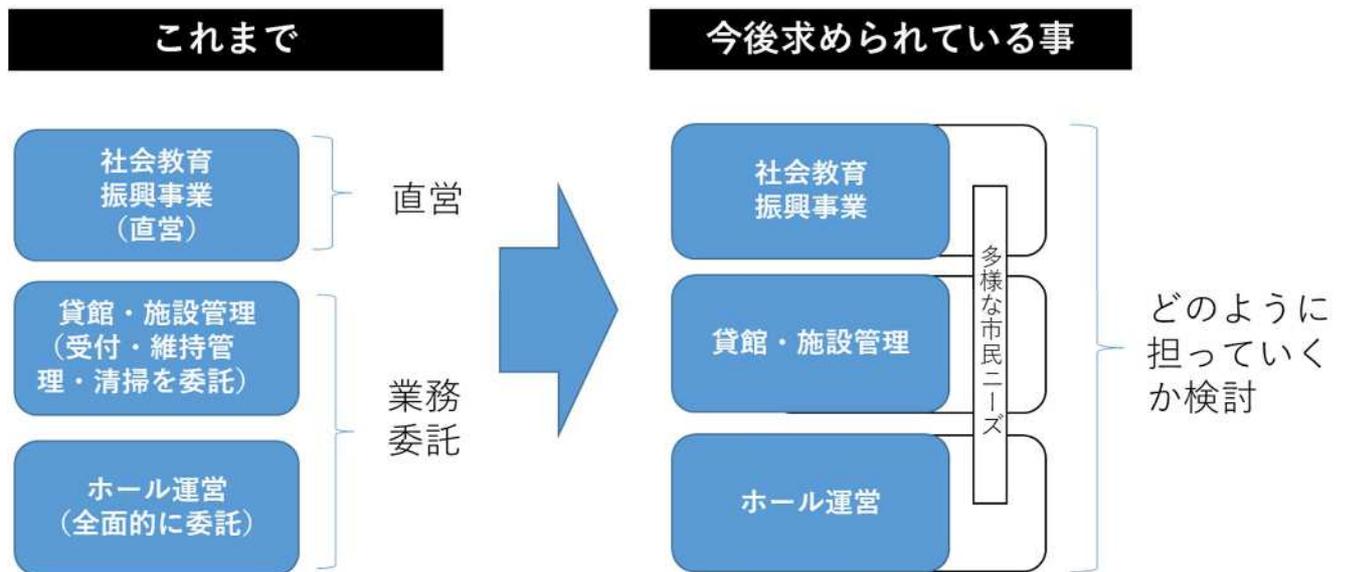
市民ニーズの広がり・多様化の状況があり、的確に対応していく必要がある。



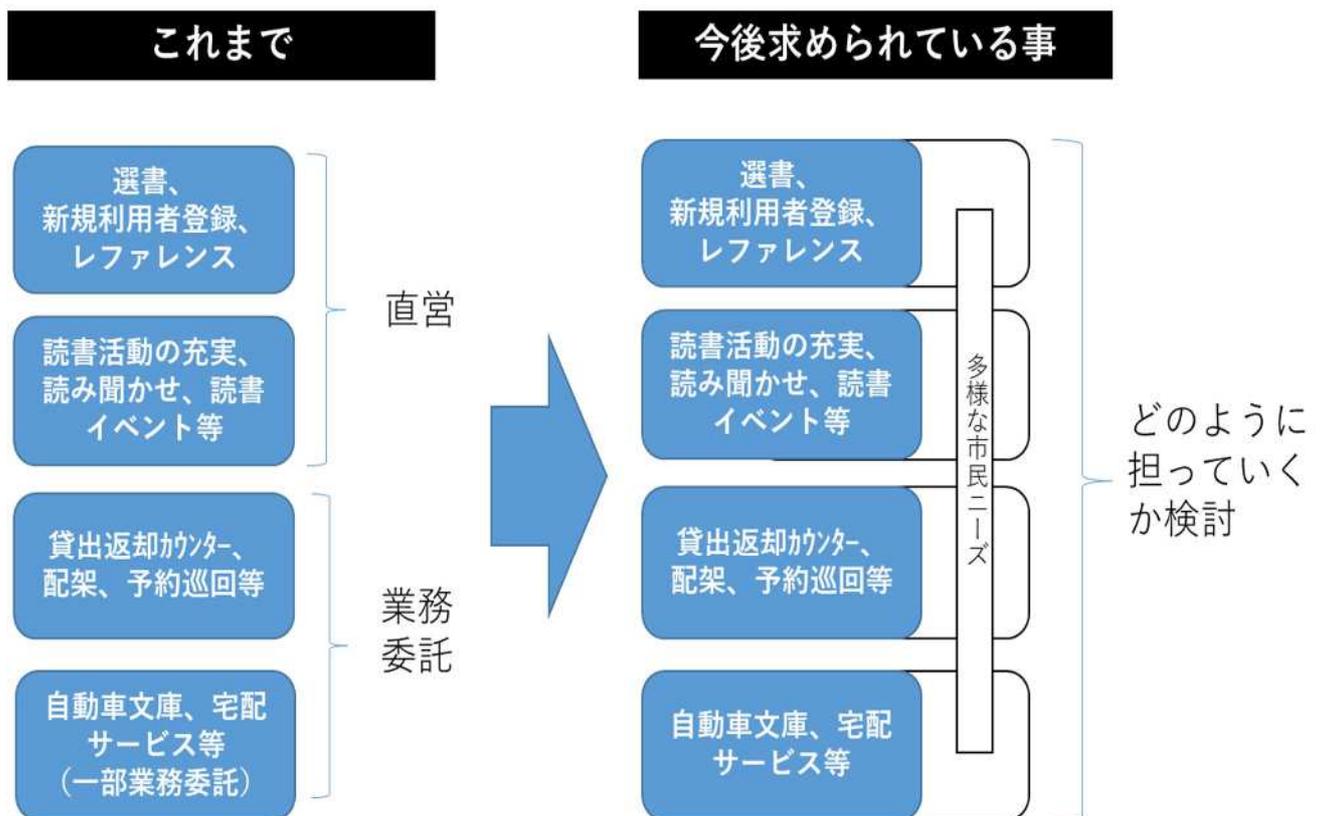
現行のサービスを確実に維持しつつ、引き続き市民と協働しながら、多様な市民ニーズをケアするための体制・手法を検討

- ⇒ 直営
- ・業務委託の拡充
- ・指定管理者制度

<市民館>



<図書館>



3 管理・運営手法の検討

従来からのニーズに応えつつ、先に述べた新たな事業・サービスの提供を展開するために、どのような手法が市民館・図書館の機能を強化・充実させ、より効果的なサービスを利用者に提供できるのか、他自治体の先行事例も踏まえた検討を行う必要があります。

手法としては、本市のように直営を基本とし、一部、施設管理・窓口業務を中心に民間事業者等を活用した①「直営+業務委託」、現在直営で実施している部分に更に業務委託化を進める②「業務委託の拡充」、市民館の管理運営を一括して民間事業者等に任せる③「指定管理者制度」が考えられます。

※業務委託

業務の一部または全部を民間事業者等に依頼すること

※指定管理者制度

広く民間事業者等に公の施設の管理を代行させ、市民サービスの向上、経費の削減を図りながら、多様化する市民ニーズにより効率的・効果的に対応していくための制度その3つのパターンについて比較検討を行いました。

(1) 他都市の状況

他都市における業務委託や指定管理者制度の民間活用の実施状況については、以下のとおりです。

①公民館等の民間活用状況

本市の市民館は1区1か所でホール等を併設した規模の大きいものであり、地域に点在する他都市の公民館とは性質が異なる面もあるため、生涯学習センター等、本市と性質の似た公民館類似施設の実績とも比較をしました。指定管理者制度については既存統計から全国の状況を把握しましたが、業務委託については全国の統計がないので、政令指定都市の状況を確認しました。

全国的には施設の形態によって割合は異なりますが、指定管理者導入館は増加傾向にあり、政令指定都市では、公民館設置自治体においては公民館で3割強の自治体で、生涯学習センター等公民館類似施設で6割弱の自治体で導入が行われています。

業務委託は主に管理業務を発注しており、窓口業務、舞台管理運営、清掃、警備等の委託等を実施している都市が多いです。

【全国の指定管理者制度導入の状況】

公民館（類似含む） 9.9%

生涯学習センター 32.5%

劇場・音楽堂等 58.8%

※教育委員会調べ(平成30年度社会教育統計を参照)

【政令指定都市の状況】

公民館：指定管理 設置している 13 市のうち 5 市が導入済

業務委託 設置している 13 市のうち 9 市が導入済

生涯学習センター：指定管理 設置している 14 市のうち 8 市が導入済

業務委託 設置している 14 市のうち 5 市が導入済

※教育委員会調べ（各市への照会による）

	自治体名	公民館				生涯学習センター・公民館類似施設			
		館数	指定管理導入	業務委託実施	備考 (施設名称)	館数	指定管理導入	業務委託実施	備考 (施設名称)
1	札幌市	1	1	0	公民館	1	1	0	生涯学習センター
2	仙台市	60	60	0	市民センター	0	0	0	
3	さいたま市	60	0	60	公民館	0	0	0	
4	千葉市	47	47	0	公民館	1	1	0	生涯学習センター
5	横浜市	0	0	0		1	1	0	社会教育コーナー
6	川崎市	13	0	13	教育文化会館・ 市民館・分館	1	1	0	生涯学習支援施設 (有馬・野川)
7	相模原市	32	0	32	公民館	2	0	2	生涯学習センター
8	新潟市	43	0	43	公民館・分館	2	0	2	生涯学習センター
9	静岡市	0	0	0		38	32	6	生涯学習センター 生涯学習交流館
10	浜松市	0	0	0		0	0	0	
11	名古屋市	0	0	0		16	16	0	生涯学習センター
12	京都市	0	0	0		2	0	2	生涯学習総合センター
13	大阪市	0	0	0		3	3	0	生涯学習センター
14	堺市	6	0	6	公民館	0	0	0	
15	神戸市	7	0	7	公民館	1	1	0	生涯学習センター
16	岡山市	58	0	58	公民館	1	0	0	生涯学習センター
17	広島市	71	71	0	公民館	0	0	0	
18	北九州市	0	0	0		11	0	11	生涯学習センター
19	福岡市	151	0	151	公民館	0	0	0	
20	熊本市	19	1	18	公民館	1	0	0	地域公民館
	合計	568	180	388		81	56	23	

②図書館の民間活用状況

公民館等と同様に、指定管理者制度については既存統計から全国の状況を把握しましたが、業務委託については統計がないので、政令指定都市の状況を確認しました。

業務委託については、貸出、返却、登録、予約、配架、出納、配送処理、装備、移動図書館等での活用が多く、図書館の形態・規模等によっては直営のみ等で対応している場合があります。指定管理者制度については、政令指定都市では半数の自治体が導入済みであり、また東京 23 区においては7割強の自治体で導入が進んでいます。

【全国の指定管理者制度導入の状況】

図書館 18.9% ※教育委員会調べ（平成 30 年度社会教育統計参照）

【政令指定都市の状況】

指定管理者：20 市のうち 10 市が導入済、業務委託 14 市が導入済

※教育委員会調べ（令和 3 年度指定都市図書館長会議各都市統計資料等参照）

	自治体名	館数	指定管理 導入	業務委託 実施	備考 (指定管理導入時期)
1	札幌市	12	0	2	
2	仙台市	7	3	4	H20～
3	新潟市	19	0	4	
4	さいたま市	25	1	23	H20～
5	千葉市	15	0	1	
6	横浜市	18	1	2	H22～
7	川崎市	12	0	7	
8	相模原市	4	0	3	
9	静岡市	12	0	0	
10	浜松市	24	18	0	H18～
11	名古屋市	21	5	12	H29～
12	京都市	20	0	18	
13	大阪市	24	0	24	
14	堺市	12	0	1	
15	神戸市	12	11	0	H20～
16	岡山市	10	0	0	
17	広島市	11	11	0	H18～
18	福岡市	11	1	1	H28～

19	北九州市	14	12	2	H17～
20	熊本市	22	2	0	H23～
	合計	305	65	104	

【東京 23 区の状況】

23 区のうち 17 区が指定管理者制度導入済み

※教育委員会調べ（東京都立図書館HPを参考に館数をカウント）

	区名	館数	指定管理導入	備考 (指定管理導入時期)
1	千代田区	5	5	H19～
2	中央区	3	2	R3～
3	港区	7	6	H21～
4	新宿区	11	9	H21～
5	文京区	10	9	H22～
6	台東区	5	0	
7	墨田区	4	3	H29～
8	江東区	11	8	H31～
9	品川区	11	10	H27～
10	目黒区	8	0	
11	大田区	16	15	H19～
12	世田谷区	23	1	H29～
13	渋谷区	10	0	
14	中野区	8	8	H25～
15	杉並区	13	9	H19～
16	豊島区	7	4	H28～
17	北区	15	0	
18	荒川区	7	0	
19	板橋区	12	10	H20～
20	練馬区	13	10	H21～
21	足立区	15	14	H19～
22	葛飾区	14	0	
23	江戸川区	12	12	H20～
	計	240	135	

(2) 視察調査

他都市等の管理運営手法を参考にするため、下記の施設についての視察を実施しました。

<市民館関係>

- ・有馬・野川生涯学習支援施設：アリーノ（川崎市）
- ・九段生涯学習館（東京都千代田区）
- ・すみだ生涯学習センター：ユートリヤ（東京都墨田区）
- ・北区中央公園文化センター（東京都北区）
- ・柏市文化・交流複合施設：パレット柏（千葉県柏市）
- ・生涯学習複合施設：プラッツ習志野（千葉県習志野市） 等

<図書館関係>

- ・世田谷区立中央図書館（東京都世田谷区）
- ・江東区立東陽図書館（東京都江東区）
- ・さいたま市立大宮図書館（埼玉県さいたま市）
- ・船橋市西図書館、中央図書館（千葉県船橋市）
- ・生涯学習複合施設：プラッツ習志野（千葉県習志野市） 等

(3) 市民館における検討

各種の視察や調査をもとに、3つの管理・運営手法ごとにメリット、デメリットの整理を行いました。

① 「直営＋業務委託」での実施

直営メインで一部民間事業者等への委託を実施し事業を行う、現在の状況を継続する。

直営＋業務委託のメリット（効果）

●人員体制

（体制）

- ・市職員が、直接、行政目的の実現に向けて業務を行うことができる。

（知識の継続）

- ・市がこれまで培ってきた知識、経験をもとに、必要な社会教育事業を実施することができる。

●事業・サービス

（公共性の担保）

- ・社会教育法に則り、公の責務である学習機会の提供としての社会教育振興事業を確実に提供できる。

(市民自治力の向上)

- ・これまで本市の社会教育は、市民と行政の連携・協働を基本軸として進められてきており、地域の市民活動や自発的に活動を創出する力を高めていくための社会教育を市職員自らが提供できる。

(市民との協働)

- ・市職員が市民と直接関わりを持ち、活動を支援し、協働で課題解決を行うことができる。

(区行政との連動)

- ・現在、市民館の維持管理を区役所へ事務委任し、社会教育振興事業を区役所が補助執行しているなかで、身近な場所で感じ取れる市民ニーズや区が抱える地域課題に即応した事業展開や、区課題と連動した学びの提供などを実施できる。

直営＋業務委託のデメリット（課題）

●人員体制

(体制)

- ・「市民館・図書館のあり方」に基づく多様なニーズへの対応、新たな取組を含め、事業を進める必要があるが、現行の状態では市職員の負担が大きく、市職員の人員体制を検討する必要がある。

(施設管理)

- ・地区館は、土日及び夜間は管理担当職員を配置していないため、社会教育振興担当の市職員が、管理業務についての対応を行うなど、体制上の課題がある。
- ・分館においては、人員配置の関係からローテーション調整が地区館以上に難しく、夜間開館時は市職員1名の対応の場合もある等、体制上の課題がある。

●事業・サービス

(社会教育振興事業)

- ・地区館においては、土日は管理担当職員はおらず、社会教育振興担当のみで、かつ半数体制になる。また夜間は市職員がいなくなる状況であり、市職員の少ない時間帯での講座運営等が難しい。

②「業務委託の拡充」での実施

既に業務委託しているものに加え、ローテーションの補助や社会教育振興事業等、現在直営で行っているものに、業務委託を拡充する。

業務委託拡充のメリット（効果）

●人員体制

(体制)

- ・既に管理業務については業務委託を進めているが、人員を増強することで、ローテーシ

ョンのケア等ができる。

●事業・サービス

(社会教育振興事業)

- ・社会教育振興事業については、業務補助として活用することになる。作業やイベント時の人工等として活用でき、市職員の負担が減る。

業務委託拡充のデメリット（課題）

●人員体制

(体制)

- ・複数の委託業者が混在しており、それぞれ業務責任者やマネージャーが常駐していない場合もあり、指揮命令系統が難しい場合がある。

●事業・サービス

(管理業務)

- ・業務委託の場合、市の指示のもと契約範囲で業務を行うものであり、あくまで補助として活用することになるため、管理業務についての判断を行うことができない。

(社会教育振興事業)

- ・社会教育振興事業についても、講座の企画等は市職員が引続き行うことになり、民間のノウハウの活用という面では提案の余地が少ない。

③「指定管理者制度」での実施

指定管理者制度で実施する場合は、現在、業務委託を行っている管理業務と社会教育振興事業を市と分担して指定管理者が担うことになる。

指定管理者制度のメリット（効果）

●人員体制

(体制)

- ・民間に任せるところは任せ、市職員は企画、マネジメントや新たな取組等への対応ができる。また、分館や地区館の土日、夜間等、ローテーションが厳しい場所にも柔軟に人員配置ができる。
- ・複数の委託業務の指揮命令系統の一本化が可能になり、業務の連動・一体化による効率的・効果的な事務執行ができる。

(専門性)

- ・社会教育士、社会教育主事などの資格取得者等の専門性の高い人材を業務水準書に示すことで確保し、その知識を活用した事業展開が図れる。(現状は、異動してきた市職員の希望者を資格取得研修に派遣している。)

●事業・サービス

(利用時間)

- ・開館日、時間、時間延長等について、利用者の意見を踏まえた柔軟な体制を取ることができる。

(貸館等館内利用サービス)

- ・現在は、全館共通の運用が中心だが、指定管理者に一定の裁量を持たせ、指定管理者が持つノウハウや人的資源の有効活用により、サービス向上が期待できる。

(社会教育振興事業)

- ・必要な事業は市が指示しつつ、指定管理者の実績や知見を踏まえた提案が期待できる。また、課題に即応した柔軟な対応がしやすい面もある。
- ・指定管理者から自主事業の提案をもらい、他都市等での実績を踏まえた講座や展示等、指定管理者が持つノウハウ等を有効活用できる。

●予算

(予算の形態)

- ・提案時に、指定管理期間全体の収支計画を提出させて、債務負担行為を設定し、複数年で予算を確保するため、長期的な視点で事業の組立てができる。

(収支)

- ・利用料金制を導入することにより、指定管理者が収入を増やす努力を行うとともに、指定の継続につなげるため、費用対効果を踏まえた効率的な運営を行う傾向にある。

指定管理者のデメリット（課題）

●人員体制

(公共性の担保)

- ・最終的な権限は市に残すものの、公共性を保つためのチェックをしっかりと行う必要がある。また、庁内部局とは、市の担当部局を通しての調整が必要になる。

(知識の継続)

- ・これまで市職員が培ってきた経験や知識の継続に課題があり、市と一緒に研修や勉強会を行うことで知識の習得をする必要がある。

●事業・サービス

(市民参画)

- ・ボランティアや市民団体とは、指定管理者も関係づくりを行うが、引続き市が関係性を持っていく必要がある。

<比較表（市民館）> 3つの手法についてそれぞれの項目ごとに比較を行いました。

		①直営+業務委託（現状）	②業務委託の拡充	③指定管理者制度
公共性の担保		市職員の配置により、公共性の担保は確保される。また、庁内部局と連携がとりやすい。	管理業務については①と同様である。社会教育振興事業は、あくまで市が企画等を担うため公共性の担保は確保される。	最終的な権限は市に残すものの、公共性を保つためのチェックをしっかりと行う必要がある。また庁内部局とは、市の担当部局を通しての調整が必要になる。
人員 配置 体制	専門性	(管理業務) 委託業者への発注部分が多くなっており、技術職の配置も必須ではなくなっている。トラブル対応等は責任をもって市が行うことができる。	(管理業務) 既に委託化が進んでおり、拡充する余地は少ない。	(管理業務) 館長等は、業務要求水準書により他都市で実績のある経験者の配置が可能になる。
		(社会教育振興事業) 市職員の資格取得等知識の習得に努めているが、異動サイクルにより専門性確保が難しい場合がある。	(社会教育振興事業) 社会教育士等の有資格者等の確保は難しい場合がある。	(社会教育振興事業) 業務要求水準書に示すことで専門性の高い人材の確保ができる。
	人員 配置	(管理業務) ローテーション等で対応しているが、特に土日夜間等は不在のため、突発的な事案への対応は難しい場合がある。	(管理業務) 人員不足への対応は可能になるが、館長業務やマネジメントを任せるとはできないため、市職員の役割は変わらない。	(管理業務) 館長を含め指定管理者が行う。柔軟で弾力的な人員配置ができる。
		(社会教育振興事業) 地区館では土日は半数体制で夜間は不在になるため、その時間帯での業務は時間外勤務等での対応になる。	(社会教育振興事業) 人員が不足している部分への対応が可能になるが、補助的な位置づけになる。	(社会教育振興事業) 人員が不足している部分への対応が可能になり、事業実施自体を任せることも可能になる。
	知識の 継続	(管理業務) これまで市職員が培った経験や知識が活用できる。	(管理業務) 既に委託化が進んでいるため①と同様である。	(管理業務) 委託化されている部分を指定管理化するのでその部分は変わらないが、館長業務等については他都市実績はあったとしても、本市のやり方等を習得させるまで時間がかかる。
		(社会教育振興事業) これまで市職員が培った経験や知識が活用できる。	(社会教育振興事業) 企画立案は市職員が行うため、①と同様である。	(社会教育振興事業) これまで市職員が培ってきた経験や知識の継続に課題があり、市と一緒に研修や勉強会を行うことで知識の習得をする必要がある。

事業サービス	柔軟な利用時間 ※開館日 開館時間 時間延長	市職員の勤務形態によって、柔軟な勤務体制をとることが難しい場合がある。	人員を増やすことで対応できる部分もあるが、利用時間等については、市が決定するため①と同様である。	指定管理者からの提案によって、利用時間の延長等の対応も可能になる。
	貸館等 館内利用 サービス	全館横並びのサービスにしている。	ルールは市が決定するため従来どおりだが、人員配置が増えることでケアできる範囲は広がる。	指定管理者に一定の裁量があり、指定管理者が持つノウハウや人的資源の有効活用により、サービス向上が期待できる。
	施設 管理	市が担い、トラブル等についても責任を持って対応できる。	①と同様である。	指定管理者の館長のもとで実施するため、一定の裁量をもって任せられる一方、市の責任の所在を明確にしておく必要がある。
	ホール 運営	利用者調整、運用含め既にはほぼ全て委託業者が実施している。	①と同様である。	委託業者が担っていた部分を指定管理者が行う。
	施設 修繕等	保守点検は委託、修繕は直営で執行している。	①と同様である。	小破修繕は指定管理者が担当、大きいものは市が行う。
	社会教育 振興事業	予算や要綱に基づく計画に則り実施している。	事業のチラシ作成やイベント時の人員配置等の人工として手伝わってもらうことができる。	必要な事業は市が指示しつつ、他都市等での実績を踏まえたノウハウ等を活用できる。
	自主事業			指定管理者に一定の裁量があり、他都市で効果のあった講座や展示等、指定管理者が持つノウハウ等を活用できる。
	広報	市職員の創意工夫により広報を充実させている。	チラシ作成等の作業について、作業をまかせることができる。	手法やデザイン等、民間の強みを活かせる分野であり、ICT等の活用など他都市で効果のあった新たな取組の展開が期待できる。
	市民参画	ボランティアや市民団体と将来的な視野を持って関係構築が可能である。	職員が基本的な関係構築を図るため①と同様である。	ボランティアや市民団体とは、指定管理者も関係づくりを行うが、引続き市が関係性を持つ必要がある。
予算	予算の 形態	単年度予算であるため、長期的な展望を立てにくい面がある。	①と同様である。	提案時に、指定管理期間全体の収支計画を提出させて、債務負担行為を設定し、複数年で予算を確保するため、長期的な視点で事業の組立てができる。
	収支 バランス	行政目的を実施するための利用実績等の成果指標はあるが、収入確保やコスト削減により収支バランスを取るといった指標はない。	①と同様である。	利用料金制を導入することにより、指定管理者が収入を増やす努力を行うとともに、指定の継続につながるため、費用対効果を踏まえた効率的な運営を行う傾向にある。

(4) 図書館における検討

各種の視察や調査をもとに、3つの管理・運営手法ごとにメリット、デメリットの整理を行いました。

① 「直営+業務委託」での実施

直営メインで一部民間事業者等への委託を実施し事業を行う、現在の状況を継続する。

直営+業務委託のメリット（効果）

●人員体制

(体制)

- ・市職員が、直接、行政目的の実現に向けて業務を行うことができる。

(知識の継続)

- ・市がこれまで培ってきた知識、経験をもとに、必要な図書館サービスを提供することができる。

●事業・サービス

(公共性の担保)

- ・図書館における公共性を確実に担保できる。

(市民との協働)

- ・市職員がボランティアや市民団体等と直接関わりを持ち、活動を支援し、協働で課題解決を行うことができる。

直営+業務委託のデメリット（課題）

●人員体制

(体制)

- ・「市民館・図書館のあり方」に基づく多様なニーズへの対応、新たな取組を含め、事業を進める必要があるが、現行の状態では市職員の負担が大きく、市職員の人員体制を検討する必要がある。

- ・地区館については、土日は半数体制で、夜間は市職員が大幅に少なくなる状況である。

- ・貸出・返却カウンターや配架、書庫出納等の業務委託はしているものの、ローテーション、休暇対応等の関係から、館長含め市職員もカウンター業務等の対応を行っている。

●事業・サービス

(図書サービス)

- ・地区館との連携により対応は行っているものの、プラザ館においては司書配置率が低くなっている。

(令和4年度 地区館 58.5% プラザ館 12.5%)

②「業務委託の拡充」での実施

既に業務委託しているものに加え、ローテーションの補助や新規利用者登録等、現在直営で行っているものに、業務委託を拡充する。

業務委託拡充のメリット（効果）

●人員体制

（体制）

- ・既に業務委託を進めているが、人員を増強することで、ローテーションのケア等ができる。

●事業・サービス

（事業）

- ・読書普及事業やイベント等については、業務補助として活用することになる。作業やイベント時の人工等として活用でき、市職員の負担が減る。

業務委託拡充のデメリット（課題）

●人員体制

（体制）

- ・複数の委託業者が混在しており、それぞれ業務責任者やマネージャーが常駐していない場合もあり、指揮命令系統が難しい場合がある。

●事業・サービス

（管理業務）

- ・業務委託の場合、市の指示のもと契約範囲で業務を行うものであり、あくまで補助として活用することになるため、管理業務についての判断は行うことができない。

（事業）

- ・読書普及事業やイベント等についての企画等は、市職員が引続き行うことになり、民間のノウハウの活用という面では提案の余地が少ない。

③「指定管理者制度」での実施

指定管理者制度で実施する場合は、現在、業務委託を行っている管理業務と読書普及事業等を市と役割分担して指定管理者が担うことになる。

指定管理者制度のメリット（効果）

●人員体制

（体制）

- ・民間に任せるところは任せ、市職員は企画、マネジメントや新たな取組等への対応ができる。また、土日、夜間等、ローテーションが厳しい場所にも柔軟に人員配置ができる。

(専門性)

- ・図書館司書などの資格取得者等の専門性の高い人材を業務水準書に示すことで確保できる。(現状は異動してきた市職員の希望者を資格取得研修に派遣している。)

●事業・サービス

(館内利用サービス)

- ・現在は全館共通の運用が中心だが、指定管理者に一定の裁量を持たせ、指定管理者が持つノウハウや人的資源の有効活用により、サービス向上が期待できる。

(事業)

- ・必要な事業は市が指示しつつ、他都市等での実績を踏まえたノウハウを活用できる。また、課題に即応した柔軟な対応がしやすい面もある。
- ・指定管理者から自主事業の提案をもらい、他都市で効果のあった取組や展示等、指定管理者が持つノウハウ等が活用できる。

●予算

(予算の形態)

- ・提案時に、指定管理期間全体の収支計画を提出させて、債務負担行為を設定し、複数年で予算を確保するため、長期的な視点で事業の組立てができる。

(収支)

- ・指定の継続につなげるため、費用対効果を踏まえた効率的な運営を行う傾向にある。

指定管理者のデメリット (課題)

●人員体制

(公共性の担保)

- ・最終的な権限は市に残すものの、公共性を保つためのチェックをしっかりと行う必要がある。また庁内部局とは、市の担当部局を通しての調整が必要になる。

(知識の継続)

- ・これまで市職員が培ってきた経験や知識の継続に課題があり、市と一緒に研修や勉強会を行うことで知識の習得をする必要がある。

●事業・サービス

(市民参画)

- ・ボランティアや市民団体とは、指定管理者も関係づくりを行うが、引続き市が関係性を持っておく必要がある。

<比較表（図書館）> 3つの手法についてそれぞれの項目ごとに比較を行いました。

		①直営+業務委託（現状）	②業務委託の拡充	③指定管理者制度
公共性の担保		市職員の配置により、公共性の担保は確保される。また庁内部局と連携がとりやすい。	あくまで市が企画等を担うため公共性の担保は確保される。	最終的な権限は市に残すものの、公共性を保つためのチェックをしっかりと行う必要がある。また庁内部局とは、市の担当部局を通しての調整が必要になる。
人員体制	専門性	市職員の資格取得等知識の習得に努めているが、異動サイクルにより専門性確保が難しい場合がある。	図書館司書等の有資格者の確保は難しい場合がある。	業務要求水準書に示すことで専門性の高い人材の確保ができる。
	人員配置	ローテーション等で対応しているが、特に土日夜間等は人員が少ないため事業実施は難しい場合がある。	人員不足への対応は可能になるが、館長業務やマネジメントを任せるとはできないため、市職員の役割は変わらない。	館長を含め指定管理者が行う。柔軟で弾力的な人員配置ができる
	知識の継続	これまで市職員が培った経験や知識が活用できる。	企画立案は市職員が行うため、①と同様である。	これまで市職員が培ってきた経験や知識の継続に課題があり、市と一緒に研修や勉強会を行うことで知識の習得をする必要がある。
事業サービス	柔軟な利用時間 ※開館日 開館時間 時間延長	市職員の勤務形態によって、柔軟な勤務体制をとることが難しい場合がある。	人員を増やすことで対応できる部分もあるが、開館時間等については、市が決定するため①と同様である。	指定管理者となる団体から、利用時間の延長等の提案をされることが多く、対応できる可能性が高い。
	館内利用サービス	全館横並びのサービスにしている。	ルールは市が決定するため従来どおりだが、人員配置が増えることでケアできる範囲は広がる。	指定管理者に一定の裁量があり、指定管理者が持つノウハウや人的資源の有効活用により、サービス向上が期待できる。
	施設管理	市が担い、トラブル等についても責任を持って対応できる。	①と同様である。	指定管理者の館長のもとで実施するため、一定の裁量をもって任せられる一方、市の責任の所在が不明確になる懸念がある。
	施設修繕等	保守点検は委託、修繕は直営で執行している。	①と同様である。	少破修繕は指定管理者が担当、大きいものは市が行う。
	事業イベント等	図書館ごとに企画・実施している。	事業のチラシ作成やイベント時の人員配置等の人工として手伝わってもらうことができる。	必要な事業は市が指示しつつ、他都市等での実績を踏まえたノウハウを活用できる。また、課題に即応した柔軟な対応がしやすい面もある。
自主事業			指定管理者から自主事業の提案をもらい、他都市で効果のあった取組や展示等、指定管理者が持つノウハウ等が活用できる。	

	広報	市職員の創意工夫により広報を充実させている。	チラシ作成等の作業について、作業をまかせることができる。	民間ならではの強みを活かせる分野であり、ICT等の活用など他都市で効果のあった新たな取組の展開が期待できる。
	市民参画	ボランティアや市民団体と将来的な視野を持って関係構築が可能である。	市職員が基本的な関係構築を図るため、①と同様である。	ボランティアや市民団体とは、指定管理者も関係づくりを行うが、引続き市が関係性を持っておく必要がある。
予算	予算の形態	単年度予算であるため、長期的な展望を立てにくい面がある。	①と同様である。	提案時に、指定管理期間全体の収支計画を提出させて、債務負担行為を設定し、複数年で予算を確保するため、長期的な視点で事業の組立てができる
	収支バランス	行政目的を実施するための利用実績等の成果指標はあるが、コスト削減等により収支バランスを取るといった指標はない。	①と同様である。	指定の継続につなげるため、費用対効果を踏まえた効率的な運営を行う傾向にある。

(5) 直営と民間活用手法（業務委託と指定管理者制度）の比較検討結果

直営での実施の場合、現在の限られた人的資源やノウハウでの対応では、多様なニーズへの対応やサービスの充実に向けて、広がりのある事業・サービス展開を行うためには、難しさがあります。

業務委託の拡充や指定管理者制度については、公共性の担保や、培ってきた知識の継続の部分に注意する必要があるものの、人員体制や、事業サービス面においてメリットがあると考えられます。

(6) 業務委託と指定管理者制度の比較検討結果

業務委託の場合には、あくまで、定めた契約の範囲で業務を行うもので、各業務ごとに委託業者を分ける必要があり、また事業者のノウハウによる創意工夫を活用するという面は少なくなり、市の指示のもと業務を行う体制になります。

指定管理者制度は、館長を含め人員配置や施設の維持管理など市民館業務を受託者に任せ、市が求める業務要求水準に基づき事業者の発想と工夫により運営する体制となりメリットがあると考えられます。

区分	業務委託	指定管理者
運営	委託契約の仕様に沿った運営	業務要求水準書に沿った自主的な運営
人的配置	業務委託した部分のみ受託事業者	館長を含め受託事業者
施設管理	市職員	受託事業者

※業務委託と指定管理者における比較の主なポイント

① 人員体制

委託の場合、人員不足への対応は可能になりますが、企画運営に係る責任を持った対応に関しては、指定管理者制度の方が有効です。また、現行の業務委託では、図書館司書、社会教育士等の資格者の確保は難しいですが、指定管理者の場合は、仕様書に盛り込むことにより資格者活用などの人材確保が可能であり、例えば図書館司書資格等の専門性をもつスタッフを確保し、弾力的な人員配置をすることで利用者の読書相談やレファレンス対応を行う、また社会教育士により、その知識に裏付けされた講座プログラムの企画実施を行うなど、利用者が求める生涯学習支援に寄与することが期待できます。

② 事業・サービス

現行の業務委託では、事業内容は委託範囲に限られます。指定管理者の場合は、受託者の発想や工夫、ノウハウの活用により、独自事業やサービスなどを柔軟に実施でき、各館のニーズに迅速に対応することが期待できます。

③ 施設管理

現行の業務委託では、市の責任による施設管理であることから、施設内でトラブルや緊急事態などの問題が生じた際に、軽微な場合を除き、委託事業者は市に対応の指示を仰ぐ必要があります。

指定管理者の場合には、指定管理者の館長が施設の責任者となるため、施設内で生じた問題には自らの判断で迅速な対応が可能となり、地域や団体との連携もスピード感をもって対応できることから、責任ある施設管理が期待できます。

しかし、市にとっては市職員が施設に常駐しないことから、各施設の状況の把握が希薄となる懸念があります。

検討における結論

本市では、既に直営方式に加え業務委託による民間活用を行っています。多様なニーズへの対応やサービスの充実に向けての体制の構築にあたっては、現在の限られた人的資源やノウハウでの対応は難しく、また、業務委託の拡充においては、業務範囲や民間ノウハウの活用が限定されるため、多様なニーズへ柔軟に対応するには課題があります。

多様なニーズ・課題への対応に向け、民間事業者の発想や工夫、またノウハウ及びマンパワーを有効に活用し事業サービスをさらに進めていくため、これまでの本市が培ってきた知識や経験の継続や、公共性にしっかりと配慮したうえで、市民館及び図書館の新たな管理運営手法として、「指定管理者制度」の導入を行います。

4 指定管理者制度導入の効果

指定管理者制度を導入することによる効果といたしまして、「今後の市民館・図書館のあり方」の3つの基本方針に示された具体的な取組みを推進していくにあたって、指定管理者のノウハウ・マンパワーを活用しながら進めていくことにより、従来からの市民館・図書館のサービスを底上げするとともに、多様なニーズへの対応や未利用者へのアプローチを行い、市民館・図書館がより有効に活用されるとともに、利用満足度の向上が期待されます。

また、民間事業者等のノウハウを活用するとともに、市職員のマンパワーを補完し、市職員が生涯学習支援事業をより地域の様々な場所で展開することで、地域での生涯学習支援事業を通じて「人づくり」、「つながりづくり」、「地域づくり」を促し、市民の地域活動の活性化につなげます。

生涯学習支援事業を通じた地域活動が活発に行われることによって、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」や「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく事業と相まって、地域の抱える課題に対して、市民協働で解決していくことにつなげていきます。

指定管理者制度を導入した他都市の例等も踏まえ、本市において指定管理者を導入した場合の具体的な効果としては以下のようなことが考えられます。

(1) 市民館における指定管理者制度を導入した場合の想定効果

【市民が集う利用しやすい環境づくり】<行きたくなる>

①施設のオープンスペースを活用した施設利用の促進

これまでの利用者層に加えて、子どもから高齢者まで気軽に市民が集える居場所として、館内スペースの有効活用を図り、交流や情報交換ができる居場所づくりに柔軟に対応することを目指します。

●柏市文化・交流複合施設：パレット柏（千葉県柏市）

オープンスペースは、普段は、誰でも自由に、打合せや交流に利用できる。有料貸切スペースとしてイベント等にも使用できる。無料でWi-Fiが利用でき、子どもを遊ばせるキッズスペースもある。他の利用者の迷惑にならない範囲で、軽食程度ならば、飲食もできる。



●小金井 宮地楽器ホール（東京都小金井市）

エントランスロビーなどの一部分について、範囲を区切り、占有利用できるようにしている。貸出のない時間帯は誰でも自由に使えるスペースとなっている。

展示、体験講座、ワークショップ等に利用
料金設定：1㎡当たり 100円



②他都市でのノウハウを踏まえた社会教育プログラムの充実

指定管理者が他自治体で運営する公民館や複合施設での経験や実績を参考に、社会教育振興事業について、従来からのメニューの充実に加え、あらゆる世代に向けた魅力ある新たな講座プログラムの推進等により、集客力の向上、市民館機能の充実を図ります。

●九段生涯学習館（東京都千代田区）

ちよだ生涯学習カレッジは、1年制で、授業は全27回、月2回夜の新しいタイプの区民カレッジ。独自のカリキュラム、第一線で活躍する実力派の講師陣、同じ志を持った魅力的な新しい仲間と濃密な1年間を過ごすことができる。この他にも、子どもを対象にした学習講座ジュニアカレッジや子育て世代の保護者向け講座の家庭教育学級を実施。



ちよだ生涯学習カレッジ

●中央区立社会教育会館（東京都中央区）

体験教室である「文化のリレー」は、社会教育を行う団体と小学生などの子どもをマッチングし、放課後活動として、伝統文化や遊びなどを継承する。

中央区立社会教育会館では、中央区の目指す「心の通うまちづくり」をテーマに、生涯学習・社会教育活動を通じて「学ぶことの楽しさ」を提供している。



「文化のリレー」
親子蕎麦打ち一日体験教室

③未利用者層への訴求効果の高い自主事業の推進

これまであまり市民館を利用してこなかった層に対して、市民館を知ってもらい、ユーザーになってもらうため、若い世代や働く世代の参加しやすさに配慮した休日や夜間の事業実施、利用の少ない時間帯の活用や、短い期間や単回で講座を開催するなど未利用者に対して訴求効果の高い指定管理者の自主事業が期待できます。

●柏市文化・交流複合施設：パレット柏

(千葉県柏市)

市民の新しい発見の場、出会いの場、創造の場、仲間との趣味の場、学びの場として利用できる施設。

自発的、能動的、創造的な活動で、未来のまちづくりを考える場となることが期待されている。

小学生向けの絵本づくり講座やオープンスペースを活用した講座などを開催。



日曜日に開催される講座のチラシ

●有馬・野川生涯学習支援施設：アリーノ（川崎市）

地域の市民活動支援事業として子ども食堂を実施。子どもの居場所づくりや地域住民同士の交流の場の提供などを目的に立ち上げられた。当初は、子どもや保護者を対象として実施していたが、地域での多世代交流を促すために、利用対象者を高齢者まで広げた。月2回の開催日には、地元農家から提供された野菜などを使って作られるメニューが好評。



子ども食堂の様子

④ ICTを活用した積極的な情報発信

これまでのチラシ、ホームページ等での広報に加え、市民館未利用者等あらゆる世代に向けた、多角的な情報発信により、市民館の利用を促進します。またSNSやメールマガジン等ICTを活用したPRを効果的に行います。

● すみだ生涯学習センター：ユートリヤ（東京都墨田区）

すみだ生涯学習センターは、施設の貸出し、学習相談コーナーの運営、講座・セミナーの実施などを行っている。

情報紙「つながり」は、新聞折り込みの他、区役所、区内各駅・信用金庫・公衆浴場・病院などに設置している広報スタンド等や主な区施設に置いてある。

また、公式Twitterでは、講座・イベント情報や施設からのお知らせを配信している。例えば、様々な用途に使える24室の貸室の魅力を配信している。

「向島・庭つながり活動」では、向島百花園の庭師と学びながら、江戸の園芸仕立てで朝顔を育てる講座を実施しており、施設の近所のお店に「朝顔サポーターショップ」になってもらい、お店の軒先で朝顔を育て、「#朝顔つながり」というハッシュタグをつけて発信中。



情報紙「つながり」



「#朝顔つながり」

【多様な市民ニーズに対応した学びの支援】 <まちに飛び出す>

⑤地域の身近な場所での学びの場づくり

身近な場所での学びの場づくりのため、出前授業、講師派遣、地域イベントへの出店等、市民館内にとどまらないアウトリーチ施策について、積極的に実施いたします。

指定管理者に一部業務を任せることで、市職員が積極的に地域に出ることが可能になり、地域の身近な場所での学びの場の提供や社会教育振興施策の実施が可能になります。指定管理者も市職員と連携し、民間のノウハウと発想により、積極的に地域との関わりを強めることで、市民が市民館に求めるものと市民館の提供するサービスをマッチングさせ、市民館の価値を高めます。

また、これまで市民館を利用しなかった市民に対するアプローチを民間の発想で展開することで市民館未利用者層への利用促進を図り、地域に根差した市民館につなげていきます。

●いわき芸術文化交流館：アリオス（福島県いわき市）

“生活支援型アートセンター”として、市民が心豊かな生活を送れるよう、地理的な事情やその他の理由で劇場に足を運ぶことが難しい方々や、未来を担う子どもたちを対象に公民館や地域のコミュニティ施設、小中学校などでアウトリーチ事業を実施。

音楽・演劇・身体表現等のジャンルで、様々なアーティストによる鑑賞や体験プログラムを開催している。



おでかけアリオス

●富士見市民文化会館：キラリ☆ふじみ（埼玉県富士見市）

地域の物産展と地域の人々が交流する場と、国内外の大道芸やサーカスを組み合わせたイベントを実施。

市内や近隣から農業や商店などの人たちが集まり、特産の品々の販売や、親子で楽しめるイベントを開催。



サーカスバザール

●北区文化センター（東京都北区）

学習機会の提供として、健康増進、国際交流、情報活用、教養講座などの「区民講座」、利用団体との協働により開催する「区民協働講座」、主に夏休みや土曜日・日曜日に開催する「子ども講座」、パソコン講座、知識や資格取得を目指す講座、料理教室、歌声喫茶、寄席などの「自主事業」を実施。

学習情報の提供として、施設のリニューアルの際に、生涯学習情報コーナーを開設した。施設で学習相談に応じるだけでなく、ふるさと北区区民まつりで出張学習相談も実施。



生涯学習相談コーナー



出張生涯学習相談

⑥図書館と連携した相乗効果による魅力ある取組の推進

市民館のイベントに関連した図書館での企画展示の実施、スタンプラリーやこどもイベント等両館での共通イベントの実施、市民館や図書館ボランティアの双方の施設での活動等、両館の資源を活用した相乗効果による、魅力ある取組を実施いたします。

●大和市文化創造拠点：シリウス（神奈川県大和市）

図書館、芸術文化ホール、生涯学習センター、屋内こども広場等の複合体。各施設の融合・連携を図るため、運営には指定管理者制度を導入。施設全体を一つの図書館空間とみなし、運営を工夫している。

例えば、with コロナ時代における読書推進、子育て支援、生涯学習支援として、「子育て応援！オンライン講座～親子で楽しむこどもの読書週間」と題し、屋内こども広場のプレイリーダーによる、オリジナル紙芝居や仕掛けシアターの読み聞かせと、物語の世界と連動するからであそび、親子あそびを行った後、こども図書館のスタッフから、絵本の選び方、読み聞かせのコツなどを話すイベントを実施。



●足立区東和地域学習センター（東京都足立区）

料理教室・和室などの生涯学習機能、図書館の学びのフロア、トレーニング施設や体育館といったスポーツ機能の特性を活かし、3分野で連携し様々な生涯学習の機会を提供している。

例えば、「ちょい読み」とは、文化芸術や運動・スポーツに親しむ人が読書にも「ちょっと親しんでいただく」ことをねらいとする取組。



「ちょい読み」
親子ヨガ+ブックトーク

⑦新しい生活様式に対応したICTを活用した学びの提供

新しい生活様式への対応として、オンライン講座や在宅での学習を支援するデジタルコンテンツ配信等について積極的な活用を図り、新たなユーザーを獲得する取組を進めます。

●すみだ生涯学習センター：ユートリヤ（東京都墨田区）

- ・オンラインを活用し、オリジナルの水族館の制作講座を実施。指令書や材料が届いて、ゲームをしたり、朗読をしたり、楽しく遊んでつくる、あっという間の90分。ふしぎな「チンアナゴ」を、ふわふわの布とピカピカの布で作って、ユートリヤ水族館を作成。



オンライン講座の指令書と材料の一部

・公式 Youtube チャンネル

利用者やボランティアの方に講師になってもらい、動画を作っている。ダンス、キッズヨガ、手作りバッグやおもちゃ作りなど、わが街「すみだ」の魅力に触れ、知的好奇心をくすぐる講座などを公開中。



Youtube「おうちでできる〇〇動画」

【多様な主体の参加と協働・連携による地域づくり】<地域の“チカラ”を育む>

⑧ ボランティア等の育成、多様な主体との協働・連携による市民創発の取組

指定管理者と連携しながら、引続き、市民が参画する市民館サポートボランティアを養成・育成するとともに、市民館で活動する研究会・サークルや、様々な地域の活動主体（企業、大学、NPO法人、地域団体等）とのコーディネートに、さらに力を入れることにより、市民創発の取組を後押しします。

● 柏市文化・交流複合施設：パレット柏（千葉県柏市）

- ・「子育て・環境・防災フォーラム」は、3つのテーマで、柏市で活躍する市民団体とともに、柏での暮らしを楽しむ、そして暮らしを考える子どもから大人まで楽しめるイベントを開催。
- ・「パレット柏 de 文化祭」は、太極拳、吹き矢体験、コンサート、川柳、読み聞かせ、健康体操、手作り教室など、活動内容のアピール、日頃の成果の発表会や新規会員の募集の場として実施。



子育て・環境・防災フォーラム チラシ



パレット柏 de 文化祭 チラシ

● 東根市公益文化施設まなびあテラス（山形県東根市）

「まなびあテラスサポーターズクラブ」

複合施設「まなびあテラス」全体のサポーター。18歳以上の一般サポーターのほか、中高生からなるティーンズサポーターも活動。書架整理や展示替えサポート、イベント補助等のプログラムから自由に選択して参加。

活動特典として施設内カフェのドリンク無料券や展覧会無料観覧、ワークショップ優先参加権等を取得可能。



●北区立文化センター（東京都北区）

地域理解講座「北区の商店街を歩く」は、北区の商店街を歩く講座。施設の職員2～3人が同伴し、10か所程度の立ち寄り先を巡りながら商店街を歩く。立ち寄り先の商店では各店主からクイズを出してもらおう。この講座をきっかけに、特別講座「北区の名品を味わおう」「北区にくらす・はたらく」「北区の専門店に学ぶ」などの新たな講座が誕生するなど、地域に学び、顔が見える関係づくりを目指している。



特別講座「北区の商店街を歩く」

(2) 図書館における指定管理者制度を導入した場合の想定効果

【一人ひとりの市民が使いやすいしくみづくり】<行きたくなる>

①利用時間の拡充検討等、市民が利用しやすい環境づくり

他都市では、指定管理者導入の際、事業者より開館日の増加や開館時間延長等の提案を受ける事例があり、そういった場合には、今まで利用できなかった方の利用が促進されることで、図書館利用者の増加を図ることが可能になります。

●船橋市図書館（千葉県船橋市）

1館を市直営として残した上で、3館に指定管理者制度を導入し、毎週月曜日としていた休館日を毎月最終月曜日を除き開館し、より多くの方に図書館の利用を促した。

また、平日の開館時間を20時までとして、今まで図書館を利用できなかった利用者層への利用を促進した。

●江東区立図書館（東京都江東区）

月曜日開館、開館時間（平日、日曜祝日）を延長した結果、図書館利用者アンケートでは、利用者の満足度（「満足」又は「おおむね満足」）が向上。

【開館時間】平成30（2018）年度：69% →令和2（2020）年度：85%

【開館日数】平成30（2018）年度：69% →令和2（2020）年度：86%

令和元（2019）年度導入館では、来館者数が4館全体で約6%増加した。

②様々な層へ向けた図書関連サービスの充実

(子ども関連サービス)

子どもにとって図書館を魅力ある場所とするため、児童サービスに対する専門性を高めながら子どもの読書活動を推進していきます。

また図書館事業として、出張おはなし会や読み聞かせイベントの充実を図るほか、学校訪問、図書館見学や職場体験の受入などに今まで以上に積極的に取り組み、子どもへの読書環境の提供・社会教育支援を行います。

●船橋市図書館（千葉県船橋市）

第一木曜日に行われていた「えほんの会」を毎週開催。乳幼児（0～3歳）を対象とした絵本の読み聞かせ会「えほんの会」を毎週行うことで、図書館に来るきっかけを増やし、子どもの読書活動の推進につなげる。



えほんの会

●江東区立東雲図書館（東京都江東区）

「親子で楽しむ絵本ライブ」では、楽器を利用した臨場感あふれる読み聞かせや自作のパネルを利用した言葉当てクイズ、パントマイムや皿回しなどを交え、普段とは違った雰囲気での読み聞かせを実施。



親子で楽しむ絵本ライブ

●さいたま市立大宮図書館（埼玉県さいたま市）

- ・育児コンシェルジュにより、子育てに関する本の案内や、子連れの方への図書館利用のお手伝いを行うサービスを実施。
- ・託児サービスを実施し、保育士や幼稚園教諭の資格を持つスタッフがお子さんを預かり、日ごろ一人でゆっくり本を読むのが難しいお父さん・お母さんへの時間を提供している。



「わたしの自由時間」

(高齢者関連サービス)

生涯学習としての各種講座の開催や、朗読会の実施など館内でのサービスの充実に加え、高齢者施設等での出張おはなし会の実施など館外の事業展開を行います。

●船橋市中央図書館（千葉県船橋市）

高齢者の情報格差の解消を目的として、シニア向け I T 講座等を開催。

例えば、「シニア向け I T 講座～今よりもっと LINE を使いこなしてみませんか～」を開催。



「シニア向け I T 講座」

●江東区立東大島図書館（東京都江東区）

「大人の学び教室 現代俳句講座」を開催。その場でお題を出す席題で、即興での俳句作りに挑戦したり、事前に提出した俳句について、参加者が選句し、感じたことや想いを話し合うなど、俳句講座でしか味わえない体験を提供。



「大人の学び教室 現代俳句講座」

(外国人等多文化共生関連サービス)

外国の文化に触れる読書環境の整備として、企画展示や自主事業の開催等により、外国人のみならず一般の利用者も多様な文化に触れる機会を創出します。また子ども達が外国語や文化に気軽に接する場所としての事業展開を図ります。

●さいたま市立大宮図書館（埼玉県さいたま市）

- ・「親子 de 多言語」として、他の国の言葉をとおして、親子で世界にふれるイベントを実施。「いろんなことば de おはなし会」ではミャンマー語と手話でのおはなし会をオンラインで開催するなど様々な取組を実施。
- ・「多言語交流会」では、講師が母国語で出身国のお話等を行う。ベンガル語のおはなしやワークショップ、スリランカの方が絵本を通して文化を紹介する等。



③利用者の関心にあわせた企画展示の充実

利用者の関心が高い企画展示コーナーの設置や、市民館や関係機関の事業、イベントとの連携等により、連動した付加価値の高い情報提供が可能となり、利用者の興味や、利用者が抱える課題解決に向けたサービスの提供を行うことができます。

●船橋市中央図書館（千葉県船橋市）

船橋小学校では、「おはなし給食」として、本のなか
に登場する料理が給食に出る。中央図書館では、この
「おはなし給食」にあわせて本の展示と給食の写真を
展示。



企画展示「本からとびだした料理たち」

●江東区立東陽図書館（東京都江東区）

児童閲覧室で絵本の原画展を実施。芸術性あふれる
絵本の原画を展示し、児童を中心とした多くの利用者の
の想像力や感性を刺激し、本や読書への興味・関心をも
ってもらおうきっかけを提供。



原画展「災害で消えた小さな命」

④図書館未利用者を含めたあらゆる世代に向けた戦略的な情報発信

これまでの図書館だより、ホームページ等での広報に加え、図書館未利用者等あらゆる世代に向けた、多角的な情報発信により、図書館の利用を促進します。プッシュ型の情報発信や、アプリ、SNSやメールマガジン等、ICTを活用したPRなど効果的な手法を検討し、広報を行います。

また、地域の学校や保育施設等子育て関連施設との連携を深め、出張おはなし会等イベント実施などによる図書館情報の発信強化により、子ども達が将来の図書館利用者となるよう積極的なPRに取り組みます。

●船橋市中央・東・北図書館（千葉県船橋市）

利用者に確実に情報が届く仕組みとして、メールマガジンを月1回配信しているほか、デジタルサイネージを館内の入口付近などに設置し、図書館の情報や地域の情報などを発信している。



船橋市中央図書館入口のデジタルサイネージ

●江東区立図書館（東京都江東区）

近隣の小学校向けに豊洲図書館の紹介動画を作成し貸出を行っている。要望があれば団体貸出登録をしている施設・団体へも貸出す。また、一般向けの図書館紹介動画も作成し、江東区公式 YouTube チャンネルで配信を行っている。

各図書館のサービスエリア内にある小学校を訪問し、新しく一年生になった児童を中心に本の紹介冊子「こどものほんだな」の配布、図書館のPRなどを行っている。



本の紹介冊子「こどものほんだな」



豊洲図書館紹介動画

⑤他自治体でのノウハウやボランティア等との連携に基づく自主事業の推進

指定管理者が他都市で運営する図書館での経験や実績を参考に、ボランティアや関係機関との更なる連携を図ります。おはなし会や生涯学習講座の開催など図書館の機能を充実させ、生涯学習の施設として、従来からの図書館事業に加え自主事業の充実を図ります。

●さいたま市立大宮図書館（埼玉県さいたま市）

- ・「創業相談 TIME in さいたま市立大宮図書館」では、日本政策金融公庫と連携して、創業についての素朴な疑問や事業計画書の書き方などの創業相談会を開催。また、ビジネス書コーナー常設によるビジネスサービスの充実を図っている。



常設のビジネス書コーナー

- ・「図書館俳句ポスト」を、施設内の文学資料コーナーに設置。季節の季語を使用した俳句、又は自由な題で作る俳句を募集している。優秀作品に選ばれた方の句は、大宮図書館内で掲示される。



俳句ポスト

- ・他にも、百人一首を使った『ぼうずめくり』というカードゲームである「百人一首であそぼう！ぼうずめくり大会」（小学生向け）、自身の経験や仕事について語るトークイベント「としょかんハロワ！」（中高生向け）、和紙で干支を折る「大人の折り紙講座」など、様々なイベントを開催。

【多様な利用ニーズに対応した読書支援】<まちに飛び出す>

⑥自動車文庫「たちばな号」を活用したアウトリーチの展開

現在 21 か所に回っている自動車文庫について、回送ポイントでのカフェイベントやおはなし会などのイベントの実施などの検討を進めることにより、地域の賑わい創出につながります。

●えびの市民図書館（宮崎県えびの市）

「山の日」にちなんでえびの高原で開催される「霧島山モンテフェス」に移動図書館車で参加し、来場者に屋外での読書機会を提供。

職員で結成した読み聞かせグループの他、県内他市のメンバーも駆け付け、広場でおはなし会を開催。



広場でのおはなし会

●指宿市立図書館（鹿児島県指宿市）

指宿市では市内 5 か所の拠点施設の事業者と協働で、それぞれの施設を、誰もが自由に入出りができ、アイデアや意見の出しやすい場として環境を整備し、地域づくりに関心のある幅広い市民が気軽に集い、交流し、連携を生み出す場となることをめざす「シビックカフェ事業」を展開。指宿図書館では、「地域を知る、図書館を知る、地域と図書館がつながる」をテーマに、山川図書館では、「本と人々が紡ぐ出会いの場づくり」をテーマに各種イベントを行っている。

指宿市立図書館を運営する指定管理者のNPO法人「そらまめの会」では、「本と人をつなぎ、人と人とのつながりが生まれるような場」をめざし、ブックカフェのプロジェクトを立ち上げ。図書館までなかなか足を運ばない子どもや高齢者に本を届けるだけでなく、『本のある空間』を届けることで、そこで交流が生まれ、多くの人がつながり、地域をより活性化させるきっかけを作っている。



指定管理者のブックカフェ号

⑦読書アクセシビリティの向上に向けたICT等を活用した取組

令和5年度に更新予定の図書館総合システムや新たなツールを活用し、これまで訴求しきれなかった課題や読書アクセシビリティへの対応、新しい生活様式への対応など、多様なニーズに対しての機動的に対応を検討します。

●東大阪市立図書館（大阪府東大阪市）

市では、GIGAスクール構想により、市立小中学校及び高等学校に配付されているタブレット端末を用いて「ひがしおおさか電子図書館」サービスが利用できるよう、全ての児童・生徒に電子図書館IDを付与している。

児童・生徒は現在4万点を超える電子書籍の中から最大3点まで借りることが可能で、家庭での読書だけでなく、朝の読書活動や調べ学習にも積極的に活用している。



タブレットの活用

【地域や市民に役立つ図書館づくり】<地域の“チカラ”を育む>

⑧地域との連携強化による地域に根差した図書館に向けた取組

指定管理者導入により、市職員と連携し、民間のノウハウと発想により積極的に地域との関わりを強めることで、市民が図書館に求めるものと図書館の提供するサービスをマッチングさせ、図書館の価値を高めます。

また、地域との連携を深め、これまで図書館を利用しなかった市民に対するアプローチを民間の発想で展開することにより、図書館未利用者層への利用促進を図り、地域に根差した図書館としての施策を進めます。

●船橋市中央図書館（千葉県船橋市）

昔の船橋（本町通り商店街）の写真を図書館で掲示。また、オンライン講座「船橋市の昔と今を伝える本町通り商店街の昔と今」を開催するなど、本町通り商店街組合と毎月第三火曜日に会議を開催し、連携している。



本町通り商店街組合との連携

●江東区立豊洲図書館（東京都江東区）

近隣病院と連携し、医師推薦の図書コーナーを設置。医師の推薦コメントの掲示や展示図書リストを作成し、配布もしている。

また、近隣の医療系大学の教授による講座を開催。区民の関心が高い「健康」をテーマに、健康増進のポイントを解説。



豊洲近隣病院推薦図書コーナー



豊洲近隣大学連携講座

⑨効率的・効果的なレファレンスの推進

指定管理者制度の導入に伴い、市職員の図書館司書と密接に連携しながら司書資格者を有効にレファレンスに活用し、効率的・効果的なレファレンスを行います。レファレンスについては、様々なレベルの相談がありますが、市で培ってきたレファレンス手法についても共有を図り、より利用者に寄り添ったレファレンスを実施します。利用者の読書相談や課題解決の場として、より効果的に図書館を活用してもらえ環境整備を行います。

●さいたま市立大宮図書館（埼玉県さいたま市）

専門性確保の目安として、指定管理者職員の司書資格所有率を 75%以上とする。レファレンスカウンターには、図書館の勤務経験年数3年以上を有する者を配置するほか、文学資料室には、学芸員の資格を有し、文学資料に関わる業務の能力を有する者を担当者として配置している。

5 指定管理者制度導入（市民館）にあたって

（１）指定管理者制度導入にあたっての視点

指定管理者制度の導入にあたっては、以下の視点を念頭に進めてまいります。

①社会教育法に基づく社会教育振興の継続

社会教育の振興については社会教育法に則り教育委員会がその責務を果たしていく必要があります。指定管理者の知見やマンパワーを活用しつつも、市がしっかりとマネジメントを行い、すべての市民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際の生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めていく必要があります。

②市民館運営の継続性の確保

指定管理者制度では、指定期間が定められているため、事業内容の蓄積や、施設の安定性確保（従事者の短期間雇用と低賃金等）といった課題が指摘されています。そのため市職員が指定管理者のマネジメント、モニタリングを行い、市がこれまで培ってきたサービスの経験等を喪失することなく、市が責任をもって事業者と一体となった運営を行うことが必要になります。

また、サービスの実施にあたり、市職員と指定管理者が情報共有と相互理解を図ることで、利用者サービスの向上を図ります。指定管理者の経験や知識の少ない公的要素の強い業務については、市の指導の下、利用者サービスが向上できるように事業を推進します。

指定管理者は、市民団体やボランティア等との関係を構築するとともに、市も主体的に関わりを継続し、地域人材の育成を行います。

さらに、指定管理者選定にあたって、従事者の適切な労働環境が保てるように確認するなど、利用者サービスが低下することなく、安定的なサービスが提供できるよう運営を行います。

③市と指定管理者との意思疎通

指定管理者制度は、市と指定管理者との適切なパートナーシップにより、官民双方の強みを活かしながら効果を十分に発揮できるよう、制度を運用していくことが重要です。指定管理者制度の運用にあたっては、お互いを対等なパートナーとして認め合い、コミュニケーションを図るとともに、協力して効率的・効果的な施設目的の達成を目指します。市が施設の業務をしっかりと把握し、指定管理者と意思疎通を図ることで、地域ニーズの把握を行うとともに、市の意向を踏まえた運営を行います。

また、市と指定管理者との定例的な会議の実施に加え、館長レベル、実務者レベルな

ど様々なレベルでの打ち合わせを随時行い、市が進める生涯学習施策の方向性の確認や利用者ニーズの共有を図り、これまで継続してきたサービスを停滞させず、新たに発展的取組を行います。

さらに、市は、仕様書に定める業務が確実に履行されているかを確認するために、指定管理者に報告書等の提出を求めて内容をチェックするとともに、施設の維持管理状況やサービスの質など報告書だけでは確認できない事項については、実地調査やスタッフへのヒアリング等により確認します。

④市職員及び指定管理者の人材育成

市職員においては、指定管理者のモニタリング、マネジメントを行うためのスキルを身に付ける必要があります。また、これからの社会教育を指定管理者とともに更に拡充し、区域全体で幅広く行うために、企画能力やコミュニケーションスキルなどの能力がこれまで以上に求められることとなります。そのための市職員の人材育成をこれまで以上にしっかりと行う必要があります。

また、指定管理者に対しては、市における社会教育の視点、これまで培ってきたノウハウ等を伝え、継承していく必要があります。そのためには指定管理者に対してしっかりと指導を行う必要があります。

市民館に関わる職員全てが社会教育やまちづくり・地域づくりに対する理解を深め、市職員と指定管理者が相互に高め合い、相乗効果による能力向上を目指します。

(2) 市と指定管理者の役割分担

市民館では、これまでの市民館運営で培ってきた経験を活かし、効率的・効果的な市民館運営を引続き実施するとともに、多様な主体や関係部署との連携を一層深め、多様なニーズへの対応や、区域全体で生涯学習施策を推進する必要があります。

そこで、指定管理者制度を導入し、効率的・効果的な市民館運営とともに事業サービスの向上を図るため、市がマネジメントを行うことを前提としつつ、市と指定管理者の役割分担を行い、事業を推進します。

それぞれの役割の考え方については以下の通りです。

①現在、業務委託にて実施している施設管理業務（貸館、ホール運営、施設維持管理等）については、指定管理者が中心に担うこととします。

②社会教育振興事業については、市と指定管理者でそれぞれの役割を担い、連携して事業を行います。基本方針や事業の方向性等については市が定め、事業の運営等については指定管理者のノウハウやマンパワー等を活用し、取組を進めることとします。

○講座内容の決定に関しては市が行う。その企画や内容検討においては、指定管理者の

知見を活用する。講座の運営に関しては指定管理者が中心となって行う。

- 地域で活動する団体やボランティアの育成、協働・連携、その活躍の場の提供に関するについては、市と指定管理者が連携して行う。
- 生涯学習施策の推進における社会教育関係団体の支援については、指定管理者と連携しながら、市が中心となって行う。
- 運営に関わる審議会等については市が行う。

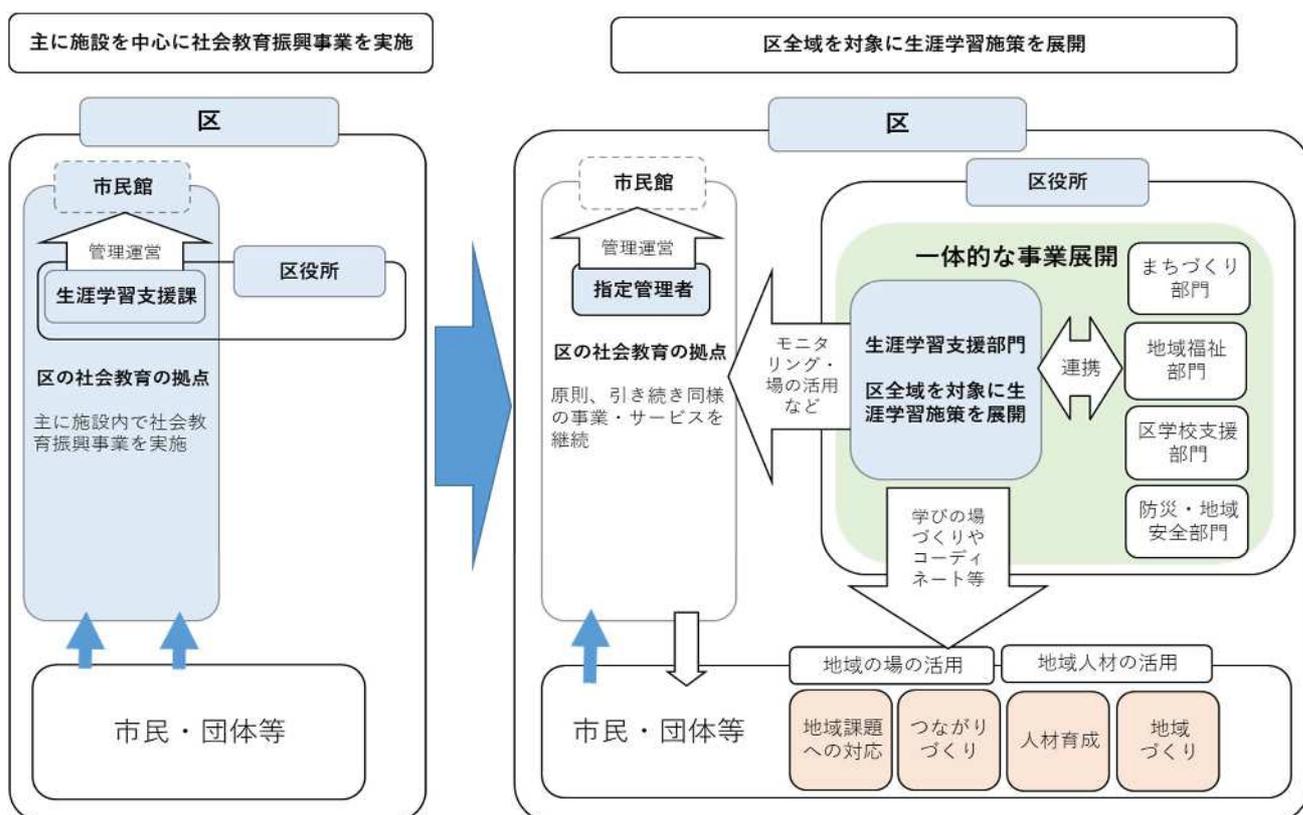
(3) 区における生涯学習支援部門

従来からのニーズに応えつつ、新たな事業・サービスの提供を展開するために、館の運営や社会教育振興事業について、指定管理者に一部まかせることで、市職員のマンパワーを補完し、市職員は本来取り組むべき、企画や新たな打ち出しに注力していきます。

区の生涯学習支援部門については、区役所のまちづくり部門、地域福祉部門等と連携し、アウトリーチや地域づくりを進めてまいります。

(区生涯学習支援部門の業務イメージ)

- 区における生涯学習施策の企画・立案及び実施
 - 地域人材の育成、講座の実施、団体との連絡調整、区内施設との連携など
- 指定管理者に関すること
 - 指定管理者との契約等の全体調整
 - 市民館地区館・プラザ・分館のモニタリング
- 区役所内のまちづくりを担う組織と連携した地域の課題解決事業の実施



(4) 指定管理者制度の導入形態

学びを通して、人・つながり・地域づくりを支える生涯学習の拠点を目指す市民館は、学びの成果と、住み慣れた地域がもっと住みやすくなるような活動とがつながる好循環が生まれるような地域づくりを進める必要があります。

一方、市民館には多様なニーズ等へ対応するため、様々な役割が加わってきており、このニーズに対応するため、民間事業者のノウハウやスキル、マンパワーを積極的に活用することで市民サービスの向上が期待されます。

現在、本市の市民館は、地区館として各区に1館ずつ7館（川崎、幸、中原、高津、宮前、多摩、麻生）整備されており、またそれ以外に市民館機能と図書館機能を併せ持つプラザが4館（田島、大師、日吉、橋）、市民館機能のみの分館が2館（菅生、岡上）設置されています。

どの市民館に指定管理者制度を導入するかについては、一部館、全館の2つのパターンが考えられます。

①一部館に指定管理者制度導入

一部を指定管理者とする場合、直営館が残り、指定管理者制度の効果を見極めながら直営館とともに事業が進められます。一方、全市的に統一性をもって、生涯学習支援部門が、区のまちづくり部門や地域福祉部門と連携し、区全域における社会教育振興や地域づくりを強化していくという目的遂行にあたっては、難しさが残ります。

②全館に指定管理者制度導入

全館を指定管理者とする場合、統一性を持った生涯学習支援施策の推進が図られます。市の経験や業務知識の継承に注意を払う必要がありますが、生涯学習支援部門は引き続き存在し、指定管理者への指導・評価が可能です。また、社会教育振興事業についても、マネジメントは市が担い、民間のノウハウを活用しながら進めていくことが可能になります。

No	運営形態	結果
①	一部館を指定管理者	△
②	全館を指定管理者	○

2つのパターンを比較検討し、区全域における社会教育振興や地域づくりを強化していくという目的遂行、及び統一性を持った生涯学習支援施策の推進のために、②を基本として指定管理者制度の導入を進めます。

結 論

区生涯学習支援部門の役割や位置づけを整理し、マネジメント・モニタリングができる体制を構築したうえで、市民館全館に「指定管理者制度」を導入します。

6 指定管理者制度導入（図書館）にあたって

（１）指定管理者制度導入にあたっての視点

指定管理者制度の導入にあたっては、以下の視点を念頭に進めてまいります。

①社会教育法に基づく社会教育振興の継続

社会教育の振興については、社会教育法に則り教育委員会がその責務を果たしていく必要があります。指定管理者の知見やマンパワーを活用しつつも、市がしっかりと企画、マネジメントを行い、すべての市民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際の生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めていく必要があります。

②選書・蔵書の中立性の確保

図書館の運営には魅力的な蔵書構成を構築することが必要ですが、そのためには、地域の特性や市民ニーズなどを踏まえた選書を行う必要があります。すなわち、図書館で定めている資料収集基準に合致しているか、利用者の文化・教養・調査研究等に資するか、類似図書の有無の確認、図書館として蔵書の必要性があるのかなどの幅広い検討が必要となります。

そのため、現在、中原図書館を中心に行われている集中選定制度の体制を継続するとともに、引続き資料収集基準に基づいた一貫した選書方針を堅持し、選書の継続性・中立性を担保していきます。

蔵書構成に影響のある除籍についても、選書同様に市が最終的な責任を持って行う必要があります。

③効率的・効果的なレファレンスサービスの実施

図書館の重要なサービスとしてレファレンス業務があります。通常の司書スキルによるレファレンスサービスに加え、市がこれまで培ってきたレファレンス手法や地域性等をしっかりと継承し、また指定管理者と市職員の図書館司書が密接に連携することで、より効率的・効果的なレファレンスサービスを行う必要があります。

④図書館運営の継続性の確保

指定管理者制度では、指定期間が定められているため、事業内容の蓄積、図書館の安定性確保（従事者の短期間雇用と低賃金等）といった課題が指摘されています。そのため市職員が指定管理者のマネジメント、モニタリングを行い、市がこれまで培ってきた図書館サービスの経験等を喪失することなく、市が責任をもって指定管理者と一体となった運営を行うことが必要になります。また、サービスの実施にあたり、市職員と指

定管理者が情報共有と相互理解を図ることで、利用者サービスの向上を図ります。指定管理者の経験や知識の少ない公的要素の強い業務については、市の指導の下、利用者サービスが向上できるように事業を推進します。指定管理者は、市民団体やボランティア等との関係を構築するとともに、市も主体的に関わりを継続し、地域人材の育成を行います。

さらに、指定管理者選定にあたって、従事者の適切な労働環境が保てるように確認するなど、利用者サービスが低下することなく、安定的なサービスが提供できるよう運営を行います。

⑤市と指定管理者との意思疎通

指定管理者制度は、市と指定管理者との適切なパートナーシップにより、官民双方の強みを活かしながら効果を十分に発揮できるよう、制度を運用していくことが重要です。指定管理者制度の運用にあたっては、お互いを対等なパートナーとして認め合い、コミュニケーションを図るとともに、協力して効率的・効果的な施設目的の達成を目指します。市が施設の業務をしっかりと把握し、指定管理者と意思疎通を図ることで、地域ニーズの把握を行うとともに、市の意向を踏まえた運営を行います。

また、市と指定管理者との定例的な会議の実施に加え、館長レベル、実務者レベルなど様々なレベルでの打ち合わせを随時行い、市が進める生涯学習施策の方向性の確認や利用者ニーズの共有を図り、これまで継続してきたサービスを停滞させず、新たに発展的取組を行います。

さらに、市は、仕様書に定める業務が確実に履行されていることを確認するために、指定管理者に報告書等の提出を求めて内容をチェックするとともに、施設の維持管理状況やサービスの質など報告書だけでは確認できない事項については、実地調査やスタッフへのヒアリング等により確認します。

⑥市職員及び指定管理者の人材育成

市職員においては、指定管理者のモニタリング、マネジメントを行うためのスキルを身に付ける必要があります。また、これからの図書館施策を指定管理者とともに拡充し幅広く行うために、企画能力やコミュニケーションスキルなどの能力がこれまで以上に求められることとなります。そのための職員の人材育成をこれまで以上にしっかりと行う必要があります。また、指定管理者に対しては、市における社会教育の視点、これまで培ってきたノウハウ等を伝え、継承していく必要があります。そのためには指定管理者に対して、しっかりと指導を行う必要があります。

図書館に関わる職員全てが社会教育やまちづくり・地域づくりに対する理解を深め、市職員と指定管理者が相互に高め合い、相乗効果による能力向上を目指します。

⑦地域の図書資源を活用した多様な主体との連携

地域では、学校図書館地域開放事業や地域団体等への図書の貸出制度、民間の地域文庫や読み聞かせボランティア等の多様な主体による活動が行われています。

そのような地域の多様な図書資源を通じて、今後、より多くの図書館サービスを地域の中で展開していくため、地域における本を通じた支援や交流の場づくり、地域資源を活かした読書普及活動、他機関との相互連携による相談支援・交流等による地域づくりが求められています。

図書館が「知と情報の拠点」として図書を通じた地域づくりを行うためには、市と指定管理者が一体となり、地域ニーズの的確な把握や、学校・地域ボランティア等の多様な主体と連携しながら取組を進める必要があることから、地域の特色や近似性を踏まえた、市と指定管理者が密接に連携できる体制の構築を行います。

(2) 市と指定管理者の役割分担

図書館では、これまでの図書館運営で培ってきた経験に加え、他部署での知識や経験などを活かして、地域事情を踏まえながら、区域全体で生涯学習施策を推進する機能と、図書館の専門性等を有効に活用して、利用者サービスを向上させる機能が必要となっています。

そこで、指定管理者制度を導入し、効率的・効果的な図書館運営とともに事業サービスの向上を図るために、市がマネジメントを行うことを前提としつつ、市と指定管理者の役割分担を行い、事業を推進します。

それぞれの役割の考え方については以下の通りです。

①現在、業務委託にて実施している貸出・返却カウンター、配架、書庫出納、図書装備、巡回車受入、施設管理等については、指定管理者が中心に担うこととします。

②その他の業務については、市と指定管理者でそれぞれの役割を担い、連携して実施します。基本方針や事業の方向性等については市が定め、事業の運営等については指定管理者のノウハウやマンパワー等を活用し、取組を進めることとします。

○資料選定・購入・除籍業務等、図書資料の収集・保存に関することの決定については、市が行う。

○生涯学習施策の推進における地域団体や学校等との連携については、指定管理者と連携しながら、市が中心となっていく。

○運営に関わる審議会等については市が行う。

（３）指定管理者制度の導入形態

市民にとって役立つ、地域の中で頼れる知と情報の拠点を目指す図書館は、専門性を高め、選書・蔵書の公正性・中立性を担保し、地域の資料の充実を図るため、図書館における限りある市職員の人的資源を有効活用することによる図書館機能の強化が必要です。

一方、図書館には多様なニーズ等へ対応するため、様々な役割が加わってきています。これらのニーズに対応するため、指定管理者のノウハウやスキル、マンパワーを積極的に活用することで市民サービスの向上が期待されます。

現在、本市の図書館は、地区館として各区に１館ずつ７館（川崎、幸、中原、高津、宮前、多摩、麻生）設置されており、またそれ以外に、市民館機能と図書館機能を併せ持つプラザが４館（田島、大師、日吉、橘）、図書館機能のみの分館が１館（柿生）設置されています。地区館のうち中原図書館は中央館的機能を備えた館として位置づけられています。また幸、宮前、麻生については、市民館と同一の建物に複合館として整備されており、文化センターとして位置づけられています。

市における図書館形態の見直しにあたっては、以下の運営形態が考えられます。

※中原図書館は図書館ネットワークの取りまとめとしての中央館的機能を備えた館として位置づけている。

①全館に指定管理者制度導入

全館を指定管理者とする場合、市において図書館職員が不在となり、指定管理者への指導・評価や市職員の培った経験等の継承が困難となります。また、中立性が求められる選書方法が課題となるほか、図書館事業の把握が出来なくなる可能性があり、図書館施策の企画立案能力低下などが懸念されます。

市に図書館機能を残さない全図書館への指定管理者制度導入は、培ってきた経験を継承できない恐れがあります。

②中央館的機能を持つ中原図書館は直営とし、その他の館に指定管理者制度導入

中原図書館に市職員を集約させた場合は、直営館として指定管理者の業務内容を確認し、指導・評価が可能です。また、指定管理者との連携により、市職員として新しい知識等の習得も期待でき、中央館的機能の強化とともに、民間ノウハウを活用した地区館の運営が可能と考えられます。

一方で、図書館が「知と情報の拠点」として図書を通じた地域づくりを行うために、指定管理者と市職員が一体となり、学校や地域ボランティアと密接に連携することが必要ですが、中原図書館のみでは地域との顔の見える関係性づくりや日々の密接な連携が難しく、地域ニーズの把握や課題解決が難しくなります。また、図書の選書ノウハウや図書館運営等、今まで培ってきた図書館運営の公共性・継続性の担保が不可欠ですが、中原図書館のみでは体制上の課題が残ります。

③中原図書館は直営、及び直営館と指定管理者が1対1のモニタリング体制をとれるよう中原図書館以外にも直営館を置き、その他の館に指定管理者制度導入

中原図書館が図書館全体のマネジメントを行い、中原図書館以外の直営館が指定管理者の業務内容を確認することで、適切な指導・評価ができると考えられます。

市と指定管理者との連携により、相互の情報共有やマネジメントを適切に機能させることで、直営館と指定管理館が相互に高めあい、市職員として新しい知識等の習得による中央館的機能の強化を図るとともに、図書館運営の公共性・継続性を担保しながら、民間ノウハウを活用した地区館の運営が可能と考えられます。

また、地域の図書資源の有効活用、図書を通じた地域づくり、地域の学校やボランティア等の多様な主体との連携・交流、地域ニーズ等の的確な把握等を効果的に行うには、地域との顔の見える関係性づくりや日々の密接な連携が必要です。

そのため、市と指定管理者が一体となり、地域の特色や近似性を踏まえた連携が可能となる、隣接区における直営館と指定管理館の1対1でのモニタリング体制が、望ましいと考えます。

No	運営形態	結果
①	全館に指定管理者制度導入	×
②	中央館的機能を持つ中原図書館は直営とし、その他の館に指定管理者制度導入	△
③	中原図書館は直営、及び直営館と指定管理者が1対1のモニタリング体制をとれるよう中原図書館以外にも直営館を置き、その他の館に指定管理者制度導入	○

3つのパターンを地域との連携や専門性の観点から比較検討し、図書館知識の継続性を保ち、マネジメントを考慮しながらも民間ノウハウを活用するため、③を基本として指定管理者制度の導入を進めます。なお、社会状況や環境変化を踏まえ、適宜、導入形態について検討を行います。

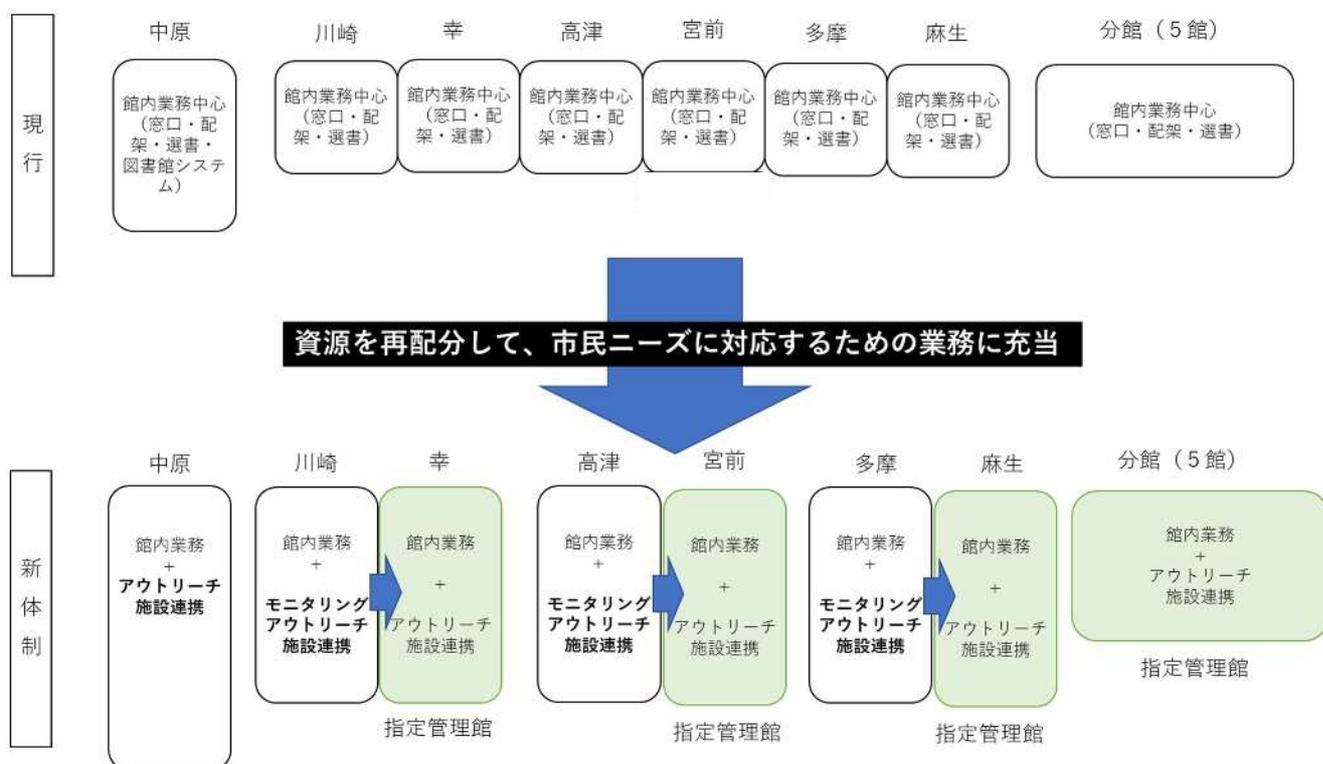
図書館の管理運営については、市民館と共同で指定管理化することで、社会教育施設同士の連携による相乗効果が図れることから、地区館においては文化センターを指定管理制度導入館として進めることとします。

プラザにおいては、市民館機能の指定管理者制度導入にあわせ、図書館機能についても進めることとします。分館については、親館の図書館の導入にあわせ進めることとします。

結 論

図書館業務のノウハウを市がしっかりと保持し、指定管理者導入館のマネジメント及びモニタリングを行うことができる体制として、中央館的機能を持つ中原図書館とモニタリング館としての直営館を置き、地域の近似性等を踏まえた隣接区における直営館と指定管理者館をセットにすることで、迅速かつ的確に管理・監督できる体制を構築し、地域の中で頼れる「知と情報の拠点」を目指します。

なお、今後の社会状況や環境変化を踏まえ、適宜、導入形態については検討を行っていきます。



7 指定管理者制度導入のスケジュール

(市民館)

指定管理者制度導入のスケジュールは、対象施設が多いため、指定管理者制度導入に伴う事務負担や受託側の事業者の状況を考慮する必要があります。

また、市民館は現在老朽化が進んでおり、移転や大規模改修の検討を進めている館もあります。その間、施設自体が利用できなくなる場合もあり、そういった状況を勘案し進めることとします。移転や工事等の予定がない地区館については、指定管理者制度の導入を進めます。

プラザ・分館につきましては、親館である地区館の状況にあわせ、指定管理者制度の導入を進めることとします。

※プラザ：市民館分館・図書館分館の複合施設（田島、大師、日吉、橘）

- ・教育文化会館及び田島分館、大師分館は、教育文化会館の移転後に指定管理者制度の導入を進めます。(令和6年度後半)
- ・中原市民館、高津市民館、橘分館は、指定管理者制度の導入を進めます。(令和7年度)
- ・多摩市民館、麻生市民館、岡上分館は、指定管理者制度の導入を進めます。

(令和8年度)

- ・改修工事・移転のある幸市民館及び宮前市民館、及び同区内の日吉分館、菅生分館は、工事・移転終了後に指定管理者制度の導入を進めます。

市民館	導入時期
教育文化会館	令和6(2024)年度後半
田島分館(プラザ田島)	令和6(2024)年度後半
大師分館(プラザ大師)	令和6(2024)年度後半
幸市民館	市民館の改修工事後
日吉分館(プラザ日吉)	市民館の改修工事後
中原市民館	令和7(2025)年度
高津市民館	令和7(2025)年度
橘分館(プラザ橘)	令和7(2025)年度
宮前市民館	市民館の移転後
菅生分館	市民館の移転後
多摩市民館	令和8(2026)年度
麻生市民館	令和8(2026)年度
岡上分館	令和8(2026)年度

(図書館)

図書館の管理運営については、市民館と共同で指定管理化することで、社会教育施設同士との連携による相乗効果が図られることから、地区館においては文化センターを指定管理導入館として進めることとします。

プラザにおいては、市民館機能の指定管理者制度の導入にあわせ、図書館機能についても進めることとします。分館については、親館の図書館の導入にあわせ進めることとします。

※文化センター：市民館と図書館の複合施設（幸、宮前、麻生）

- ・田島分館・大師分館は、教育文化会館の移転後に、市民館機能と同時に指定管理者制度の導入を進めます。（令和6年度後半）
- ・橘分館は、市民館機能と同時に指定管理者制度の導入を進めます。（令和7年度）
- ・文化センターである麻生図書館は、麻生市民館と同時に指定管理者制度の導入を進めます。また同区内の柿生分館も同時に導入を進めます。（令和8年度）
- ・その他の文化センターである宮前図書館、幸図書館及び同区内の日吉分館は、移転・工事終了後に指定管理者制度の導入を進めます。

図書館	導入時期
川崎図書館【直営館】	—
田島分館（プラザ田島）	令和6（2024）年度後半
大師分館（プラザ大師）	令和6（2024）年度後半
幸図書館	図書館の改修工事後
日吉分館（プラザ日吉）	図書館の改修工事後
中原図書館【直営館】	—
高津図書館【直営館】	—
橘分館（プラザ橘）	令和7（2025）年度
宮前図書館	図書館の移転後
多摩図書館【直営館】	—
麻生図書館	令和8（2026）年度
柿生分館	令和8（2026）年度

資 料 編

【市民館施設一覧】

No	施設名	所在地	設立年月	延床面積	主な施設
1	教育文化会館	川崎区富士見	昭和 42(1967)年 3 月	15,138 m ²	大会議室<300 席>、会議室(8)、学習室(6)、教養室(5)、児童室、イベントホール、市民ギャラリー
2	教育文化会館 大師分館	川崎区大師駅前	平成 7(1995)年 11 月	1,032 m ² (図書館含む)	学習室、実習室、談話室、和室、児童室、図書館分館
3	教育文化会館 田島分館	川崎区追分町	平成 4(1992)年 10 月	890 m ² (図書館含む)	学習室、実習室、談話室、和室、児童室、図書館分館
4	幸市民館	幸区戸手本町	昭和 55(1980)年 7 月	6,086 m ² (図書館含む)	ホール<840 席>、大会議室<200 席>会議室(4)、教養室(5)、児童室、市民ギャラリー
5	幸市民館 日吉分館	幸区南加瀬	平成 15(2003)年 7 月	825 m ²	学習室、実習室、和室、児童室、談話室、展示コーナー、図書館分館
6	中原市民館	中原区新丸子東	昭和 49(1974)年 6 月 平成 21(2009)年 4 月 移転	4,007 m ²	ホール<375 席>、会議室(6)、教養室(6)、児童室、市民ギャラリー、グループ室
7	高津市民館	高津区溝口	昭和 49(1974)年 7 月 平成 9(1997)年 9 月 移転	8,373 m ²	ホール<600 席>、大会議室<300 席>、会議室(6)、教養室(7)、児童室、市民ギャラリー、グループ室
8	高津市民館 橘分館	高津区久末	平成 5(1993)年 10 月	1,229 m ² (図書館含む)	学習室、実習室、和室、市民活動支援ルーム、児童室、談話・ギャラリーコーナー、図書館分館
9	宮前市民館	宮前区宮前平	昭和 60(1985)年 7 月	8,593 m ² (図書館含む)	ホール<910 席>、大会議室<210 席>、会議室(4)、教養室(5)、児童室、市民ギャラリー
10	宮前市民館 菅生分館	宮前区菅生	昭和 62(1987)年 4 月	413 m ²	集会室、学習室、和室、児童室、談話室
11	多摩市民館	多摩区登戸	昭和 47(1972)年 9 月	6,438 m ² (専有床面積)	ホール<908 席>、大会議室<200 席>、会議室(6)、学習室(2)、教養室(5)、児童室、市民ギャラリー、グループ室
12	麻生市民館	麻生区万福寺	昭和 60(1985)年 7 月	6,985 m ² (図書館含む)	ホール<1,010 席>、大会議室<300 席>、会議室(4)、教養室(5)、児童室、市民ギャラリー
13	麻生市民館 岡上分館	麻生区岡上	昭和 53(1978)年 3 月	800 m ²	学習室、集会室、和室、体育室、児童室、図書室

【図書館等施設一覧】

令和元（2019）年3月31日現在

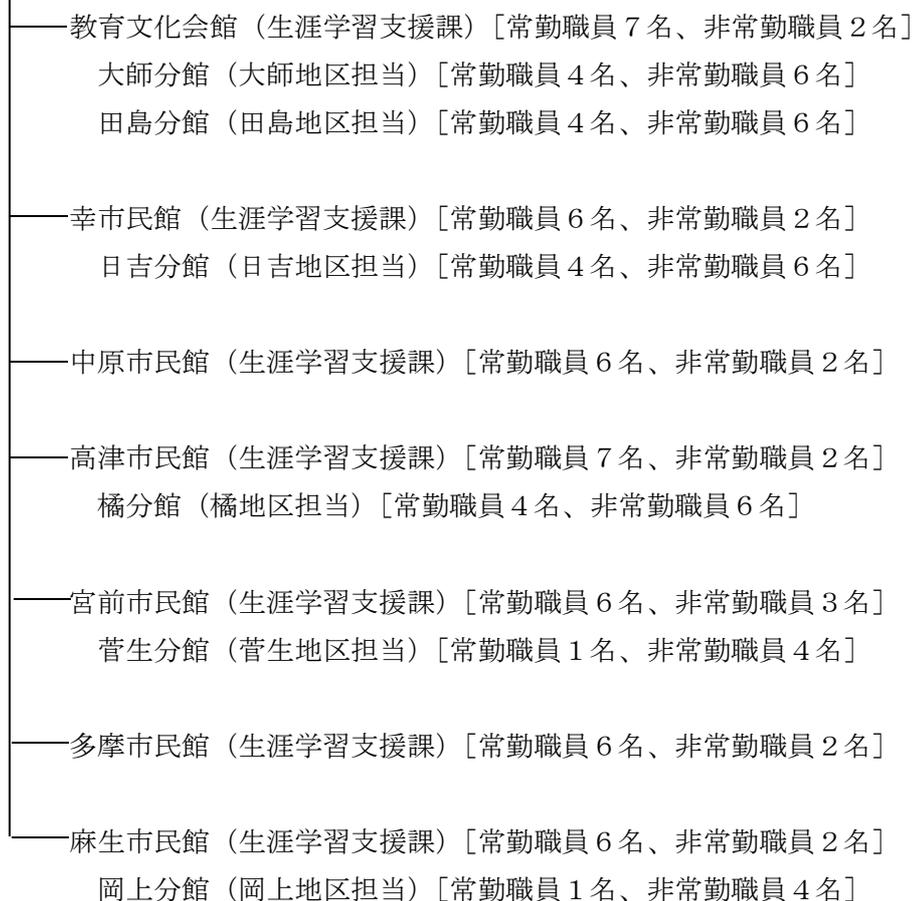
No	館名	所在地	設立年月	延床面積	蔵書数	閲覧席数
1	川崎図書館	川崎区駅前本町	平成7(1995)年4月	1,179 m ²	183,434 冊	28 席
2	川崎図書館大師分館	川崎区大師駅前	平成7(1995)年11月	265 m ²	48,741 冊	10 席
3	川崎図書館田島分館	川崎区追分町	平成4(1992)年10月	203 m ²	47,135 冊	12 席
4	幸図書館	幸区戸手本町	昭和55(1980)年7月	886 m ²	144,750 冊	54 席
5	幸図書館日吉分館	幸区南加瀬	平成15(2003)年7月	245 m ²	40,879 冊	13 席
6	中原図書館	中原区小杉町	昭和35(1960)年4月 平成25(2013)年4月 移転	4,497 m ²	406,252 冊	201 席
7	高津図書館	高津区溝口	昭和12(1937)年4月 昭和63(1988)年3月 移転	2,196 m ²	249,549 冊	148 席
8	高津図書館橘分館	高津区久未	平成5(1993)年10月	247 m ²	37,893 冊	15 席
9	宮前図書館	宮前区宮前平	昭和60(1985)年7月	1,448 m ²	244,043 冊 (自動車文庫含む)	74 席
10	多摩図書館	多摩区登戸	昭和47(1972)年4月 平成9(1997)年1月 移転	1,725 m ²	271,527 冊	93 席
11	菅閲覧所	多摩区菅	平成5(1993)年9月	348 m ²	29,184 冊	48 席
12	麻生図書館	麻生区万福寺	昭和60(1985)年7月	1,346 m ²	208,645 冊	74 席
13	麻生図書館柿生分館	麻生区片平	平成15(2003)年6月	391 m ² (学校図書室分含む)	42,255 冊	44 席 (学校図書室分含む)

【市民館の体制】

●機構・職員(令和4年4月1日現在)

各区役所

まちづくり推進部



●利用案内

1 利用時間

(市民館・分館) 午前9時～午後9時

(分館図書館) 月～金曜日 午前10時～午後6時

土・日曜・祝休日 午前10時～午後5時

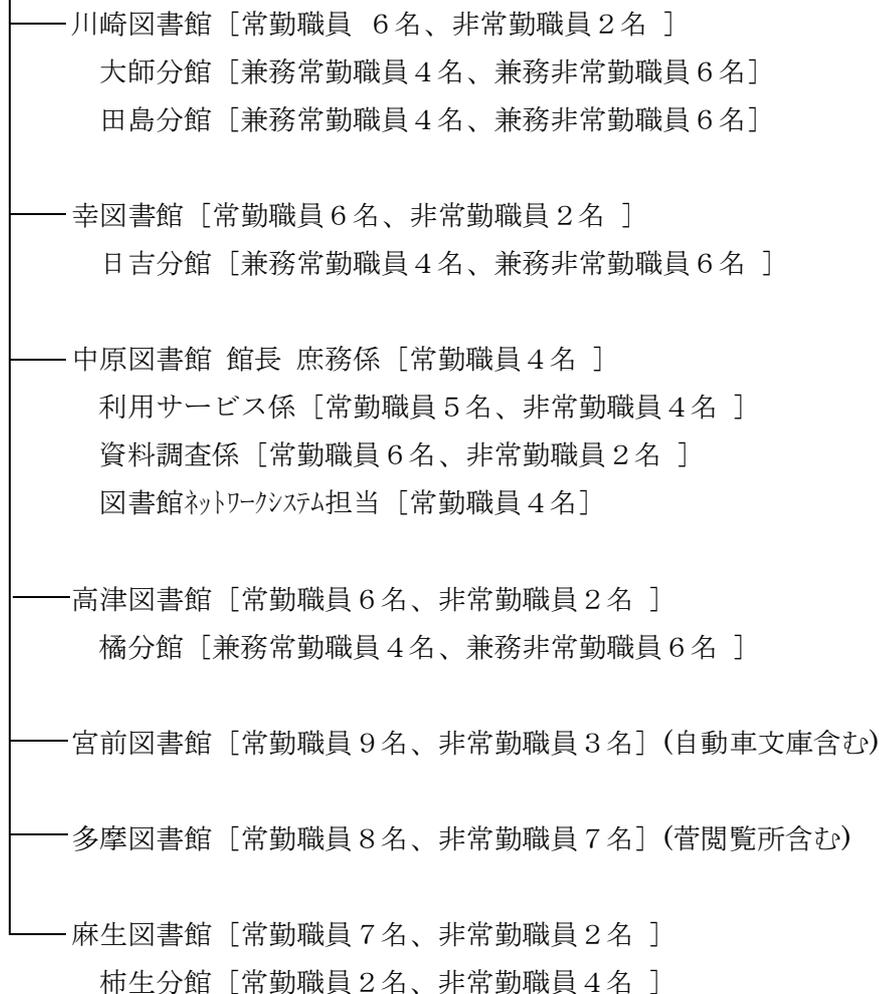
2 休館日 毎月第3月曜日(祝日と重なる場合は翌日)及び年末年始

【図書館の体制】

●機構・職員（令和4年4月1日現在）

教育委員会事務局

生涯学習部 生涯学習推進課



●利用案内

- 1 開館時間 月～金曜日 午前9時30分～午後7時（分館は午前10時～午後6時）
※月～金曜日 午前9時30分～午後9時（中原のみ）
土・日・祝日 午前9時30分～午後5時
（分館は午前10時～午後5時）
- 2 休館日 毎月第3月曜日（祝日と重なる場合は翌日）及び年末年始
- 3 個人貸出 一人10冊まで貸出日から15日以内（ほかに視聴覚資料は3点まで）
- 4 団体貸出 1回500冊まで100日以内など団体種別に応じて貸出
- 5 予約点数 一人10冊まで（ほかに視聴覚資料は3点まで）

【これまでの社会教育（市民館）の取組】

- 1949～1953年 4公民館（川崎・中原・高津・稲田）建設
 - 1949年 成人学校・成人学級開始（日本で最も早く開設）
 - 1970年代 市民参画事業（自主事業、地域セミナー、社会教育研究集会）開始
 - 1967年 教育文化会館設立
 - 1972年 多摩市民館設立、以降各区1か所の市民館設立
 - 1977年 家庭教育学級開設（学習と仲間づくりの場）
 - 1982年 社会人学級開設（中学校形式卒業者の基礎的学力保障の場）
 - 1985年 平和教育学級、人権尊重学級開設
 - 1990年 識字学級開設（外国人市民対象）
- ※この間、PTA、婦人会、研究会・サークル連絡会等各種団体との連携・支援を実施

市内初の公民館が設置された昭和24（1949）年には社会教育法が制定され社会教育活動も活発化してきた。同じ年の9月に全国初の成人学校が川崎市に誕生し、多くの市民の学習の場として進展した。その後、成人学校が定着し本格的な社会教育活動が実施されるようになった。

都市化の波で市内への流入人口が急増し、また核家族世帯の増加や余暇時間の増大のなかで、学習事業に主婦や高齢者の参加が多くみられるようになった。昭和40（1965）年代の社会教育は、それまでの勤労者や婦人団体、PTAなど組織を対象とした事業から一般市民を対象とした事業へと移行していった。

成人学校は昼間の科目の開設が増え、婦人学級、高齢者教室、家庭教育学級、市民大学などが公募で開設されるようになった。昭和40（1965）年代の後半には自分たちの住む地域における環境、健康、暮らしや子どもの教育などの問題に対する実践活動を伴った市民の自主的学習活動も盛んになっていった。

市民館が各区に整備されてきた昭和50（1975）年代以降は、オイルショック後の経済低成長時代を迎える中、昭和40（1965）年代より更に都市化や高学歴化の進展に加えて、情報化、高齢化、国際化など社会変動の波が次々に押し寄せ、市民生活が大きく変容していく時代であった。そのため、市民の学習もまた変化し多様化してきた。この時代には、学習事業の企画立案への市民参加や、学習支援ボランティア活動など市民と行政が協働して事業を展開する例も多くみられるようになった。

（参考）平成30・31（令和元）年度 川崎市社会教育委員会議 研究報告書

【これまでの社会教育（図書館）の取組】

- 1923年 田島町立図書館設置（1927年川崎市に編入）
- 1977年 自動車文庫（たちばな号）配置
- 1980年 幸文化センター開館、コンピュータシステムを全国に先駆け導入
- 1985年 宮前文化センター・麻生文化センター開館
- 1988年 高津図書館新築移転
- 1992年 プラザ田島開館
- 1993年 多摩図書館菅閲覧所開所、プラザ橋開館
- 1995年 川崎図書館開館、プラザ大師開館
- 1997年 多摩図書館、多摩区総合庁舎内に移転・開館
- 2000年 「読書のまち・かわさき」事業開始
- 2003年 日吉分館が日吉合同庁舎内に開館、インターネット予約開始
- 2005年 学校図書館有効活用事業開始
- 2013年 新中原図書館供用開始

川崎市の市立図書館は大正 12（1923）年に橘樹郡の尋常高等小学校内に田島町立図書館が設立されたことに端を発する。昭和 2（1927）年に田島町が川崎市に編入されたことで川崎市立図書館が出立し、以後、産業都市川崎の成長と歩調を合わせるように規模が拡大していった。昭和 52（1977）年、中原図書館が自動車文庫の運行を開始。昭和 55（1980）年には全国に先駆けてコンピュータシステムが導入された。平成 12（2000）年に至ると「読書のまち・かわさき」事業が出発する。情報化社会の進展に伴い、平成 15（2003）年にインターネットからの蔵書検索、図書の予約、利用状況の確認が可能になった。同年には図書館運営検討委員会も発足している。翌年には稲城市、狛江市との相互貸借協定が締結された。

平成 17（2005）年、学校図書館有効活用事業が小中学校 15 校で始まる。平成 19（2007）年、学校図書館有効活用事業で本の貸出が開始された。専修大学図書館との相互協力の覚書、和光大学附属梅根記念図書館との相互利用協定を取り交わすなど、大学図書館との連携も始まった。以降、大学図書館との連携については、平成 22（2010）年に明治大学生田図書館と、平成 25（2013）年に日本映画大学附属図書館、日本女子大学図書館と連携が始まった。

平成 25（2013）年、中原図書館が、急成長地区である武蔵小杉の駅に直結したビル内に新中原図書館として移転開館した。同年には市立図書館全館のコンピュータ機器が更新され、BDS（無断持出防止装置）の導入が完了するなど施設の充実が進んだ。

（参考）平成 26・27（2014・2015）年度 川崎市社会教育委員会 研究報告書

市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）

令和4年（2022）年5月

川崎市教育委員会

教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課

Tel：044-200-1806 Fax：044-200-3950

E-mail：88syogai@city.kawasaki.jp



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市